

平成25年3月29日

総務大臣
新藤義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成25年1月29日付け諮問第3052号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添1において対応する当審議会の考え方)。

(1) 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)に関し、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成26年度接続料原価に繰り延べ措置をして接続料を再算定すること(考え方3)。

(2) 公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて接続料を再算定すること(考え方9)。

2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添1において対応する当審議会の考え方)。

(1) NTT東西に対し、平成26年度以降の接続料において災害特別損失を接続料原価に算入する場合には、引き続き接続会計の公表の際に災害特別損失の内訳についても公表するとともに、接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、当該災害特別損失が機能ごとの接続料原価に与える影響に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者に開示することについて検討することを要請すること(考え方5)。

- (2)総務省において、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を情報通信行政・郵政行政審議会に報告すること(考え方6)。
- (3)NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することを要請すること(考え方9)。
- (4)NTT東西に対し、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することを要請すること(考え方9)。
- (5)NTT東西に対し、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことを要請すること(考え方12)。
- (6)NTT東西に対し、接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示することについて検討することを要請すること(考え方19)。

4. 特設公衆電話に係る意見

意見	再意見	考え方
<p>意見9-1 特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への算入は、公衆電話料金の値上がりにつながり、平時の公衆電話利用者に転嫁される可能性があるため認められない。</p> <p>特設公衆電話の費用については、基金作りや税金の投入等も考えられ、特設公衆電話の設置や費用負担のあり方について、検討されるべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ ① 災害発生時の通信の確保は重要な課題となっています。第1種公衆電話の増設が検討された中で、NTT東西から特設公衆電話の自主的設置が提案されました。しかし、災害時の通信確保の上で重要な役割を果たす特設公衆電話の設置は、全国あまねく実施されるべきであり、NTT東西の社会貢献の範囲で済まされるものではないと考えます。</p> <p>② 特設公衆電話は、国の防災対策として一定の基準のもと、必要な個所にすべて設置することを強く望みます。</p> <p>③ その費用に関しては、設置費を含め税金等で賄われるべきものと考えます。</p> <p>④ 今回の変更案は、NTTの裁量で設置した特設公衆電話の費用を、平時の公衆電話利用者に転嫁するものであり、認めることはできません。 (全国地域婦人団体連絡協議会)</p> <p>○ 東日本大震災での教訓から、災害時等に避難所等に設置され、無料で利用できる特設公衆電話について、災害時等にその利用が迅速にできるよう、避難所等に予め電話回線を引く工事が進められていることを歓迎しますが、接続料のあり方を含め、以下の意見を述べますので、ご検討をよろしく願います。</p>	<p>○ 【意見】</p> <p>東日本大震災を踏まえ、災害時等に迅速に対応するために、避難所等に予め特設公衆電話の用意しておくことは積極的に推進すべきことであると考えます。しかし、特設公衆電話の費用を公衆電話の接続機能の原価に含めることについては反対します。</p> <p>【理由】</p> <p>最近では、携帯電話などの普及で利用者が減り、公衆電話は削減されています。東日本大震災の際には、携帯電話等不通となる事態が発生するなかで、公衆電話は不通となることなく、国民の安心をつなぐ道具として機能しました。</p> <p>携帯電話等を持っていない子供たちや高齢者にとっては、公衆電話は重要な道具です。今回の申請に基づいて、特設公衆電話の費用を公衆電話料金に含めた場合、いわば社会的な弱者に制度維持のコストを負担させることにつながるのではないかと考えます。</p> <p>また、同じ10円でも通話できる時間が短くなるなど、実質的な公衆電話料金の値上げにつながることも考えられ、その場合には、実質値上げによる利用者減が加速し、ひいてはさらに公衆電話台数が削減されることにつながることを危惧します。</p>	<p>○ 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係る接続料への特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入についての考え方は別添2のとおり。</p> <p>これを踏まえ、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に関し、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストに係る調整額を除いて再算定することが適当である。(補正)</p> <p>また、特設公衆電話に係る費用をNTT東西と接続事業者とで負担することは合理性が認められるものの、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)</p> <p>また、NTT東西において、同年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)</p> <p>○ なお、特設公衆電話についてユニバーサルサ</p>

<p>1. 今回の申請内容である、特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への参入は、公衆電話料金の値上がりにつながる可能性があります。</p> <p>現状では、特設公衆電話の基本料相当の費用はNTT東西が負担となっています。今回の申請で、この費用が、通常の公衆電話の接続における携帯電話等の着信側の事業者がNTT東西に支払う公衆電話接続料の一部である基本料相当の費用に参入許可されれば、着信側事業者の負担(支出)が増え、その増加分なり一部が着信側事業者の収入となる公衆電話通話料金に転嫁される可能性がでてきます。公衆電話利用者の負担が増える可能性がある提案には賛同できません。</p> <p>2. 通常の公衆電話利用者が、災害時等の特設公衆電話にかかる費用をさらに負担することにつながり、不公平感を助長します。</p> <p>1. で述べた可能性のもとでは、通常の公衆電話利用者が特設公衆電話にかかる費用の一部をさらに負担することになります。特設公衆電話にかかる費用負担については、一部利用者に転嫁される可能性を生む仕組みではなく、別途検討されるべきと考えます。</p> <p>3. 災害時の無料公衆電話の設置のあり方、並びにそれに係る費用負担のあり方については、防災的視点から国民に保障していく内容で検討してください。</p> <p>災害時等に無料で利用できる公衆電話が、常設であれ、特設であれ、多く存在することは非常に心強いです。その設置については、設置箇所や台数が事業者や自治体の意思や自主的取り組みにゆだねられるだけにとどめず、国の防災対策として推進すべき内容と捉えています。また、それに伴う費用負担のあり方についても、一部利用者に負担を及ぼす状況作りではなく、基金作りや税金の投入等も考えられます。</p>	<p>【今後に向けて】</p> <p>特設公衆電話は、これまでNTT東西による自主的な取組みとして進められてきました。</p> <p>災害時に無償で利用できる電話を平時より整備しておくことは必要不可欠であり、一企業の取組みとしてではなく、国の大規模災害対策として位置付けることが順当だと考えます。</p> <p>従って、特設公衆電話は全国あまねく提供されるユニバーサルサービス制度の中に位置づけることを検討してはどうでしょうか。</p> <p>さらに、現在公衆電話の設置場所は、NTT東西のホームページで公表されていますが、今後設置される特設公衆電話についても、設置場所、設置箇所数、設置台数等の設置基準を公表すべきだと考えます。</p> <p>(全国消費者団体連絡会)</p> <p>○ 1. 意見主旨</p> <p>大規模災害への備え強化の一つとして、予め避難所等に特設公衆電話を平時より整備しておくことには必要な取り組みと考えます。しかしこの特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることには反対です。</p> <p>2. 意見の理由</p> <p>(1) 公衆電話は携帯電話の普及等によりその利用者が大幅減少となったため、設置台数は大巾に削減されてきました。しかしながら 2011 年 3 月の東日本大震災においては、携帯電話等が不通となるなかでも公衆電話はその機能を発揮しました。</p> <p>特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることにより、①公衆電話の同じ金額での通話可能時間減となり実質値上げとなるのではないかと、②その事により利用者の更なる減少そして</p>	<p>ービス制度の中に位置づけるとの意見については、情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成 24 年3月)において、特設公衆電話(事前配備)について「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討をすることが適当であると考えられる」とされている。</p> <p>○ また、特設公衆電話について税金等により整備すべきとの意見については、当審議会の審議事項を超えたものである。</p>
--	---	---

設置や費用負担のあり方についての検討を要望します。
(東京消費者団体連絡センター)

意見9-2 震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT東西以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべき。

○ 3.公衆電話について
本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東西殿は、特設公衆電話に係る端末回線コスト及び NTS コストについて、接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第3条の許可を求めています。
震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT 東西殿以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきと考えます。
(ソフトバンク)

公衆電話設置台数の削減につながっていくのではないかと懸念します。

(2) 特設公衆電話の整備は、これまで東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取り組みとして行なわれてきましたが、本来は国の大規模災害対策の取り組みとして進めるべきことであると考えます。

従って現行のユニバーサルサービス制度の中に特設公衆電話も位置づけることが妥当と考えます。
(神奈川県消費者団体連絡会)

○ 当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナルやコンビニエンスストア等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。

また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成23年12月27日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。

特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事

	<p>業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。</p> <p>その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。</p> <p>・当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、</p> <p>特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと</p> <p>今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費</p>	
--	--	--

用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。

したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。

なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は2.6%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。

また、NTT東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々の用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。

(NTT 東日本)

○ 当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナル等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。

また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成23年

12月27日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。

特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。

その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。

・当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、

特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと

今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考え

	<p>えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。</p> <p>したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。</p> <p>なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は1.0%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。</p> <p>また、NTT東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々の用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。 (NTT 西日本)</p> <p>○ 特設公衆電話に係るコストについて、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。</p> <p>ただし、今回、当該コストを接続料規則第3条ただし書の規定を用いて公衆電話の接続料原価に特例的に算入する内容で申請が行われていること</p>	
--	--	--

	<p>から、来年度以降に向けて、本来どのような形で接続する事業者も負担することが適切か、改めて十分な検討を行って整理する必要があると考えます。 (KDDI)</p>	
<p>意見10 公衆電話接続料は大幅な上昇傾向にあることから、公衆電話の効率化計画や将来の見通しについてNTT東西から提示されるべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ なお、現状、公衆電話の接続料そのものが大幅に上昇傾向にあることから、公衆電話全体としての効率化計画や将来の見通し等について、NTT 東西殿よりご提示して頂くことも不可欠と考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1.1万台(平成23年度))、撤去した公衆電話機の再利用(約2,500台(平成23年度))といった不断のコスト削減努力により約▲9.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等のほか、平成22年度の東日本大震災に伴う一時的なトラヒックの増加により、平成23年度は対前年で、トラヒックが大幅に減少したため(▲20.2%)、値上げとなっているものです。</p>	<p>○ 公衆電話機能に係る接続料については、NTT東西からの再意見にあるとおり、コストの削減・効率化の取組がなされているものの、トラヒックの減少により、結果として接続料が上昇傾向にある。 需要は今後も減少傾向が続くことが想定されることから、NTT東西においては、引き続き、トラヒックの減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。 なお、平成24年度のNTT東日本における公</p>

	<p>なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。</p> <p><参考>公衆電話台数等の前年比較 (数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 平成22年度末:12万2千台→平成23年度末:11万台(▲9.8%) ・公衆電話に係るコスト 平成22年度:111億→平成23年度:101億(▲9.5%) ・公衆電話に係るトラヒック 平成22年度:495万時間→平成23年度:359万時間(▲20.2%) (NTT 東日本) <p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1万台(平成23年度))、撤去した公衆電話機の再利用(約1,500台(平成23年度))といった不断のコスト削減努力により約▲4.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲17.6%)、値上げとなっているものです。</p> <p>なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。</p> <p><参考>公衆電話台数等の前年比較</p>	<p>衆電話機能の接続料については、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから低下しており、調整額の適用により、平成26年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。</p> <p>○ 公衆電話の効率化計画や将来の見通し等について提示すべきとの意見については、NTT東西の事業計画において、公衆電話の計画数が公表されているところである。NTT東西において、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれる。</p>
--	--	---

	<p>(数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 平成22年度末:13万1千台→平成23年度末:12万1千台(▲7.6%) ・公衆電話に係るコスト 平成22年度:100億→平成23年度:95億(▲4.5%) ・公衆電話に係るトラフィック 平成22年度:387万時間→平成23年度:319万時間(▲17.6%) <p>(NTT 西日本)</p>	
--	---	--

5. その他

意見	再意見	考え方
意見11 MDFについて、平成26年度接続料算定に向けて配賦基準の検証や見直しを行う等、急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討すべき。	再意見11	考え方11
<p>○ ■MDFについて</p> <p>MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっており、現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと思います。</p>	<p>○ 主配線盤に係る施設保全費については、MDFとFTMで一体的に保全作業を行っていることから、総芯線数比により設備量に応じて「主配線盤(MDF)」「主配線盤(FTM)」に配賦しています。また、減価償却費については、MDFとFTMそれぞれ個別把握しています。</p> <p>以上のことから、現在の費用把握方法は適正であり、見直しの必要性はないと考えています。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 主配線盤に係る施設保全費については、MDF</p>	<p>○ 接続会計における費用の配賦については、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定及び公正妥当な会計の原則に基づき実施されるものである。</p> <p>なお、MDFに係る費用のうち、施設保全費の配賦については、大部分が実質的に直課されたものであり、仮にその他の部分について配賦基準の見直しを行ったとしても接続料への影響は僅少であると考えられる。</p> <p>また、減価償却費の配賦については、直課又は活動基準帰属によるものがそのほとんどを占</p>

特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方

1 基本的考え方

本件申請においては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうちき線点R-T—GC間伝送路に係るもの以外の費用並びにこれらに係る調整額について、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能(以下「公衆電話機能」という。)の接続料原価に算入されている。

特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、その機能として、災害時等における公衆電話の役割を補完するものであると考えられる。また、意見募集においても、接続事業者からも一定の負担をすることについて異論がなかった。このため、これに要する費用の一部をNTT東西と接続事業者とで負担することとするは、一定の合理性が認められる。

2 調整額の除外について

本件申請においては、特設公衆電話に係る調整額についても公衆電話機能の接続料原価に算入されている。しかし、平成23年度においては、特設公衆電話がNTT東西の取組としてNTT東西(利用部門)の負担により提供されていたことからすれば、平成25年度の接続料原価の算定に際し、特設公衆電話の費用に係る調整額の算入を認めることは適当ではない。

このため、仮に特設公衆電話の費用の一部を接続料原価に算入する場合には、NTT東西において、公衆電話機能の接続料に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて再算定することが適当である。(補正)

(補正により特設公衆電話に係る費用の算入による公衆電話機能の接続料への影響額は、NTT東日本で、アナログ公衆電話: +4.97円、デジタル公衆電話: +0.09円、NTT西日本で、アナログ公衆電話: +1.71円、デジタル公衆電話: 0円となる)

3 負担方法等について

意見募集においては、特設公衆電話の必要性については異論がなかった。しかしながら、その費用の負担方法については、消費者団体からは、公衆電話の利用者料金(以下「公衆電話料金」という。)への転嫁の懸念から反対の意見が示されている。

公衆電話料金については各料金設定事業者の判断によるが、仮に、本件方法による公衆電話機能の接続料の増分が、公衆電話料金に反映された場合、公衆電話利用者が災害

時等にのみ提供される特設公衆電話に係る費用を負担することとなる。公衆電話利用者と災害時等の特設公衆電話の利用者は必ずしも一致しないことから、特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金のみで転嫁されることは望ましくない。

しかしながら、平成25年度接続料については、2のとおり、調整額を除いて再算定を行う場合、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合は、2.2%以下である。このため、仮に特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金に転嫁されるとしても、公衆電話料金への影響は限定的と考えられる。

また、平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めない場合、その必要性について異論が無い特設公衆電話に係る費用について、NTT東西のみが負担することになり、設置が進まないおそれがある。

以上から、平成25年度接続料においては、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することについては、2の補正を行った場合にはこれを暫定的に認可することが適当である。

ただし、今後については、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、本件申請と同様の方法により特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。

また、関係事業者からは、特設公衆電話に係る費用について、一定の負担を負うことについては異論がないものの、負担の方法については、検討が必要との意見が示されている。

このため、特設公衆電話について、関係事業者間で負担をすることは適当であるものの、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話料金のみで転嫁されないように留意しつつ、検討することが適当である。

したがって、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)

4 透明性確保について

平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めることから、特設公衆電話は接続事業者も一定の負担を行うことにより維持されるものとなる。

また、関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっている

ことが望ましいと考えられる。

このため、NTT東西においては、その提供の在り方についても、関係事業者の意見を踏まえつつ検討するとともに、その設置場所等についても、より透明性を確保することが適当である。

したがって、NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。

(要請)

特設公衆電話費用の負担方法について (第一回合同協議)

日時:平成25年5月28日(火)14:00~
場所:東京オペラシティビル 7階 第2会議室

議 事 次 第

1. 特設公衆電話費用の負担方法について
2. 災害発生時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法について

【配布資料】

- ・各事業者様のご意見(4/26付けご案内文書別添1へのご回答)
- ・論点毎の各事業者様ご意見

(4/26付けご案内文書より)

- ・別添2 特設公衆電話(事前配備)の概要
- ・別添3 特設公衆電話(事前配備)の設置台数および設置箇所数(平成24年9月末)
- ・別添4 スケジュール
- ・別添5 別添2 特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(審議会答申より抜粋)

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>負担額の規模や範囲がある程度想定できないと方針を定めるのが難しいと考えております。また、発生する災害の規模等により負担額が大きく変動しうる、という事であれば、これも判断を難しくすると考えております。</p> <p>その意味で、平常時も含めた期間で平準化された額が負担されるという形の方が対応しやすいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特にございません。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	EA
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>設置を希望する機関等が費用負担を行う事が原則と考えますが、接続事業者での負担を考える場合には、NTT東西殿のご提案にある接続料による費用負担の他、利用者（ユニバーサルサービス）による負担や特設公衆電話の設置主体であるNTT東西殿での負担があるものと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害時に無償で提供する弊社携帯電話に関する費用等</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話は災害時の通信手段確保として有効であり、また街頭公衆電話と比べ低廉な費用で設置・運用が可能なこと等からその設置の促進を第一に考えた場合、まずは今年度公衆電話ACの原価に含める形で整理されたことについて理解いたします。</p> <p>ただし、本来特設公衆電話は、公衆電話利用者のみに提供するものではなく、国民誰もが被災する可能性があり、その意味では国民全般の為に提供するものであると考えられることや、公衆電話ACは年々上昇している中、さらに本費用が公衆電話ACの原価に加算された場合、公衆電話サービス提供事業者の企業努力で吸収することが困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まることなどを考慮すると、例えば、国による費用補填や、全ての通信事業者による按分負担などの公平な費用負担ルールを早急に検討することが望ましいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特になし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 1/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
 開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
 開示日:2013年5月16日
 Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の事前設置については、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」(以下、「在り方(答申)」と言う。)において、「自治体等と連携しつつ、NTT東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足させるために効果的な場所への設置を進めるための取り組みが進められることが期待される」と考え方が示されており、2013年3月29日総務省公表の貴社認可料金に係る答申(以下、「2013認可(答申)」と言う。)において、特設公衆電話の事前設置に係る費用の一部を「NTT東西と接続事業者とで負担することとする」ことは、一定の合理性が認められる」とされている点について異論はございません。 ◆ 次に当該費用の負担方法について、在り方(答申)において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013認可(答申)において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、接続料又はその他の方法による接続事業者での負担方法を検討する必要があると認識するところですが、接続料として負担することは、接続事業者における精算システム等の対応費用を抑えることが可能であり現実的な負担方法であると考えます。 ◆ また、特設公衆電話が公衆性を有することを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストを公衆電話機能における接続料原価に含めるとの貴社ご提案について合理的であると考えます。 ◆ ただし、在り方(答申)では常設の公衆電話においてユーザニーズと費用の観点から踏まえた検討がなされているところ、特設公衆電話についてもユーザニーズと費用の観点から必要となる合理的な設置基準・台数を定め、接続事業者にとって過度な負担とならないことに留意することが必要であると考えます。

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 2/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
開示日:2013年5月16日
Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆ 通話・通信の確保については通信事業者の責務であり、災害時の通話通信の確保に向けた対策について本来的には各事業者が実施すべきと考え既に各事業者が実施してきていると認識するところです。◆ 当社においても災害時の通話・通信確保に向けた対策を実施しているほか、災害時においても可能な限り通話・通信の確保に向けた取り組みを実施していますが、第一種公衆電話を貴社のみが提供していることを踏まえれば、現段階では、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきと考える当社サービスはございません。	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>審議会答申にもあるように、接続料以外の方法も含めて、その負担について検討する必要があると考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(KDDI)
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備分のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc)2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。		(この部分は記載不要です)

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(au)
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備分のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc) 2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。 3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。 4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>弊社としては、これまでも、被災地における連絡手段や復興活動支援を目的として、自治体などに対して、携帯電話や衛星携帯電話(イリジウム・インマルサット)の無償貸与を実施してまいりましたが、これまでは、あくまで弊社の自主的な取組として実施してきた次第です。</p> <p>仮に、上記の取組の主体を関係事業者にも広げる検討を進める際には、その進め方としては、まずは、特設公衆における議論を深めた上で、その対象範囲や設置基準などに関する議論の結果を勘案し、その後に必要なに応じて議論していくべき事項であろうと考えております。</p>	

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置の背景から、設置を希望する市町村等の行政機関による費用負担が本来のあるべき姿と考えます。行政機関以外での費用負担について検討が必要な場合、各社における同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があると考えております。本費用負担については、例として以下の方法等が想定されると認識しており、上記の通り関係者間での協議が必要と考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)CSR 活動の一環として設置事業者負担 (2)ユニバーサルサービスとして利用者負担 (3)接続料原価に算入し、接続事業者含めて負担(設置事業者のCSR活動としての広報活動をしない前提)
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害発生時に無償にて貸出を実施する弊社通信端末に関連する費用</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	特設公衆電話の必要性、また、その公共性を考慮し、接続料などを通じて各事業者が費用負担をすることには異論はありません。負担方法ですがユニバーサルサービスの一環という解釈をし、ユニバーサルサービス料に含める方法が適当かと考えます。
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。	弊社サービスのうち、特設公衆電話と同様の取り扱いを考慮すべきものはございません。	(この部分は記載不要です)

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	当社の考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用の負担方法については、審議会答申の内容も踏まえ、NTT東西殿の考えに沿う方向で検討しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>NTT東西様以外の各事業者も応分に特設公衆電話に係る費用を負担する事は適当であると考えます。</p> <p>現時点で特設公衆電話に係る費用のアナログ公衆電話発信機能に占める割合は、直ちに公衆電話ユーザー料金の値上げに結びつく水準でないなら、当面、公衆電話接続料で各事業者負担とし、その割合が増えた場合には、例えばユニバーサルサービス制度に組み入れる等の別の手段を検討することとすることが適当であると考えます。</p>
<p>弊社においては特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきものはございません。</p>	<p>なし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

論点毎の各事業者様ご意見

※敬称略とさせていただきます。

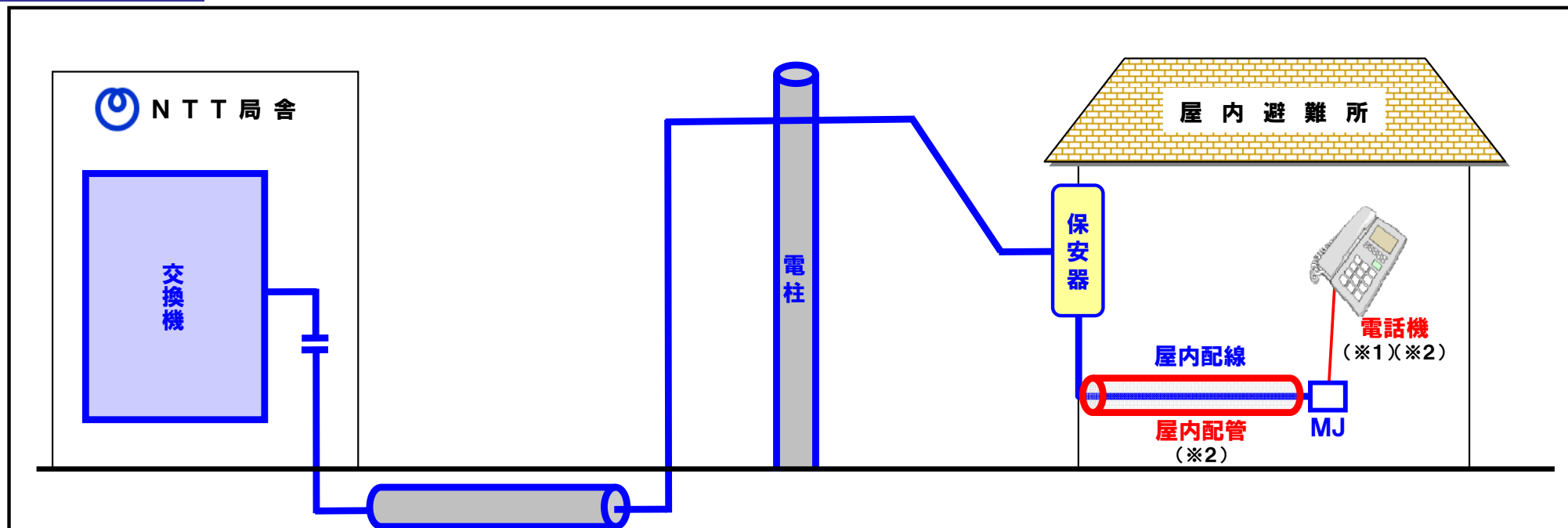
論点	主な意見(例示されたものも含む)
特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザニーズと費用の観点から必要となる合理的な設置基準・台数の明確化(NTTドコモ) ・金額の規模感と今後の見通し(KDDI) ・特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準 (KDDI) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(KDDI) (イニシャルのみかランニングも含むか、避難所のみか帰宅困難者対策拠点も含むか、事前配備分のみか事後配備分も含むか、何年度以降発生したコストか等) ・上記コストの、NTT東西が接続料で回収しているコストとの関係性 (KDDI)
特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国による費用補填(NTTコミュニケーションズ) ・設置を希望する市町村等の行政機関による費用負担(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・アクセス) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービスとして利用者負担(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・アクセス) ・ユニバーサルサービスの一環という解釈をし、ユニバーサルサービス料に含める方法が適当(ティー・システムズジャパン) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての通信事業者による按分負担(NTTコミュニケーションズ) ・接続料以外の方法も含め、負担について検討する必要あり(九州通信ネットワーク) ・平常時も含めた期間で平準化された額が負担されるという形の方が対応しやすい(アイ・ピー・エス) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料原価に算入し、接続事業者含めて負担(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・アクセス) (設置事業者のCSR活動としての広報活動をしない前提) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話接続料による按分(NTTドコモ、フュージョン・コミュニケーションズ、NTT東西) ・当面、公衆電話接続料による負担とし、その割合が増えた場合には、例えば、ユニバーサルサービス制度に組み入れる等の別の手段を検討(UCOM) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではない (KDDI) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・CSR活動の一環として設置事業者負担(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・アクセス)
災害発生時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関以外での特設公衆電話に係る費用負担について検討が必要な場合、各社における同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要がある(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ウィルコム、イー・アクセス) ・当社は、これまで、自治体等に対して、携帯電話や衛星携帯電話の無償貸与を実施してきたが、あくまで、当社の自主的な取組として実施してきた次第。仮に、上記の取組主体を関係事業者に広げる検討を進める際には、まず、特設公衆における議論を深めた上で、その対象範囲や設置基準等に関する議論の結果を勘案し、その後に必要に応じて議論すべき(KDDI)

特設公衆電話(事前配備)の概要

設置概要

設置場所		<ul style="list-style-type: none"> ・原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等) ・都市部における帰宅困難者対策拠点(コンビニエンスストア、主要ターミナル等)
1箇所あたりの設置台数		1箇所あたり、3台を目安に設置
設置回線	回線種別	加入電話及びINS64(災害時優先電話)
	回線サービス等	発信専用とし、携帯電話の着信拒否を回避するため発信番号通知登録を行う。

設置イメージ



※1. 平時には電話機は接続せず、災害発生時には、自治体職員等が避難所で保管している電話機をMJ接続し、利用可能とする。

※2. 赤字(屋内配管、電話機)の設備は、原則、施設管理者様にて費用負担

別添3

特設公衆電話(事前配備)の設置台数および設置箇所数(平成24年9月末)

NTT東日本	設置台数	7,826 台
	設置箇所数	2,666 箇所
NTT西日本	設置台数	3,080 台
	設置箇所数	1,142 箇所
合計	設置台数	10,906 台
	設置箇所数	3,808 箇所

特設公衆電話に係わる費用の負担方法に係わる事業者間協議スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>26日 ご案内文の発出・意見照会</p>	<p>16日 (受領後速やかに関係事業者様に共有) 各事業者様からの意見提出</p> <p>28日 1 協議対象事項の意識あわせ</p>	<p>上旬 2 協議対象事項と各事項の方向性の決定</p> <p>下旬 3 関連事業者での議論・方向感のすり合わせ①</p>	<p>下旬 4 関連事業者での議論・方向感のすり合わせ②</p>	<p>下旬 5 検討結果の集約</p>	<p>下旬 6 検討結果の取り纏め</p>

(各社にて調整)

(必要に応じて関係事業者を拡大)

末
負担方法検討結果の総務省報告・公表

特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方

1 基本的考え方

本件申請においては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうちき線点R-T—GC間伝送路に係るもの以外の費用並びにこれらに係る調整額について、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能(以下「公衆電話機能」という。)の接続料原価に算入されている。

特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、その機能として、災害時等における公衆電話の役割を補完するものであると考えられる。また、意見募集においても、接続事業者からも一定の負担をすることについて異論がなかった。このため、これに要する費用の一部をNTT東西と接続事業者とで負担することとするは、一定の合理性が認められる。

2 調整額の除外について

本件申請においては、特設公衆電話に係る調整額についても公衆電話機能の接続料原価に算入されている。しかし、平成23年度においては、特設公衆電話がNTT東西の取組としてNTT東西(利用部門)の負担により提供されていたことからすれば、平成25年度の接続料原価の算定に際し、特設公衆電話の費用に係る調整額の算入を認めることは適当ではない。

このため、仮に特設公衆電話の費用の一部を接続料原価に算入する場合には、NTT東西において、公衆電話機能の接続料に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて再算定することが適当である。(補正)

(補正により特設公衆電話に係る費用の算入による公衆電話機能の接続料への影響額は、NTT東日本で、アナログ公衆電話: +4.97円、デジタル公衆電話: +0.09円、NTT西日本で、アナログ公衆電話: +1.71円、デジタル公衆電話: 0円となる)

3 負担方法等について

意見募集においては、特設公衆電話の必要性については異論がなかった。しかしながら、その費用の負担方法については、消費者団体からは、公衆電話の利用者料金(以下「公衆電話料金」という。)への転嫁の懸念から反対の意見が示されている。

公衆電話料金については各料金設定事業者の判断によるが、仮に、本件方法による公衆電話機能の接続料の増分が、公衆電話料金に反映された場合、公衆電話利用者が災害

時等にのみ提供される特設公衆電話に係る費用を負担することとなる。公衆電話利用者と災害時等の特設公衆電話の利用者は必ずしも一致しないことから、特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金のみで転嫁されることは望ましくない。

しかしながら、平成25年度接続料については、2のとおり、調整額を除いて再算定を行う場合、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合は、2.2%以下である。このため、仮に特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金に転嫁されるとしても、公衆電話料金への影響は限定的と考えられる。

また、平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めない場合、その必要性について異論が無い特設公衆電話に係る費用について、NTT東西のみが負担することになり、設置が進まないおそれがある。

以上から、平成25年度接続料においては、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することについては、2の補正を行った場合にはこれを暫定的に認可することが適当である。

ただし、今後については、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、本件申請と同様の方法により特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。

また、関係事業者からは、特設公衆電話に係る費用について、一定の負担を負うことについては異論がないものの、負担の方法については、検討が必要との意見が示されている。

このため、特設公衆電話について、関係事業者間で負担をすることは適当であるものの、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話料金のみで転嫁されないように留意しつつ、検討することが適当である。

したがって、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)

4 透明性確保について

平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めることから、特設公衆電話は接続事業者も一定の負担を行うことにより維持されるものとなる。

また、関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっている

ことが望ましいと考えられる。

このため、NTT東西においては、その提供の在り方についても、関係事業者の意見を踏まえつつ検討するとともに、その設置場所等についても、より透明性を確保することが適当である。

したがって、NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。

(要請)

第1回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について） 議事録

1. 日時

平成25年5月28日（火） 14:00～16:00

2. 場所

東京オペラシティ 7F 第二会議室

3. 参加者

eA、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、KDDI、QTNNet、SBTM、SBM、FCC、
ブラステル、UCOM、NTT東日本、NTT西日本、総務省(オブザーバー)

4. テーマ

- 1.特設公衆電話費用の負担方法について
- 2.災害発生時に無償貸与する通信端末に関する費用の負担方法について

5. 議事内容

<結論>

- (1) 特設公衆電話の費用負担方法について、各社からの意見や本日議論した内容を踏まえ、NTT東西より各社へ別途フォーマットを送るので、各社からの意見へのコメントおよび新たな考えがあれば報告願う。
- (2) 特設公衆電話の費用負担方法を整理した後、無償貸与の通信端末の費用負担方法の扱いを検討することとする。
- (3) 第2回合同協議は、6/11(火)14:00に開催する。

<費用の負担範囲の確認（KDDI 意見への回答）>

K:KDDI、N:NTT東西

N:費用負担方法を議論するにあたり前提となる認識の共有を図るためにも、まず「特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担範囲」について、回答させていただく。（別添2にて設備対象範囲を説明）

- ・イニシャルのみかランニングも含むか ⇒ ランニング
- ・避難所のみか帰宅困難者対策拠点も含むか ⇒ 両方
- ・事前配備分のみか事後配備分も含むか ⇒ 両方
- ・何年度以降発生したコストか ⇒ H23年度以降

なお、「NTT東西が接続料で回収しているコストとの関係性」とはどういう意味か。

K:当該コストを含んだ公衆電話接続料との関係を確認したいという主旨。

N:別添2で説明したように、二重回収となっていたりすることはない。

K:了解した。

N:KDDI の意見で、特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と判断基準の整理とあるが、具体的にどういうことか。

K:関係事業者での負担とするならば、設置可否の基準等についてどうなっているかを、関係事業者で確認しながら、整理を図っていくものと考えている。

N:答申にもあるとおり、本年 6 月末に設置の考え方、設置見込等を総務省に報告して関係事業者に開示し、関係事業者の意見を踏まえつつ検討を行って、9 月末に総務省に報告するとされており、6 月末の協議の場において皆様にお示しする考えである。それを以って、確認することでよいか。

K:了解した。

<主な各社からの意見>

K:KDDI、S:SBTM、C:NTT-C、W:ウィルコム、SB:SBM、N : NTT 東西

1.費用負担について各社からの意見内容の確認

(国、自治体で負担)

N:国による費用補填の理由は？

C:一例として記載したものだが、全国民が利用するものであることが理由。

S:同じく一例として記載したが、国の補助金や復興税を利用することも考えられる。各種の防災対策に補助金等が使われる中、なぜ、通信だけ事業者負担なのか、というそもそも論から始めてもいいのではないかと、ということ。復興税の使い道として通信も重要なインフラと考えるのでそこにまずお金をかける方法もある。

N:国の予算化には時間がかかることに加え、当該費用は一時的な費用ではなく、恒常的に発生する費用であるため、継続的に補助金を引き出せるかというところも不透明である。また、今まで無料化してきたのにも係らず、今更自治体に費用負担を持ち出すのは難しい。

S:国が負担するとなると法律が関係してくるので時間がかかることは認識している。その点、自治体負担となれば多数の自治体は存在するものの、国が負担するよりも障壁が低くなるのではないかと。

N:国や自治体の負担とした場合、どのように持ち出せばいいのか、仕組みはどうしたらいいのかアイデアがなく、進め方が難しい。自治体の負担について具体的な案があればご教示願いたい。

S:検討を深めたものではないが、例えば、自治体に一部費用を負担してもらおう等。無料にすれば多数の自治体から設置要望が出てきて、一層コストがかさむことになるのではないかと。また、事前設置と事後設置で位置づけを変える等の考え方があってもいいのではないかと。

N:「電話機、配管を用意してもらうこと」「平時の管理や被災時の設置対応等を行っていたら必要があること」を自治体には説明しているため、闇雲に増えていかないうようなハー

ドルは実質的には設けられている。

(ユニバーサルサービスとして負担)

S:まずは国や自治体による負担、それが難しいのであればユニバによる負担の順で考えている。ただし、現行のユニバの制度ではなく、ユニバ的ファンドのようなものをイメージしている。

C:「全ての通信事業者による按分負担」というのは、方法としては色々な方法が考えられるが、その方法の一つとしてユニバも含めて議論すればよいと考えている。

(その他)

S:CSR 活動として会社名を前面に打出すのであれば、特設公衆電話を設置する事業者が負担するという考えはある。

N:H24.3 の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申の議論に際し、公衆電話よりも低コストの特設公衆電話の設置を進めることが適切であるというコンセンサスが得られたことを受けて、特設公衆電話の事前設置に取り組んでいる。NTT 東西としてイメージアップを目的としたために PR を積極的に実施していくつもりはないが、取組み状況を公にしていく必要はあるため、結果的に PR になっているのではないかと見られるようなことはあるかもしれない。

K:社会的責任等に鑑みて費用を負担しないとまで言うつもりはないが、費用負担するにしても上限があると考えている。

N:ユニバによる負担となった場合で、間接的な負担者まで含めると、協議対象となる事業者が最大で 200 数十社になる可能性がある。その場合、合同協議という形で進めていくことも難しいと率直に感じている。

ユニバというアイデアを否定するものではないが、半年で意見を取り纏めて、総務省に報告するとなると、その方向でコンセンサスを得ることは実行上難しいのではないかと。他に公衆電話接続料以外の接続料に含める案はないか。

S:公衆電話接続料が落とすところとなることは理解するが、メタル回線が減少していく中、機能の性質のみで費用負担を考えることには疑問がある。特定の接続料にコストを集めると、必然的に単価の上昇を招くことになると考えている。こうした意味で、ユニバ的な負担というのが、その対極の考え方だと思っている。

N:現行の法制度の下でユニバという位置づけとなると、設置の義務化が不可避となり、設置台数が更に増大することを懸念している。

また、法改正もしくは省令改正も含め実施するとなると相当の時間がかかると考える。

S:ユニバになると設置台数が増えてコストが嵩むということだが、なぜそうなるのか。

N:NTT からすれば、ユニバか否かに関わらず、周囲の自治体の動きを見た自治体からの設置の要望が寄せられれば、それに応えざるを得ないと考えているが、ユニバ義務があるとされると、自治体の「設置しなければならない」という意識が必要以上に高まってしまう可能性があると考えている。

W:現状、公衆電話接続料による負担となっているが、今回出席の事業者以外の事業者の電話サービスにも特設公衆電話から繋がることになるのか。

N:着信先としては 050 番号等にも繋がるので、公衆電話接続料の負担事業者以外の事業者のサービスにも繋がる。

公衆電話接続料以外に何か負担方法の対案が無ければ、事業者間の負担方法としては現状を継続する他は無いと考えているので、代案がある場合は次回までに提示願う。

今回、事業者の皆さんから意見をうかがったので、次回以降、具体化して案を絞り込んでいきたい。別途フォーマットを送るので、今回共有した各社意見へのコメントも含め、新たな意見があれば提示をお願いしたい。

2. 災害発生時に無償貸与する通信端末に関する費用の負担方法

SB:NTT 東西の特設公衆電話のコストが事業者間で負担すべきと整理されるのであれば、公平な取扱いという観点から、携帯端末の無償貸与等の取り組みの扱いについても検討対象として挙げておこうと考えて意見した。災害時に携帯端末を自治体等へ無償貸与しているが、具体的に対象として欲しい費用等については整理できていない。

特設公衆電話の負担方法が決まっていけば、その中で議論していく。

N:まずは特設公衆の費用負担方法を議論して取り纏めることとし、その後本件について議論するということにして、当面横に置くということで良いか。

SB:問題ない。

(総務省からのコメント)

H25 年度の接続料においては、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合が 2.2%以下と僅少であるため認可して良いこととなった。しかしながら、受益者と負担者が一致しない(受益者は災害時に特設公衆を利用する全ユーザだが、負担者は平常時に公衆電話を利用するユーザの一部に限定される)状態であり、将来的に特設公衆の設置台数が増加していき、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が段々に上がってくると、公衆電話通話料の値上げという形で公衆電話のユーザに転嫁される可能性が高まることになると考えられるところ。今般の消費者団体等からの反応を踏まえると、そうい

う状況になることは望ましくないと考えている。

NTT 東西へ 6 月の提示をお願いしている設置の考え方等を踏まえてから議論を深めていただくことになると思うが、公衆電話機能の接続料原価に組み込む以外の方法案についても検討が必要。

以上

特設公衆電話費用の負担方法について (第二回合同協議)

日時:平成25年6月11日(火)14:00~
場所:東京オペラシティビル 7階 第1会議室

議 事 次 第

1. 協議対象事項と各事項の方向性について
2. その他

【配布資料】

- 【資料1】 各事業者様のご意見(5/30付けご案内文書別添へのご回答)
- 【資料2】 論点毎の各事業者様ご意見
- 【資料3】 事業者間で負担する方法について

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話は、災害時に利用できない他の電話サービス(発信)の代替手段であり、電話サービス提供事業者としても自社のお客様がその便益を享受すると考えられることから、電話サービス提供事業者にて当該費用を負担することは一定の合理性があると考えます。</p> <p>具体的な負担方法としましては、その受益の程度を判断する一つの目安となる、各事業者の保有する発信番号数(0AB～J、0A0)をもって按分負担することが妥当と考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性がある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。</p> <p>ただし、その実現には課題(実現可能性が不透明、実現に時間を要する等)があることも理解しますので、本案の実現に向けての検討は継続しつつも、まずは特設公衆電話の設置を促進させる観点から、上記事業者による按分負担として暫定的に整理することが妥当と考えます。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特に具体的意見はありません。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項 目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>◆特設公衆に係るコストを常設の公衆電話接続料として負担することについては、従前どおり異論はございませんが、特設公衆電話と常設の公衆電話それぞれにおける接続先事業者について、明確にご説明いただくことが必要であると考えます。</p> <p>◆仮に、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先が異なるのであれば、公衆電話接続料としての負担方法を前提としつつ、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先に差分が生じないようにする等、何かしらの対策を講じるべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】 特に意見なし。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>◆当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の貴社認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>当社では公衆電話接続料による負担が現時点においては現実的であると考えており、公衆電話接続料以外の事業者間での負担方法について、特に意見を持ち合わせておりません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>国、自治体による負担とするには、国による決定が必須であると考えます。一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ないことと理解しております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>1. において当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2.のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話の設置の取り組みは、災害対策の一環としての国や自治体からの要請に基づく取り組みと認識しております。このため、本質的には国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えており、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体によるコスト負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>上記の整理に相当の期間を要するというのであれば、暫定対応として、特設公衆電話設置に係るコスト負担を事業者全体で分担し、その取り組みを支えるという考え方を採用することも、やむを得ないものと考えており、その手法としては、期間限定的なコスト負担であるのであれば、接続料原価への算入という手法が仕組みの大きな変更を伴わず、現実的な方策であると考えております。</p> <p>事業者によるコスト負担となる暫定期間が例えば1～2年といった短期間であり、かつ負担額も軽微であるということなのであれば、公衆電話接続料の原価算入という手法も選択肢の一つとして採用することに対して特段異論はありません。</p> <p>しかしながら、公衆電話接続料が直近5年間でほぼ2倍の水準にまで高騰しており今後も上昇することが想定されること、および、特設公衆電話は主に避難所に設置されるものであり平時の常設公衆電話とは利用者が異なることを勘案すると、暫定対応とはいえ、事業者によるコスト負担となる期間が長期化し、負担額も軽微とはいえないボリュームとなってしまう場合には、公衆電話接続料原価に長期的に算入することは望ましくないと考えております。</p> <p>このような事態が想定される場合には、事業者によってコスト負担する期間における負担手法の最終形として、特設公衆電話と通話が可能な全事業者によって応分負担するスキームに、早期に移行することが必要と考えております。</p> <p>具体的な手法としては、特設公衆電話利用の受益者は特設公衆電話の発信通話における発信者と着信者であることを鑑み、加入者交換機階梯で接続する通話に対しての付加的な接続料として、電話サービスを提供する全事業者から広くあまねく回収するスキームが、特設公衆電話設置の取り組みを暫定的に事業者全体で支えるという趣旨にも合致するものと考えております。なお、公衆電話接続料原価への算入の手法・加入者交換機接続料原価への算入の手法のどちらの手法を採用する場合であっても、その暫定対応の期間を予め区切った上で採用することが必要であろうと考えております。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>前述のとおり、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体による負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>その後の進め方としては、暫定的にコスト負担する関係事業者の範囲が明確になった後に、その時点でのNTT東西殿と国や自治体との間の協議状況を踏まえて、国や自治体との協議主体のNTT東西殿の支援について、その支援の程度も含め、関係事業者間で協議を進めていくべきと考えております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p style="text-align: center;">—</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>【意見案】</p> <p>まずは、事業者間で負担する方法を議論する前に、特設公衆設置費用について、自治体等からの要請内容、費用負担に関するNTT東西殿のお考えおよび自治体等との費用負担に関する協議状況について、ご説明を頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿において、今後費用負担等の協議を国や自治体等と議論の予定の有無や今後の進め方のお考えがあればそれをお示し頂きたいと考えます。</p> <p>その上で、事業者間で負担する方法を議論するに当たっては、上述の議論も踏まえ、本格対応とするのか暫定対応とするのか、暫定対応とした場合、本格対応までのプロセスはどうすべきか、ということも含め整理すべきと考えます。</p> <p>また、暫定対応として事業者間での負担を求める場合、本格対応に移行するまでのプロセス案は、NTT東西殿よりご提案頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>取り纏めの方向性等については、上述のとおり</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>同上</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担とされているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>現時点においては、他の負担方法等についての意見はございません。引き続き、貴社及び他社様のご意見も踏まえて検討をさせていただきたく考えております。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>現時点では特にございません。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>現時点では特にございません。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担とされているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>弊社は、特設公衆電話設置、維持にかかる費用を「国・自治体」「事業者」「利用者」にて費用を負担すべきと考えます。</p> <p>数年間(期間を定める必要あり)は「公衆電話AC」で特設公衆電話を維持運営し、その間に「国・自治体」「事業者」「利用者」でどのように按分するかを取り決めるべきかと考えます。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>一定期間は「公衆電話AC」で維持運営し、その間に、ユニバーサルサービス関係事業者を対象に費用負担について協議すべきと考えます。</p>

【資料2】

論点毎の各事業者様の意見

※敬称略とさせていただきます。

論点	主な意見	
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話接続料として負担することに異論なし(NTTドコモ) ・公衆電話接続料による負担が現時点においては現実的(UCOM) ・現時点においては、他の負担方法等について意見なし(フュージョン・コミュニケーションズ) ・国や自治体による負担を実現するまでの暫定対応としては、公衆電話接続料原価への算入という手法に特段異論なし(KDDI) ・国や行政機関の予算措置として実施されるまでの期間については、公衆電話接続料での負担にせざるを得ない(九州通信ネットワーク) ・「国・自治体」「事業者」「利用者」による負担の按分を決めるまでの間は公衆電話ACで特設公衆電話を維持運営(プラステル/ZIP Telecom) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担を実現するまでの暫定対応期間が長期化する場合には、特設公衆電話と通話が可能な全事業者によって応分負担するスキーム(加入者交換機接続料原価への算入)に移行すべき(KDDI) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者の保有する発信番号数(0AB～J, 0A0)をもって按分負担することが妥当(NTTコミュニケーションズ) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間で負担する方法を議論するにあたっては、本格対応とするのか暫定対応とするのか、暫定対応とした場合本格対応までのプロセスはどうすべきかを含め整理すべきであり、暫定対応として事業者間での負担を求める場合、本格移行までのプロセス案は、NTT東西から提案すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) 	
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>国、自治体による負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西にて国や自治体による負担に向け早期に協議を開始すべき(KDDI) ・自治体等からの要請内容、費用負担に関する考え、自治体等との協議状況、国や自治体等との議論の予定の有無や今後の進め方等についてNTT東西から説明すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)
	<p>ユニバーサルサービス基金による負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担が望ましいが、実現には課題があるため検討は継続しつつ、事業者による按分負担で暫定整理が妥当(NTTコミュニケーションズ) ・国、自治体による負担とするには国による決定が必須である一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ない(UCOM)
	<p>ユニバーサルサービス基金による負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス関係事業者を対象として費用負担について協議すべき(プラステル/ZIP Telecom) ・当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましい(UCOM) ・ユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)

【資料3】

事業者間で負担する方法について

事業者間で負担する方法について、暫定措置との条件付きを含めると、

- ①公衆電話接続料による負担
- ②GC付加チャージによる負担(新たな機能)
- ③番号数按分による負担(新たな機能)

の3つの意見が提示されており、事業者間での費用負担の在り方としては、この3案の範囲で検討を進めることとしたいと考えます。なお、上記②、③の場合は、負担事業者が拡大することから、本合同協議への参加事業者を拡大する必要があると考えます。

	【案1】 公衆電話接続料による負担	【案2】 GC付加チャージによる負担	【案3】 電気通信番号数按分による負担
接続機能	公衆電話発信機能	端末系交換機能に追加	新設(現行該当する機能なし)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・現行(H25年度適用AC)と同じ整理 ・需要の減少により上昇を続けている公衆電話接続料の更なる上昇要因となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の接続約款における端末系交換機能にGC交換機を経由するトラヒックで負担する新たな機能を追加 ・対象事業者が拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号数で負担する新たな機能を設定する必要あり ・対象事業者が拡大 (ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者とほぼ同)
対象事業者数	11社 (NTT東西除き)	26社 (NTT東西除き)	25社 + α ※ (NTT東西除き) ※ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者は、売上高10億円以上の事業者 10億円未満の事業者についても負担対象に追加するか否かの検討が必要

特設公衆電話に係わる費用の負担方法に係わる事業者間協議スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>26日</p> <p>「案内文の発出・意見照会</p>	<p>16日</p> <p>(受領後速やかに関係事業者様へ共有) 各事業者様からの意見提出</p> <p>28日</p> <p>1</p> <p>協議対象事項の意識あわせ</p>	<p>11日</p> <p>2</p> <p>協議対象事項と各事項の方向性の決定</p> <p>(各社にて調整)</p> <p>下旬</p> <p>3</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ①</p> <p>(必要に応じて関係事業者を拡大)</p>	<p>下旬</p> <p>4</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ②</p>	<p>下旬</p> <p>5</p> <p>検討結果の集約</p>	<p>下旬</p> <p>6</p> <p>検討結果の取り纏め</p>

末
負担方法検討結果の総務省報告・公表

第2回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について） 議事録

1. 日時

平成 25 年 6 月 11 日（火） 14：00～16：00

2. 場所

東京オペラシティ 7F 第一会議室

3. 参加者

eA、ウィルコム、NTT-C、NTT ドコモ、KDDI、au、SBTM、SBM、FCC、
ブラステル、UCOM、NTT 東日本、NTT 西日本、総務省(オブザーバー)

<議事次第>

1.費用負担の方向性について（各社からの意見）

①事業者間で負担、②国・自治体、ユニバーサルサービス基金で負担

2.事業者間で負担する方法について

案1：公衆電話接続料で負担、案2：GC 付加チャージで負担、案3：電気通信番号数按分で負担

<主な意見交換 K:KDDI、S:SBTM、C:NTT-C、W:ウィルコム、SB:SBM、N：NTT 東西、
D：ドコモ、F：フュージョン>

（国、自治体による負担）

N：当社としても、国・自治体による負担が実現されるのであれば、事業者の負担が軽減されることになるので、そういう結論になること自体は望ましいことであろうとは考えている。

しかしながら、当社は、東日本大震災以前から、特設公衆を事後設置してきたが、それに係る費用は国・自治体に求めてこなかったことに加えて、東日本大震災を受けて、特設公衆の事前設置を始めているが、これまで既に多くの自治体に対して、電話機と配管設備は自治体負担、ランニングコストは事業者負担と説明してきたことを踏まえると、今後設置する分からは、国・自治体負担だと今更言っていくことは難しいと考えている。そのため、現時点、当社から、国・自治体による負担が「あるべき姿」だと主張していくことは考えていない。

当社が先導するのではなく、例えば、ご提案されている KDDI 等が旗を振っていただき、国・自治体による負担が「あるべき姿」だというコンセンサスが皆さんの中で得られるのであれば、当社としてそれに追随させていただく形になると思う。特に KDDI からの提案である「早期にNTT東西が国・自治体による負担に向けて協議を開始すべき」という部分は、これまでの当社が主張してきた内容や活動内容と整合しない部分があるため、現時点、そのような対応を主体的に実施していくことは考えていない。

K: 前回の協議では自治体と対応するには時間がかかるとの発言があったので、「早期に」というコメントを付け加えさせていただいたものであり、対応を横に置いたままでは、決して物事は前に進まないのではという趣旨で記載させてもらったもの。

N: 前回は資料を用いてご説明しているが、全額当社が負担している訳ではなく、自治体には電話機や配管の負担をお願いしている。イニシャル部分の負担で既に対応を進めている中、今更ランニングも負担してくれとは言にくい。

S: そもそも自治体と国・事業者のどちらが負担すべきものと考えているのか。

N: 2011.12の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」において、事業者がやるべき事項として特設公衆電話の設置等が整理されていること等を踏まえれば、今現在においては、事業者が負担して実施すべきものと整理されていると考えざるを得ないと考えている。当該とりまとめの議論には、当社だけでなく、皆さんの会社からも参加されていると認識している。

もちろん、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方 答申」において、「(費用負担の在り方については) 今後、必要に応じて、NTT東西における取組状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」とされていることを踏まえ、今後、様々な議論が行われる可能性はあると考えている。

その際、当社としては、国・自治体による負担について、それを主導するほど「積極的賛成」ではないものの、皆さんの間でそうあるべきというコンセンサスが得られるなら、それに同調させていただくことは可能という「消極的賛成」という立場になると考えている。

S: 「積極的賛成」、「消極的賛成」という話はおかしいのではないかと。「本来あるべき姿」だと捉えているかどうかはわからないのではないかと。事業者間での負担方法を議論する前に、自治体での負担について議論を尽くすべき。自治体での負担の議論を棚上げにするのか。

N: 繰り返すが、自治体が全く負担していない訳ではない。イニシャル分は自治体とNTT東西で負担。ランニングの回線費用は事業者間で負担してほしいというのが現時点の当社の考え方である。

震災等で回線が繋がらなかったことへの対応は、本来、全ての事業者が回線を繋ぐという責務を果たすことができなければ不要だった話である。震災等が発生しても繋がるネットワークを構築するというアプローチもあると思うが、それに要する莫大な費用を考えると、特設公衆は代替手段の一つになると考えている。

各社が料金設定している呼が繋がらなくなった場合における各社の通信手段を代替しているものであることから、各社に一定程度の費用負担をお願いしている。

S: 事業者間での負担が、暫定解なのか本格解なのか決める必要がある。

N: 国・自治体負担となると、国へ上申することとなる。また、これまで事業者間で負担してきた経緯がある中で、本格解として自治体に負担してほしいと言っていたとして、俄かにそれが叶うことは難しいのではないかと。

今回の事業者協議結果を総務省に報告するにあたり、「災害対策費用として、国・自治体負担とすることについても検討されたい。」という意見が各事業者から出されたと報告した上で、

国等の検討に委ねるといところが現実的な落とし所になるのではないか。

S: 暫定とした場合の時間軸が見えない。公衆電話の負担が上がってくる。マイグレもある。いつまで続けるのか。どこかで破綻するまでやるのか。計画的に物事を進めたい。

N: 自治体、総務省に限らず、災害対策費用として予算措置を求めていくとなると、国土交通省など他省も絡んでくる中で、この事業者間の協議において時間軸をコミットすることは出来ないだろう。

S: 言葉は悪いが、「取れるところから取りましょう」と聞こえてくる。本来、費用を負担すべきなのはどこかを議論する必要がある。

N: 国や自治体に負担してもらおうとなると、相応の理屈や、負担決定までの手順、また、震災等による輻輳に係る負担を事業者ではなく国や自治体の負担で行うべきだと主張することとなるため、事業者としては相当の覚悟が必要だと考えている。どういう理屈で主張していったらよいか、現時点、我々には具体的な進め方のアイデアがない。ユニバ負担でも同様と考える。

これまでの経緯等を踏まえると、少なくとも現段階では、暫定解、本格解の区別について、現実的には、事業者負担を本格解とすることを基本に考えていかざるを得ないと考えている。

なお、繰り返しになるが、今回、事業者間で議論した結果、事業者の総意として、本来的には、国や自治体で負担すべきではないかといった課題提起・方向性の提言を行うことまでなら同調できると考えている。更に踏み込んだやり方があれば教えてほしい。

C: 我々は、一義的には、国や自治体で負担すべきと考えているので、事業者負担はあくまで暫定解と考えている。

S: 何かがあつての暫定である。その何か、即ちそもそも論があつての暫定。暫定であれば時期を切る必要がある。

D: 事業者間での公平な負担でいかざるをえないのではないか。未来永劫事業者で負担すべきとまでは考えていないが、当面、現状の整理の中で進めることでよいのではないか。

F: 理想は自治体による負担だと考えている。

N: 合同協議を踏まえて、NTT 東西が協議結果を総務省に報告しなくてはならないので、協議における事業者意見の取りまとめ結果として、「自治体等負担とすることについて検討された」と提言することは可能だと思うが、NTT 東西として、絶対に自治体負担でなければならないとまでは考えていない。

K: 自治体負担等という解も取りうる選択肢の一つだと認識しているので、自治体負担等に関してチャレンジできることがあれば、すぐにでもやって欲しい。時間がかかるなら早くやって欲しい。

N: チャレンジとは、先ほどのような内容を取りまとめて、総務省に提言することでよいか。

K: 今回の協議を通じた着地点という意味では、ご相談できるのではないかと考える。

S: NTT 東西が自治体負担とすることは難しいと言っているが、その難しさが伝わってこない。実際に自治体に対して、特設公衆電話の費用負担について、対応していないのではないか。

N: 合同協議結果として、事業者から「自治体等負担とすべき」という意見があったことを

踏まえ、「自治体等負担とすることについて検討されたい」と総務省へ提言させてもらう方向でとりまとめしていくこととしたい。

S: これだけ、国や自治体の負担とすべきだとの意見が出ている中で、負担に関してあまりに中立的な書き方をするのであれば、我々としては同意できないが、自治体による負担が絶対に実現できるとも思っていないので、表記については並列で記載していただいて問題は無い。ただ、だからといって何もしないではなく、NTT東西から自治体に対して有料化の反応を聞いてほしい。

N: 有料化について、自治体間で格差が出るようなやり方は難しいと考えているが、特設公衆電話の設置の交渉の中で、仮に有料化されたら、どういう対応になるかという点について、自治体の反応を聞く程度のことは可能だと思う。

(事業者間での負担)

K: 抜粋資料では、我々の意見がかなり省略されているので、意見の原文を確認してほしい。当社としては、本来は国や自治体による負担が適切であると考えているが、交渉の長期化等も十分に予想されるため、そのような場合は、しばらくは公衆電話接続料にするにしても、中期的には、公衆電話接続料ではなく、加入者交換機に係る接続料に含めるような方法が良いとしているもの。

N: 各事業者も、設置台数やコストの見通しが無ければ、意見はしづらと思うが、以前西日本が決算資料で1.5万箇所設置すると発表しており、このベースで考えると東西計の概算で20億円程度が当面のコスト上限になるのではないかと考えている。次回の協議では、案ベースではあるが、設置基準等とあわせて設置見込についても、皆様にお伝えできると思う。

D: 案1、案2については、負担の規模感はともかく、料金設定の考え方に基づくものと考えられるが、案3はどのような考え方なのか少しわかりづらい。いずれにしても、公平性は担保すべきだと考えている。

C: 案3は、料金設定の考え方は採用していない。特設公衆電話の受益者が誰かということに着目すると、平時において公衆電話を利用している人ではなく、平時においてはそれぞれ携帯端末や固定電話端末から通話を行っている人が、災害時にそれらの代替手段として用いていることから、これらの人々が受益者であると考えたもの。従って、電話番号数で按分するのが適切であるという結論に至ったもの。こうした受益者の観点からは、案1は少しずれているのではないかと考えている。

SB: 社内で議論したが、受益と言ってもいろんな切り口がある。発信者なのか、料金設定事業者なのか等。ある程度の軸が必要と考える。

U: 公衆電話接続料による負担でよいと考える。ただ長期的には他の方法を検討すべきだと考える。

N: 次回は案1,2,3の評価について意見を願います。案2,3となると協議対象事業者も拡大し、新たな声掛けが必要となる。協議対象事業者を広げることに異論のある事業者はいるか。

(特に意見無し)

意見がないので次回は案2、3の対象事業者へも声掛けする。

次回は6月末に総務省報告及び事業者周知する特設公衆の設置基準とH24末設置実績等について説明する。

案1～3の長所・短所に関する意見など今後の進め方について意見があれば事前に送っていただいても構わない。

次回開催は6/25あたりを予定している。

(総務省からのコメント)

・費用負担の方法について複数提案があったことを歓迎。特設公衆電話の受益者と公衆電話の利用者は必ずしも一致するものでは無いと考えており、この点を踏まえて議論していただきたい。また、審議会答申においては、関係事業者間の負担の方法を接続料に限定しているものではないので、柔軟な議論を行って結論を出していただきたい。

・国、自治体が費用負担すべきという考え方があることも理解はするところであるが、大災害時の対応は、各主体がそれぞれ役割を担うことが必要というのが教訓。NTTが触れていた答申等では、東日本大震災を受けて各主体が取り組むべき事項を取りまとめたものであり、検討において尊重して頂きたい。また、現状、避難所等に係る役割分担がどう整理されているかというところを見たところ、避難所等の設置主体である自治体の防災計画等のガイドラインにおいては、避難所等に求められているのは、まず、衣食住に関するものであり、通信に関して言えば、避難所と行政機関とを結ぶ無線通信を備えることとされている。電気通信事業法においては、重要通信（緊急通報や行政機関間の通信）の確保を各事業者に求めている。必ずしも、行政として、避難所等において、被災者個人の通信を確保することとはされていない状況にある。特設公衆電話の費用負担については、こうした状況等を踏まえながら議論していただきたいと考える。

特設公衆電話費用の負担方法について

(第三回合同協議)

日時:平成25年6月25日(火)13:00~
場所:ベルサール西新宿 2階 ルーム1

議 事 次 第

1. 特設公衆電話の概要と設置の考え方、見込
2. 事業者間での負担案について
3. 国、自治体等での負担案について
4. その他

【配布資料】

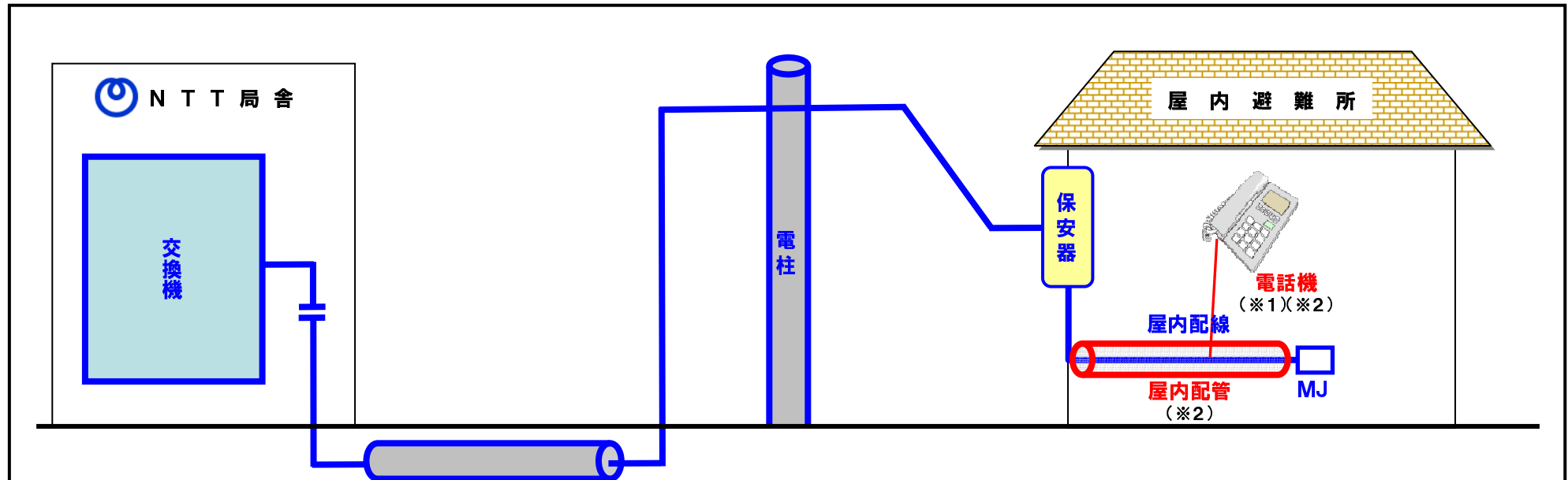
- 【資料1】 特設公衆電話の概要
- 【資料2】 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)
- 【資料3】 論点毎の各事業者様ご意見
- 【資料4】 事業者間で負担する方法について
- 【資料5】 協議参加事業者一覧
- 【資料6】 第1回協議・第2回協議議事録案
- 【資料7】 特設公衆電話に係るご意見について

特設公衆電話(事前配備)の概要

設置概要

設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等) ・都市部における帰宅困難者対策拠点(コンビニエンスストア、主要ターミナル等) 	
1箇所あたりの設置台数	1箇所あたり、3台を目安に設置	
設置回線	回線種別	加入電話及びINS64(災害時優先電話)
	回線サービス等	発信専用とし、携帯電話の着信拒否を回避するため発信番号通知登録を行う。

設置イメージ



※1. 平時には電話機は接続せず、災害発生時には、自治体職員等が避難所で保管している電話機をMJ接続し、利用可能とする。

※2. 赤字(屋内配管、電話機)の設備は、原則、施設管理者様にて費用負担

【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設 ^{※1} のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

3. 事前設置見込(H28年度末)^{※2}

24,500箇所、50,000台

※1 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

論点	主な意見				
1. 事業者間で負担する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話接続料として負担することに異論なし(NTTドコモ) ・公衆電話接続料による負担が現時点においては現実的(UCOM) ・現時点においては、他の負担方法等について意見なし(フュージョン・コミュニケーションズ) ・国や自治体による負担を実現するまでの暫定対応としては、公衆電話接続料原価への算入という手法に特段異論なし(KDDI) ・国や行政機関の予算措置として実施されるまでの期間については、公衆電話接続料での負担にせざるを得ない(九州通信ネットワーク) ・「国・自治体」「事業者」「利用者」による負担の按分を決めるまでの間は公衆電話ACで特設公衆電話を維持運営(プラステル/ZIPTelecom) <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担を実現するまでの暫定対応期間が長期化し、負担額も軽微と言えない規模に増加する場合には、公衆電話接続料による負担は適切ではないと考える。こうした事態が想定される場合には、特設公衆電話と通話が可能な全事業者によって応分負担するスキーム(加入者交換機接続料原価への算入)に移行すべき(KDDI) <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者の保有する発信番号数(0AB～J, 0A0)をもって按分負担することが妥当(NTTコミュニケーションズ) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間で負担する方法を議論するにあたっては、本格対応とするのか暫定対応とするのか、暫定対応とした場合本格対応までのプロセスはどうすべきかを含め整理すべきであり、暫定対応として事業者間での負担を求める場合、本格移行までのプロセス案は、NTT東西から提案すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) 				
2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="333 877 557 1228" style="width: 15%; vertical-align: top;">国、自治体による負担</td> <td data-bbox="557 877 2125 1228"> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西にて国や自治体による負担に向け早期に協議を開始すべき(KDDI) ・自治体等からの要請内容、費用負担に関する考え、自治体等との協議状況、国や自治体等との議論の予定の有無や今後の進め方等についてNTT東西から説明すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担が望ましいが、実現には課題があるため検討は継続しつつ、事業者による按分負担で暫定整理が妥当(NTTコミュニケーションズ) ・国、自治体による負担とするには国による決定が必須である一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ない(UCOM) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1228 557 1465" style="width: 15%; vertical-align: top;">ユニバーサルサービス基金による負担</td> <td data-bbox="557 1228 2125 1465"> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス関係事業者を対象として費用負担について協議すべき(プラステル/ZIPTelecom) ・当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましい(UCOM) <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ) </td> </tr> </table>	国、自治体による負担	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西にて国や自治体による負担に向け早期に協議を開始すべき(KDDI) ・自治体等からの要請内容、費用負担に関する考え、自治体等との協議状況、国や自治体等との議論の予定の有無や今後の進め方等についてNTT東西から説明すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担が望ましいが、実現には課題があるため検討は継続しつつ、事業者による按分負担で暫定整理が妥当(NTTコミュニケーションズ) ・国、自治体による負担とするには国による決定が必須である一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ない(UCOM) 	ユニバーサルサービス基金による負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス関係事業者を対象として費用負担について協議すべき(プラステル/ZIPTelecom) ・当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましい(UCOM) <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)
国、自治体による負担	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西にて国や自治体による負担に向け早期に協議を開始すべき(KDDI) ・自治体等からの要請内容、費用負担に関する考え、自治体等との協議状況、国や自治体等との議論の予定の有無や今後の進め方等についてNTT東西から説明すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体による負担が望ましいが、実現には課題があるため検討は継続しつつ、事業者による按分負担で暫定整理が妥当(NTTコミュニケーションズ) ・国、自治体による負担とするには国による決定が必須である一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ない(UCOM) 				
ユニバーサルサービス基金による負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス関係事業者を対象として費用負担について協議すべき(プラステル/ZIPTelecom) ・当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましい(UCOM) <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ) 				

事業者間で負担する方法について(前回ご提示資料一部修正)

	【案1】 公衆電話接続料による負担	【案2】 GC付加チャージによる負担	【案3】 電気通信番号数按分による負担
接続機能	公衆電話発信機能	端末系交換機能に追加	新設(現行該当する機能なし)
負担の考え方	・利用の態様に着目し、災害時における街頭公衆電話と同等であることを踏まえ、公衆電話の料金設定事業者で負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の加入者交換機を必ず経由することを踏まえ、GCを利用する事業者がトラヒックに応じて負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数の指定を受けている事業者間が指定を受けている番号数に応じて負担
特徴	・現行(H25年度適用AC)と同じ整理 ・需要の減少により上昇を続けている公衆電話接続料の更なる上昇要因となる	・現行の接続約款における端末系交換機能にGC交換機を経由するトラヒックで負担する新たな機能を追加 ・対象事業者が拡大	・電話番号数で負担する新たな機能を設定する必要あり ・対象事業者が拡大 (ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者とほぼ同)
単価推計	特設公衆電話見込コスト(17億円)を現行の帰納物数(通信時間・番号数)で除した推計値 〔現行のコスト(2.2億円)×設置台数伸び率(7.7倍:8.4万台÷1.1万台)÷17〕 (H28見込) (H24.9実績)		
	12. 535円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):6,781千時間	0. 047871円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):1,775,593千時間	0. 667円/番号・月(東西合算) 番号数(H25.2実績):2.12億番号
(参考) 25年度接続料等	<アナログ公衆電話発信機能> (特設公衆電話コストを除く) 東日本:221. 82円/3分 西日本:195. 98円/3分	<端末系交換機能(LRIC・H25AC)> 東西均一:5.29円/3分	<番号単価(H25年度負担額)> 3円/1電話番号・月

協議参加事業者一覧

合同協議対象事業者名		公衆電話接続料の 負担事業者	加入者交換機能(GC)を 利用する事業者	ユニバーサルサービス制度における負担金の 負担対象となっている事業者
		(第1回・第2回合同協議における対象)	(第3回合同協議より対象)	
1	株式会社ウィルコム	○	○	○
2	株式会社STNet		○	○
3	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー		○	○
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○	○	○
6	株式会社NTTぷらら		○	○
7	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		○	○
8	九州通信ネットワーク株式会社	○	○	○
9	KDDI株式会社	○	○	○
10	KVH株式会社		○	○
11	株式会社ケイ・オブティコム		○	○
12	ソフトバンクテレコム株式会社(イー・アクセス株式会社含む)	○	○	○
13	ソフトバンクBB株式会社		○	○
14	ソフトバンクモバイル株式会社		○	○
15	中部テレコミュニケーション株式会社		○	○
16	東北インテリジェント通信株式会社		○	○
17	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
18	ベライゾンジャパン合同会社		○	○
19	株式会社UCOM	○	○	○
20	株式会社 ジュビターテレコム		○	
21	ブラステル株式会社	○	○	
22	Zip Telecom株式会社		○	
23	株式会社アイ・ピー・エス	○	○	
24	株式会社関西コムネット		○	
25	東京テレメッセージ株式会社		○	
26	株式会社沖縄テレメッセージ		○	
27	アイテック阪急阪神株式会社			○
28	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ			○
29	沖縄セルラー電話株式会社			○
30	株式会社テクノロジーネットワークス			○
31	フリービット株式会社			○
32	T-Systems ジャパン株式会社	○	○	
33	東日本電信電話株式会社	○	○	○
34	西日本電信電話株式会社	○	○	○

: 今回新たに対象となる事業者

第1回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について） 議事録(案)

1. 日時

平成25年5月28日（火） 14:00～16:00

2. 場所

東京オペラシティ 7F 第二会議室

3. 参加者

eA、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、KDDI、QTNet、SBTM、SBM、FCC、
ブラステル、UCOM、NTT東日本、NTT西日本、総務省(オブザーバー)

4. テーマ

- 1.特設公衆電話費用の負担方法について
- 2.災害発生時に無償貸与する通信端末に関する費用の負担方法について

5. 議事内容

<結論>

- (1) 特設公衆電話の費用負担方法について、各社からの意見や本日議論した内容を踏まえ、NTT東西より各社へ別途フォーマットを送るので、各社からの意見へのコメントおよび新たな考えがあれば報告願う。
- (2) 特設公衆電話の費用負担方法を整理した後、無償貸与の通信端末の費用負担方法の扱いを検討することとする。
- (3) 第2回合同協議は、6/11(火)14:00に開催する。

<費用の負担範囲の確認（KDDI意見への回答）>

K:KDDI、N:NTT東西

N:費用負担方法を議論するにあたり前提となる認識の共有を図るためにも、まず「特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担範囲」について、回答させていただく。(別添2にて設備対象範囲を説明)

- ・イニシャルのみかランニングも含むか ⇒ ランニング
- ・避難所のみか帰宅困難者対策拠点も含むか ⇒ 両方
- ・事前配備分のみか事後配備分も含むか ⇒ 両方
- ・何年度以降発生したコストか ⇒ H23年度以降

なお、「NTT東西が接続料で回収しているコストとの関係性」とはどういう意味か。

K:当該コストを含んだ公衆電話接続料との関係を確認したいという主旨。

N:別添2で説明したように、二重回収となっていたりすることはない。

K:了解した。

N:KDDI の意見で、特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と判断基準の整理とあるが、具体的にどういうことか。

K:関係事業者での負担とするならば、設置可否の基準等についてどうなっているかを、関係事業者で確認しながら、整理を図っていくものと考えている。

N:答申にもあるとおり、本年 6 月末に設置の考え方、設置見込等を総務省に報告して関係事業者に開示し、関係事業者の意見を踏まえつつ検討を行って、9 月末に総務省に報告するとされており、6 月末の協議の場において皆様にお示しする考えである。それを以って、確認することでよいか。

K:了解した。

<主な各社からの意見>

K:KDDI、S:SBTM、C:NTT-C、W:ウィルコム、SB:SBM、N : NTT 東西

1.費用負担について各社からの意見内容の確認

(国、自治体で負担)

N:国による費用補填の理由は？

C:一例として記載したものだが、全国民が利用するものであることが理由。

S:同じく一例として記載したが、国の補助金や復興税を利用することも考えられる。各種の防災対策に補助金等が使われる中、なぜ、通信だけ事業者負担なのか、というそもそも論から始めてもいいのではないかと、ということ。復興税の使い道として通信も重要なインフラと考えるのでそこにまずお金をかける方法もある。

N:国の予算化には時間がかかることに加え、当該費用は一時的な費用ではなく、恒常的に発生する費用であるため、継続的に補助金を引き出せるかというところも不透明である。また、今まで無料化してきたのにも係らず、今更自治体に費用負担を持ち出すのは難しい。

S:国が負担するとなると法律が関係してくるので時間がかかることは認識している。その点、自治体負担となれば多数の自治体は存在するものの、国が負担するよりも障壁が低くなるのではないかと。

N:国や自治体の負担とした場合、どのように持ち出せばよいのか、仕組みはどうしたらよいのかアイデアがなく、進め方が難しい。自治体の負担について具体的な案があればご教示願いたい。

S:検討を深めたものではないが、例えば、自治体に一部費用を負担してもらおう等。無料にすれば多数の自治体から設置要望が出てきて、一層コストがかさむことになるのではないかと。また、事前設置と事後設置で位置づけを変える等の考え方があってもいいのではないかと。

N:「電話機、配管を用意してもらうこと」「平時の管理や被災時の設置対応等を行っていたり必要があること」を自治体には説明しているため、闇雲に増えていかないうようなハー

ドルは実質的には設けられている。

(ユニバーサルサービスとして負担)

S:まずは国や自治体による負担、それが難しいのであればユニバによる負担の順で考えている。ただし、現行のユニバの制度ではなく、ユニバ的ファンドのようなものをイメージしている。

C:「全ての通信事業者による按分負担」というのは、方法としては色々な方法が考えられるが、その方法の一つとしてユニバも含めて議論すればよいと考えている。

(その他)

S:CSR 活動として会社名を前面に打出すのであれば、特設公衆電話を設置する事業者が負担するという考えはある。

N:H24.3 の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申の議論に際し、公衆電話よりも低コストの特設公衆電話の設置を進めることが適切であるというコンセンサスが得られたことを受けて、特設公衆電話の事前設置に取り組んでいる。NTT 東西としてイメージアップを目的としたために PR を積極的に実施していくつもりはないが、取組み状況を公にしていく必要はあるため、結果的に PR になっているのではないかと見られるようなことはあるかもしれない。

K:社会的責任等に鑑みて費用を負担しないとまで言うつもりはないが、費用負担するにしても上限があると考えている。

N:ユニバによる負担となった場合で、間接的な負担者まで含めると、協議対象となる事業者が最大で 200 数十社になる可能性がある。その場合、合同協議という形で進めていくことも難しいと率直に感じている。

ユニバというアイデアを否定するものではないが、半年で意見を取り纏めて、総務省に報告するとなると、その方向でコンセンサスを得ることは実行上難しいのではないかと。他に公衆電話接続料以外の接続料に含める案はないか。

S:公衆電話接続料が落とすところとなることは理解するが、メタル回線が減少していく中、機能の性質のみで費用負担を考えることには疑問がある。特定の接続料にコストを集めると、必然的に単価の上昇を招くことになると考えている。こうした意味で、ユニバ的な負担というのが、その対極の考え方だと思っている。

N:現行の法制度の下でユニバという位置づけとなると、設置の義務化が不可避となり、設置台数が更に増大することを懸念している。

また、法改正もしくは省令改正も含め実施するとなると相当の時間がかかると考える。

S:ユニバになると設置台数が増えてコストが嵩むということだが、なぜそうなるのか。

N:NTT からすれば、ユニバか否かに関わらず、周囲の自治体の動きを見た自治体からの設置の要望が寄せられれば、それに応えざるを得ないと考えているが、ユニバ義務があるとされると、自治体の「設置しなければならない」という意識が必要以上に高まってしまう可能性があると考えている。

W:現状、公衆電話接続料による負担となっているが、今回出席の事業者以外の事業者の電話サービスにも特設公衆電話から繋がることになるのか。

N:着信先としては 050 番号等にも繋がるので、公衆電話接続料の負担事業者以外の事業者のサービスにも繋がる。

公衆電話接続料以外に何か負担方法の対案が無ければ、事業者間の負担方法としては現状を継続する他は無いと考えているので、代案がある場合は次回までに提示願う。

今回、事業者の皆さんから意見をうかがったので、次回以降、具体化して案を絞り込んでいきたい。別途フォーマットを送るので、今回共有した各社意見へのコメントも含め、新たな意見があれば提示をお願いしたい。

2. 災害発生時に無償貸与する通信端末に関する費用の負担方法

SB:NTT 東西の特設公衆電話のコストが事業者間で負担すべきと整理されるのであれば、公平な取扱いという観点から、携帯端末の無償貸与等の取り組みの扱いについても検討対象として挙げておこうと考えて意見した。災害時に携帯端末を自治体等へ無償貸与しているが、具体的に対象として欲しい費用等については整理できていない。

特設公衆電話の負担方法が決まっていけば、その中で議論していく。

N:まずは特設公衆の費用負担方法を議論して取り纏めることとし、その後本件について議論するということにして、当面横に置くということで良いか。

SB:問題ない。

(総務省からのコメント)

H25 年度の接続料においては、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合が 2.2%以下と僅少であるため認可して良いこととなった。しかしながら、受益者と負担者が一致しない(受益者は災害時に特設公衆を利用する全ユーザだが、負担者は平常時に公衆電話を利用するユーザの一部に限定される)状態であり、将来的に特設公衆の設置台数が増加していき、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が段々に上がってくると、公衆電話通話料の値上げという形で公衆電話のユーザに転嫁される可能性が高まることになると考えられるところ。今般の消費者団体等からの反応を踏まえると、そうい

う状況になることは望ましくないと考えている。

NTT 東西へ 6 月の提示をお願いしている設置の考え方等を踏まえてから議論を深めていただくことになると思うが、公衆電話機能の接続料原価に組み込む以外の方法案についても検討が必要。

以上

第2回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について） 議事録(案)

1. 日時

平成25年6月11日（火） 14:00～16:00

2. 場所

東京オペラシティ 7F 第一会議室

3. 参加者

eA、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、KDDI、au、SBTM、SBM、FCC、
ブラステル、UCOM、NTT東日本、NTT西日本、総務省(オブザーバー)

<議事次第>

1.費用負担の方向性について（各社からの意見）

①事業者間で負担、②国・自治体、ユニバーサルサービス基金で負担

2.事業者間で負担する方法について

案1：公衆電話接続料で負担、案2：GC付加チャージで負担、案3：電気通信番号数按分で負担

<主な意見交換 K:KDDI、S:SBTM、C:NTT-C、W:ウィルコム、SB:SBM、N:NTT東西、
D:ドコモ、F:フュージョン>

（国、自治体による負担）

N: 当社としても、国・自治体による負担が実現されるのであれば、事業者の負担が軽減されることになるので、そういう結論になること自体は望ましいことであろうとは考えている。

しかしながら、当社は、東日本大震災以前から、特設公衆を事後設置してきたが、それに係る費用は国・自治体に求めてこなかったことに加えて、東日本大震災を受けて、特設公衆の事前設置を始めているが、これまで既に多くの自治体に対して、電話機と配管設備は自治体負担、ランニングコストは事業者負担と説明してきたことを踏まえると、今後設置する分からは、国・自治体負担だと今更言っていくことは難しいと考えている。そのため、現時点、当社から、国・自治体による負担が「あるべき姿」だと主張していくことは考えていない。

当社が先導するのではなく、例えば、ご提案されている KDDI 等が旗を振っていただき、国・自治体による負担が「あるべき姿」だというコンセンサスが皆さんの中で得られるのであれば、当社としてそれに追随させていただく形になると思う。特に KDDI からの提案である「早期にNTT東西が国・自治体による負担に向けて協議を開始すべき」という部分は、これまでの当社が主張してきた内容や活動内容と整合しない部分があるため、現時点、そのような対応を主体的に実施していくことは考えていない。

K: 前回の協議では自治体と対応するには時間がかかるとの発言があったので、「早期に」というコメントを付け加えさせていただいたものであり、対応を横に置いたままでは、決して物事は前に進まないのではという趣旨で記載させてもらったもの。

N: 前回は資料を用いてご説明しているが、全額当社が負担している訳ではなく、自治体には電話機や配管の負担をお願いしている。イニシャル部分の負担で既に対応を進めている中、今更ランニングも負担してくれとは言にくい。

S: そもそも自治体と国・事業者のどちらが負担すべきものと考えているのか。

N: 2011.12の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」において、事業者がやるべき事項として特設公衆電話の設置等が整理されていること等を踏まえれば、今現在においては、事業者が負担して実施すべきものと整理されていると考えざるを得ないと考えている。当該とりまとめの議論には、当社だけでなく、皆さんの会社からも参加されていると認識している。

もちろん、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方 答申」において、「(費用負担の在り方については) 今後、必要に応じて、NTT東西における取組状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」とされていることを踏まえ、今後、様々な議論が行われる可能性はあると考えている。

その際、当社としては、国・自治体による負担について、それを主導するほど「積極的賛成」ではないものの、皆さんの間でそうあるべきというコンセンサスが得られるなら、それに同調させていただくことは可能という「消極的賛成」という立場になると考えている。

S: 「積極的賛成」、「消極的賛成」という話はおかしいのではないかと。「本来あるべき姿」だと捉えているかどうかはわからないのではないかと。事業者間での負担方法を議論する前に、自治体での負担について議論を尽くすべき。自治体での負担の議論を棚上げにするのか。

N: 繰り返すが、自治体が全く負担していない訳ではない。イニシャル分は自治体とNTT東西で負担。ランニングの回線費用は事業者間で負担してほしいというのが現時点の当社の考え方である。

震災等で回線が繋がらなかったことへの対応は、本来、全ての事業者が回線を繋ぐという責務を果たすことができなければ不要だった話である。震災等が発生しても繋がるネットワークを構築するというアプローチもあると思うが、それに要する莫大な費用を考えると、特設公衆は代替手段の一つになると考えている。

各社が料金設定している呼が繋がらなくなった場合における各社の通信手段を代替しているものであることから、各社に一定程度の費用負担をお願いしている。

S: 事業者間での負担が、暫定解なのか本格解なのか決める必要がある。

N: 国・自治体負担となると、国へ上申することとなる。また、これまで事業者間で負担してきた経緯がある中で、本格解として自治体に負担してほしいと言っていたとして、俄かにそれが叶うことは難しいのではないかと。

今回の事業者協議結果を総務省に報告するにあたり、「災害対策費用として、国・自治体負担とすることについても検討されたい。」という意見が各事業者から出されたと報告した上で、

国等の検討に委ねるといところが現実的な落とし所になるのではないか。

S: 暫定とした場合の時間軸が見えない。公衆電話の負担が上がってくる。マイグレもある。いつまで続けるのか。どこかで破綻するまでやるのか。計画的に物事を進めたい。

N: 自治体、総務省に限らず、災害対策費用として予算措置を求めていくとなると、国土交通省など他省も絡んでくる中で、この事業者間の協議において時間軸をコミットすることは出来ないだろう。

S: 言葉は悪いが、「取れるところから取りましょう」と聞こえてくる。本来、費用を負担すべきなのはどこかを議論する必要がある。

N: 国や自治体に負担してもらおうとなると、相応の理屈や、負担決定までの手順、また、震災等による輻輳に係る負担を事業者ではなく国や自治体の負担で行うべきだと主張することとなるため、事業者としては相当の覚悟が必要だと考えている。どういう理屈で主張していったらよいか、現時点、我々には具体的な進め方のアイデアがない。ユニバ負担でも同様と考える。

これまでの経緯等を踏まえると、少なくとも現段階では、暫定解、本格解の区別について、現実的には、事業者負担を本格解とすることを基本に考えていかざるを得ないと考えている。

なお、繰り返しになるが、今回、事業者間で議論した結果、事業者の総意として、本来的には、国や自治体で負担すべきではないかといった課題提起・方向性の提言を行うことまでなら同調できると考えている。更に踏み込んだやり方があれば教えてほしい。

C: 我々は、一義的には、国や自治体で負担すべきと考えているので、事業者負担はあくまで暫定解と考えている。

S: 何かがあつての暫定である。その何か、即ちそもそも論があつての暫定。暫定であれば時期を切る必要がある。

D: 事業者間での公平な負担でいかざるをえないのではないか。未来永劫事業者で負担すべきとまでは考えていないが、当面、現状の整理の中で進めることでよいのではないか。

F: 理想は自治体による負担だと考えている。

N: 合同協議を踏まえて、NTT 東西が協議結果を総務省に報告しなくてはならないので、協議における事業者意見の取りまとめ結果として、「自治体等負担とすることについて検討された」と提言することは可能だと思うが、NTT 東西として、絶対に自治体負担でなければならないとまでは考えていない。

K: 自治体負担等という解も取りうる選択肢の一つだと認識しているので、自治体負担等に関してチャレンジできることがあれば、すぐにでもやって欲しい。時間がかかるなら早くやって欲しい。

N: チャレンジとは、先ほどのような内容をとりまとめて、総務省に提言することでよいか。

K: 今回の協議を通じた着地点という意味では、ご相談できるのではないかと考える。

S: NTT 東西が自治体負担とすることは難しいと言っているが、その難しさが伝わってこない。

実際に自治体に対して、特設公衆電話の費用負担について、対応していないのではないか。

N: 合同協議結果として、事業者から「自治体等負担とすべき」という意見があったことを

踏まえ、「自治体等負担とすることについて検討されたい」と総務省へ提言させてもらう方向でとりまとめしていくこととしたい。

S: これだけ、国や自治体の負担とすべきだとの意見が出ている中で、負担に関してあまりに中立的な書き方をするのであれば、我々としては同意できないが、自治体による負担が絶対に実現できるとも思っていないので、表記については並列で記載していただいて問題は無い。ただ、だからといって何もしないではなく、NTT東西から自治体に対して有料化の反応を聞いてほしい。

N: 有料化について、自治体間で格差が出るようなやり方は難しいと考えているが、特設公衆電話の設置の交渉の中で、仮に有料化されたら、どういう対応になるかという点について、自治体の反応を聞く程度のことは可能だと思う。

(事業者間での負担)

K: 抜粋資料では、我々の意見がかなり省略されているので、意見の原文を確認してほしい。当社としては、本来は国や自治体による負担が適切であると考えているが、交渉の長期化等も十分に予想されるため、そのような場合は、しばらくは公衆電話接続料にするにしても、中期的には、公衆電話接続料ではなく、加入者交換機に係る接続料に含めるような方法が良いとしているもの。

N: 各事業者も、設置台数やコストの見通しが無ければ、意見はしづらと思うが、以前西日本が決算資料で1.5万箇所設置すると発表しており、このベースで考えると東西計の概算で20億円程度が当面のコスト上限になるのではないかと考えている。次回の協議では、案ベースではあるが、設置基準等とあわせて設置見込についても、皆様にお伝えできると思う。

D: 案1、案2については、負担の規模感はともかく、料金設定の考え方に基づくものと考えられるが、案3はどのような考え方なのか少しわかりづらい。いずれにしても、公平性は担保すべきだと考えている。

C: 案3は、料金設定の考え方は採用していない。特設公衆電話の受益者が誰かということに着目すると、平時において公衆電話を利用している人ではなく、平時においてはそれぞれ携帯端末や固定電話端末から通話を行っている人が、災害時にそれらの代替手段として用いていることから、これらの人々が受益者であると考えたもの。従って、電話番号数で按分するのが適切であるという結論に至ったもの。こうした受益者の観点からは、案1は少しずれているのではないかと考えている。

SB: 社内で議論したが、受益と言ってもいろんな切り口がある。発信者なのか、料金設定事業者なのか等。ある程度の軸が必要と考える。

U: 公衆電話接続料による負担でよいと考える。ただ長期的には他の方法を検討すべきだと考える。

N: 次回は案1,2,3の評価について意見を願います。案2,3となると協議対象事業者も拡大し、新たな声掛けが必要となる。協議対象事業者を広げることに異論のある事業者はいるか。

(特に意見無し)

意見がないので次回は案2、3の対象事業者へも声掛けする。

次回は6月末に総務省報告及び事業者周知する特設公衆の設置基準とH24末設置実績等について説明する。

案1～3の長所・短所に関する意見など今後の進め方について意見があれば事前に送っていただいても構わない。

次回開催は6/25あたりを予定している。

(総務省からのコメント)

・費用負担の方法について複数提案があったことを歓迎。特設公衆電話の受益者と公衆電話の利用者は必ずしも一致するものでは無いと考えており、この点を踏まえて議論していただきたい。また、審議会答申においては、関係事業者間の負担の方法を接続料に限定しているものではないので、柔軟な議論を行って結論を出していただきたい。

・国、自治体が費用負担すべきという考え方があることも理解はするところであるが、大災害時の対応は、各主体がそれぞれ役割を担うことが必要というのが教訓。NTTが触れていた答申等では、東日本大震災を受けて各主体が取り組むべき事項を取りまとめたものであり、検討において尊重して頂きたい。また、現状、避難所等に係る役割分担がどう整理されているかというところを見たところ、避難所等の設置主体である自治体の防災計画等のガイドラインにおいては、避難所等に求められているのは、まず、衣食住に関するものであり、通信に関して言えば、避難所と行政機関とを結ぶ無線通信を備えることとされている。電気通信事業法においては、重要通信（緊急通報や行政機関間の通信）の確保を各事業者に求めている。必ずしも、行政として、避難所等において、被災者個人の通信を確保することとはされていない状況にある。特設公衆電話の費用負担については、こうした状況等を踏まえながら議論していただきたいと考える。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	

特設公衆電話に係わる費用の負担方法に係わる事業者間協議スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>26日</p> <p>「案内文の発出・意見照会</p>	<p>16日</p> <p>(受領後速やかに関係事業者様に共有) 各事業者様からの意見提出</p> <p>28日</p> <p>1</p> <p>協議対象事項の意識あわせ</p>	<p>11日</p> <p>2</p> <p>協議対象事項と各事項の方向性の決定</p> <p>(各社にて調整)</p> <p>25日</p> <p>3</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ①</p> <p>(必要に応じて関係事業者を拡大)</p>	<p>中下旬</p> <p>4</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ②</p>	<p>下旬</p> <p>5</p> <p>検討結果の集約</p>	<p>中下旬</p> <p>6</p> <p>検討結果の取り纏め</p>

末
負担方法検討結果の総務省報告・公表

大規模災害等緊急事態における 通信確保の在り方について

最終取りまとめ

2011年12月27日

大規模災害等緊急事態における
通信確保の在り方に関する検討会

目次

第1章 はじめに	1
1. 社会的基盤としての通信インフラ	1
2. 東日本大震災で生じた主な事象	2
3. 本検討会の開催等	5
第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方	6
1. 音声通話の確保	6
2. 音声通話以外の通信手段の充実・改善	9
3. 災害時の通信手段に関する利用者等への情報提供	12
4. 輻輳に強いネットワークの実現	14
第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方 ..	15
1. 被災した通信設備の応急復旧対応	15
2. 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等	18
3. 電源の安定的な確保	21
4. 緊急情報や被災状況等の情報提供	23
第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方	27
1. ネットワークの耐災害性向上	27
2. 災害に即応できる体制整備	29
第5章 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方	32
1. インターネット接続機能の確保	32
2. インターネットの効果的な活用	37
3. クラウドサービスの活用	43
4. 災害発生時に備えた通信事業者の協力体制の構築	46
第6章 アクションプラン	48
1. 国等が中心となり取り組むべき事項	48
2. 国・電気通信事業者等が連携・協力しながら取り組むべき事項	51
3. 電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項	53

第6章 アクションプラン

本章は、第2章から第5章までの内容について、各主体において今後取り組むべき事項を整理し、アクションプランとしてまとめたものである。

各主体においては、本アクションプランを踏まえ、大規模災害等緊急事態における通信の確保に向けて、一層の取組を迅速に進めていくことが期待される。また、総務省においては、一定の期間において、必要なフォローアップを行うことが求められる。

1. 国等が中心となり取り組むべき事項

【第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方】関係

- 交換機等の設計容量の在り方については、IPネットワーク設備委員会において検討を行っているところであるが、その検討結果を技術基準等に速やかに反映する。
- 災害時優先電話の安定的な利用の確保については、IPネットワーク設備委員会において検討を行っているところであるが、その検討結果を技術基準等に速やかに反映する。
- 通話時間制限は、制限する通話時間等について社会的コンセンサスが必要となり、また、有効に機能するためには交換機等の処理能力の見直しが必要な場合もあることから、今回の輻輳の実態等を踏まえ、IPネットワーク設備委員会において引き続き検討を進める。
- 通話品質を低下させた電話は、許容される品質の程度等が課題となり、また、交換機等の処理能力との関係も考慮が必要となることから、今回の輻輳の実態等を踏まえ、NGNやLTE等のIP網での実現について、IPネットワーク設備委員会において引き続き検討を進める。
- 輻輳時に通信の確保が必要なサービスやエリアに対し、ネットワークの処理リソースを柔軟に割当可能な技術、データ通信網、インターネット網など、利用可能なあらゆる通信回線を利用して通信の疎通を確保する技術や大規模データ蓄積技術など、耐輻輳性を重視した新技術の開発や検証を進める。

【第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方】関係

- 応急復旧に要する機材の設置・配備については、IPネットワーク設備委員会において検討を行っているところであるが、その検討結果を技術基準等に速やかに反映する。
- 迅速な応急復旧作業に必要な資材・燃料や人員等の輸送手段・ルートの確

保については、関係事業者の意見等を内閣府や制度所管官庁等の関係行政機関に伝えた上で、災害対応に関する制度や各種計画への反映等、その実現に向けた働きかけを積極的に行う。

- 自治体等への衛星携帯電話等の速やかな貸与について、災害時にも高い物資輸送能力を有する政府の関係機関との連携強化により、衛星携帯電話の被災地への迅速な搬送等を実現し、自治体等における災害時の通信手段に係るニーズへの迅速な対応を図る。
- 震災時に有効に機能し、避難情報を含む地域情報等の通信手段として重要な無線システムをはじめとする情報通信ネットワークを整備・展開した地域づくりを支援する。
- 学校施設に整備されたICT環境の災害時における効果的な利活用法や、対策が求められる課題等について検討を行う。
- 補助制度等を活用した自治体による衛星携帯電話及び非常用発電機の配備を促進する。
- 地上通信インフラの被災時にニーズに応じた衛星通信の回線確保を円滑に図るための研究開発に取り組む。
- 非常用電源確保の在り方については、IPネットワーク設備委員会において検討を行っているところであるが、その検討結果を技術基準等に速やかに反映する。
- 燃料確保・輸送に関する行政機関との連携について、関係事業者の意見等を内閣府や制度所管官庁等の関係行政機関に伝えた上で、災害対応に関する制度や各種計画への反映等、その実現に向けた働きかけを積極的に行う。

【第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方】関係

- ネットワークの安全性・信頼性確保の在り方については、IPネットワーク設備委員会において検討を行っているところであるが、その検討結果を技術基準等に速やかに反映する。
- 伝送路の地中化は、津波対策等の観点から有効な手段と考えられることから、自治体電線共同溝等の導入促進に向けて、地方ブロック無電柱化協議会への働きかけを進める。
- 被災地における復興計画に合わせて、耐災害性のある通信インフラを多様な形で確保するような拠点整備を促進するための支援を行う。
- ネットワークの耐災害性向上のための以下のような研究開発に取り組む。
一 災害により、通信インフラが損壊した場合に、可搬型高機能無線局等が直ちにネットワークを構成し、被災地や自治体庁舎、避難所、病院等での

サービスを迅速に確保する技術の開発

- 携帯電話、無線LAN等の無線システムを活用して、被災地において確実な緊急警報(津波等)の伝達を可能とするシステムの開発を行い、余震・高波等の新たな災害の可能性を視野に入れながら被災地で実証運用
- 災害によって商用電源の断が生じて、通信インフラの継続的な稼働を可能とするための電源制御システムの開発
- 消防本部が被災した場合の緊急通報の迂回等の対策について、あらかじめ消防本部において体制を整備することを促す。

【第5章 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方】関係

- IPネットワーク設備委員会における事業用電気通信設備の技術基準等の検討を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の見直しについて検討を行う。
- 燃料確保・輸送に関する行政機関との連携について、関係事業者の意見を内閣府や制度所管官庁等の関係行政機関に伝えた上で、災害対応に関する制度や各種計画への反映等、その実現に向けた働きかけを積極的にを行う。
- 震災時に有効に機能し、避難情報を含む地域情報等の通信手段として重要な無線システムをはじめとする情報通信ネットワークを整備・展開した地域づくりを支援する。
- 学校施設に整備されたICT環境の災害時における効果的な利活用方法や、対策が求められる課題等について検討を行う。
- インターネットの相互接続ポイント等の円滑な地域分散化のための方策や所要の支援策について検討を行う。
- 自治体による被災者情報等の提供の在り方について、各自治体における個人情報保護条例との関係にも留意しつつ、提供すべき情報の項目、形式等について検討を行う。
- 行政機関等から提供する情報のファイル形式に関する文書に基づく対応を徹底する。
- 行政機関等から提供する書式を可能な限り日頃から緊急時と同じ書式にしておくこと等に加え、緊急時の情報提供のための訓練を実施する。
- 各自治体において、大規模災害等緊急時における安否情報等重要情報の情報提供の必要性と個人情報保護の要請の関係について検討を進め、必要に応じて、個人情報保護条例の改正等を図る。
- 大規模災害等緊急時における個人情報の取扱いについて、平時においてあらかじめ関係省庁において検討を行い、個人情報保護法の解釈の一層

の明確化を図ること等に向けた働きかけを行う。

- ソーシャルメディアサービスの活用を平時から行政機関等の通常業務の一部として位置付け、業務マニュアルの見直し等を行う。
- 行政機関等がミラーサイトを許諾する場合の情報の範囲、ミラーサイトの場所・運営期間などについてあらかじめ検討を行う。
- 携帯電話やコミュニティFM、携帯電話の緊急速報メール等のあらゆる通信・放送手段を連携させ、地域住民に確実に情報が伝達されるような多層的なマルチメディア型防災情報システムを確立し、多様な手段による情報提供を行う。
- ICT利活用人材の発掘・育成・ネットワーク化等の取組を推進する。
- 情報提供ツールの特長や住民の利用状況、提供する情報の内容等を勘案した情報提供を行う。
- 「自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ」を踏まえ、自治体クラウドへの移行を支援する。
- 複数クラウド間でのリソース融通などクラウドサービスの信頼性向上のための研究開発を行う。
- 通信サービスの需要に応じて、異なる通信サービス間で効率的かつ即時に通信リソースを融通するための研究開発を行う。

2. 国・電気通信事業者等が連携・協力しながら取り組むべき事項

【第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方】関係

- 災害用伝言サービス間の横断的な検索が可能となるように、TCAの安全・信頼性協議会における検討の結果を踏まえ、早期に実現する。
- 音声メッセージを端末でファイル化してデータ通信網で送信するサービスについて、異なる事業者間でファイル化したメッセージを送受信できるように、TCAの安全・信頼性協議会において策定されるガイドライン等に基づき、早期提供に向けて取り組む。
- 災害時には不要不急の電話を控え、通話時間をできるだけ短くすることや、音声通話以外の有効な通信手段の内容や具体的な利用方法等について、平時からの周知・要請を行う。
- 輻輳状況の情報提供や音声通話以外の通信手段への誘導等を効果的にを行うため、災害時における携帯電話の緊急速報メールやテレビ・ラジオ等の積極的な活用を行う。
- 輻輳状況や通信規制の状況を共有するとともに、共用した情報を国民に対し効果的に提供できるように、情報を二次利用可能な形で公開することにつ

いて、電気通信事業者を中心とする検討の場を設け、統一的ルールを検討する。

【第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方】関係

- 緊急時における携帯事業者間のローミングについて、当事者間の協議を通じ、課題の解決が図られるものであるかどうかを注視するとともに、平時を含む緊急通報(110番、119番等)に限定したローミングの早期実現に向けて、電気通信事業者を中心とする協議のための場を早急に設け、検討を行う。
- 災害時等における通信手段として重要な公衆電話について、情報通信審議会電気通信事業政策部会での検討結果を踏まえ、関係主体において、必要な取組を進める。
- 携帯電話の位置情報等の安否確認等への活用について、既に実用化されている位置情報サービスの活用を検討した結果を踏まえ、当該サービスの安否確認等への活用に関する周知・啓発等に取り組む(その際、国は、関係事業者を積極的に支援する。)
- 災害時において、多様な通信手段を活用して、自ら必要な情報を入手できるように、個人によって情報リテラシーやアクセシビリティに差異があることにも留意した災害時に有効な通信手段に関する周知・啓発等に取り組む。

【第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方】関係

- 災害時の輻輳対応や迅速な応急復旧対応を図る観点から、国、関係事業者及び自治体間の情報共有・伝達体制等に関し、非常通信協議会の見直し(協議会構成等の拡充、情報共有・伝達体制の整備、非常通信ルートの見直し等)を行う。

【第5章 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方】関係

- 災害時にヘビートラフィックが発生した場合における通信全体の疎通性の確保のため、帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会において、平成23年度内を目途にガイドラインの見直しを行う。
- eラーニングも組み合わせた自治体職員の人材育成、避難所等の運営関係者に必要な情報リテラシーの整理、地域のNPOや地元大学と連携したサポート体制の構築、事前訓練等による避難所等の運営関係者の情報リテラシーの涵養を図る。
- 自治体の取組を支援するため、国や事業者団体等において、情報リテラシーの涵養に関するベストプラクティスを収集し、共有を図る。

- 首都圏における大規模災害発生時にもインターネットが機能するよう、ネットワークの冗長性を確保する方策(インターネットの相互接続ポイント、データセンターの地域分散等)の検討を行う。
- 行政機関等とポータルサイト等の運営事業者との間であらかじめ緊急時や災害発生時の対応について協定を締結し、情報提供の具体的手順を共有した上で、訓練を実施する。
- 行政機関等によるソーシャルメディアサービスの効果的な活用事例を収集し、共有を図る。
- 行政機関等とミラーサイト提供事業者との間の協定の締結、訓練の実施をする等とともに、国や事業者団体等においてミラーサイトの活用に関する効果的な活用事例を収集し、共有を図る。
- NPOと自治体との協働による地域コミュニティの活性化、当該コミュニティにおけるICTリーダーの育成をする取組を進める。
- 今回の震災でのインターネットの効果的な活用事例等を収集・公表する。
- 官民が連携しつつ、事業継続性、公共サービス等の付加価値等を高めるクラウドサービスの一層の普及促進に取り組む。
- 「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」を改定する。
- 緊急事態が発生した場合に備えた連絡体制の整備、訓練等を通じた継続的な検証・見直しを行う。
- 災害用伝言サービス間の横断的な検索が可能となるように、TCAの安全・信頼性協議会における検討の結果を踏まえ、早期に実現する。

3. 電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項

【第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方】関係

- できる限り疎通能力の向上を図る観点から、交換機等の設計容量の向上等を進める。
- トラフィックの負荷分散を図るため、IP電話の利用促進(電話網からIP網(NGN・LTE等)への自発的な移行促進や携帯IP電話(050番号)等の普及促進)、無線LAN整備、緊急時におけるSMSのデータ通信網での送信等の取組を進める。
- 携帯メールの遅延防止を図る観点から、メールサーバ等の容量の増強等、疎通能力に向けた取組を進める。
- 音声通話以外の通信手段に不慣れな者を含めて、誰もが多様な通信手段を利用できるようにする観点から、簡易で使いやすい端末の開発・提供等を

進める。

- 輻輳時に、その軽減を図る観点から、音声ガイダンスによる災害用伝言板等への誘導等に取り組む。

【第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方】関係

- 被災した通信設備の復旧について、今回の取組のうち、有効な取組をベストプラクティスとして共有しつつ、移動基地局の更なる配備や衛星回線の活用など、今回の対応を踏まえた応急復旧対応に関する取組を進める。
- 被災地や避難場所等における通信手段確保について、今回の取組(携帯電話端末・衛星携帯端末の無償貸与、MCA無線機の無償貸与、特設公衆電話の設置、避難所等におけるインターネット接続環境の無償提供、公衆無線LANエリアの無償開放等)をベストプラクティスとして共有しつつ、避難所への特設公衆電話やインターネット環境の設置、事前の非常用電話の設置、衛星通信ネットワークの強化等の取組を引き続き推進する。
- 電源の安定的確保を図る観点から、基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、移動電源車数の増加に取り組む。
- 燃料の確保のため、石油会社との間の優先給油契約の締結等の連携強化を進める。
- 局給電による通話が可能な固定電話端末か否かを利用者が確認できるように分かりやすく周知する等の措置やバッテリー内蔵型端末・バックアップ電源等の普及促進に取り組む。
- CIAJの停電対応検討WGにおいて取りまとめられる停電時の対応方策等も参考にしつつ取組を進める。
- 通信設備・端末の省電力化やバッテリーの軽量化・長寿命化に取り組む。
- 携帯電話の緊急速報メールについて、その有効活用を図る観点から、関係者間の連携(公共コモズの利用等)を図るとともに、自治体等の要望を踏まえた提供内容の多様化に取り組む。
- 復旧エリアマップについて、発災後の立上期間の短縮、提供情報の多様化、視認性・更改頻度の向上など、その充実・改善に取り組む。
- 緊急時に必要な情報の提供を誰もが的確に受けられるようにするため、簡易で使いやすい端末の開発・提供等に努める。

【第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方】関係

- 自社の災害対応体制(事業継続計画、災害対応マニュアル等)の検証を行い、必要に応じ見直しを行う。

【第5章 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方】関係

- 今後の大規模災害を想定したインターネットの回線容量の確保について、今後のトラフィック増加を踏まえ、回線容量の増強等に取り組む。
- 携帯メールの遅延防止を図る観点から、メールサーバ等の容量の増強等、疎通能力の向上に向けた取組を進める。
- 燃料の確保のため、石油会社との間の優先給油契約の締結等の連携強化を進める。
- インターネットのアクセス手段の更なる充実に向けて、移動基地局や衛星回線の増強等を進める。
- インターネット上で震災関係の情報が広範かつ速やかに提供されるよう、ポータルサイト等の運営事業者間で情報共有を行う。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」概要

平成24年9月10日
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

第1章 はじめに

- 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化
- 首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析
- 検討の前提として平日昼12時発生 of 東京湾北部地震 (M7.3) を想定
- 各主体が、ガイドラインを参考に積極的に取り組んでいくことにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図る

具体的な取組内容

第2章 一斉帰宅の抑制

- 一斉帰宅抑制の基本方針 (平成23年11月22日決定)
- 企業等における施設内待機
 - ・企業等における施設内待機計画の策定、備蓄量や備蓄品目の例示
 - ・外部の帰宅困難者のために10%余分に備蓄等を推奨
 - ・従業員、家族等の安否確認手段の確保
 - ・帰宅ルールの設定 (段階的帰宅や集団帰宅等)
 - ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の策定
- 大規模な集客施設や駅等における利用者保護
 - ・利用者保護等に関する計画の策定
 - ・災害時要援護者が必要とする優先スペースの確保等
 - ・隣接した施設との連携による安全の確保
 - ・「大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」の策定

第3章 一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の対象施設、開設基準、施設管理者の役割
 - ・発災後最長3日間の開設を標準、3.3㎡につき2人の収容を目安
- 各機関における一時滞在施設の確保
 - ・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供
- 施設の安全を確保するための配慮
 - ・耐震性を満たした建物であること
 - ・建物や設備等の安全点検のためのチェックリストの例示
 - ・施設利用案内を施設の入口等に提示
- 行政の支援策
 - ・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化
- 「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定

第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況

- 本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理

第9章 終わりに

- 残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、実務的な検討を継続して行うため、連絡調整会議を新たに設置

第4章 帰宅困難者等への情報提供

- 帰宅困難者等に提供すべき情報
 - ・「むやみに移動を開始しない」、帰宅困難者の安全確保情報・帰宅情報
- 情報提供における関係機関間の連携と情報の流れ
 - ・情報発信主体別に発信すべき情報の内容と情報伝達手段のフローの作成
- 関係機関等に求められる平時からの取組
 - ・帰宅困難者への情報提供のためのポータルサイトや専従部門を設置
 - ・アプリの開発等の民間の取組を促すような情報の公表
- 「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」の策定

第5章 駅周辺等における混乱防止

- 駅前滞留者対策協議会の設立の促進
- 地域の行動ルールの策定
 - ・組織単位毎の取組 (自助)、地域が連携する取組 (共助) のルール化
- 「駅前滞留者対策ガイドライン」の策定

第6章 徒歩帰宅者への支援

- 災害時帰宅支援ステーションの充実
 - ・認知度向上 (ステッカーの統一化の検討、のぼりの設置)
- 帰宅支援対象道路
 - ・帰宅支援対象道路の拡大や地域での取組を充実

第7章 帰宅困難者の搬送

- 帰宅困難者等の搬送シミュレーション
 - ・特別搬送者を最優先とすることを想定
- 特別搬送者を対象とした搬送オペレーション
 - ・搬送開始時期、搬送拠点とルートの考え方
 - ・今後「帰宅困難者搬送マニュアル (仮称)」を策定

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会構成員

座長	内閣府政策統括官（防災担当）
座長	東京都副知事
	総務省総合通信基盤局長
	総務省消防庁次長
	国土交通省道路局長
	国土交通省鉄道局長
	国土交通省自動車局長
	茨城県副知事
	埼玉県副知事
	千葉県副知事
	神奈川県副知事
	横浜市副市長
	川崎市副市長
	千葉市副市長
	さいたま市副市長
	相模原市副市長
	東京都新宿区長
	東京都立川市長
	社団法人電気通信事業者協会専務理事
	日本放送協会理事
	一般社団法人日本民間放送連盟専務理事
	一般社団法人日本経済団体連合会防災に関する委員会共同委員長
	日本商工会議所まちづくり特別委員会委員
	兼東京商工会議所まちづくり委員会委員長
	一般社団法人不動産協会理事長
	東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長
	一般社団法人日本民営鉄道協会理事長
	東京都交通局長
	公益社団法人日本バス協会理事長
	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会理事長
	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
	全国石油商業組合連合会副会長兼関東支部長
	関東トラック協会会長
	日本赤十字社事業局長
	東京災害ボランティアネットワーク代表
	連合関東ブロック連絡会代表
オブザーバー	東京都八王子市長（前構成員：平成24年3月8日まで）
	警察庁警備局警備課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
	警視庁警備部災害対策課長
	東京消防庁予防部防火管理課長

7. 一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション及び避難所の区分

本ガイドラインにおいて使用する施設等の定義は以下のとおりである。

区分※1	一時滞在施設	災害時帰宅支援ステーション	避難所
設置時期	発災から72時間（最大3日間）程度まで ※2	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時	発災から2週間程度まで（復旧・復興の状況によってはそれ以上）
目的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の支援	地域の避難住民の受け入れ
支援事項	食料、水、毛布又はブランケット※3、トイレ、休憩場所、情報等 ※2	水道水、トイレ、帰宅支援情報等	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等
対象施設	集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等※4	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等	学校、公民館等の公共施設

※1 上記以外の施設について参考として記載する。

避難場所：地震による火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときなどに一時的に避難する場所（大規模な公園、大学等）

※2 本表の記載内容はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※3 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※4 対象となる施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

第3回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成25年6月25日（火）13:00～14:30

2. 場所

ベルサール西新宿2階ルーム1

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクモバイル（SBM）、フュージョン（FCC）、UCOM、QTNNet（QTN）、ZIP テレコム（ZIP）、ケイオプティコム（KOPT）東京テレメッセージ（TTM）、フリービット、ソフトバンク BB（SBB）、J:COM、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

4. 議題

- （1）特設公衆電話の概要と設置の考え方・設置台数及び設置見込（案）について
- （2）事業者間で負担する方法について

5. 結論

以下の点について、NTT東西からフォーマット（資料7）を送るので、7/10までに各社の意見を報告願う。

- ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込
- ・国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担
- ・事業者間で負担する方法

6. 議事内容

（特設公衆電話の概要等）

- ・ NTT 東西より、資料1を用いて特設公衆電話の概要、及び本合同協議が開催されるに至った経緯について説明。

KOPT：今回初めて参加したので、そもそもの前提を確認したい。特設公衆電話のユーザ料金は有料か無料か。有料ならば料金設定事業者が負担すべきであるし、無料ならば、オールジャパンの体制で災害対応を行うという主旨のもと、全事業者で応分負担するということでもよいと考える。

N：エンドユーザには無料で利用いただいている。事業者間は、現段階では、NTT 東西がユーザ料金を料金設定事業者に立替払いする一方、料金設定事業者がNTT 東西をはじめとする各事業者に接続料を支払っているが、皆さんもご存知のとおり、災害時の街頭公衆電話の無料化の協議を平行して行っているところであり、その協議が整えば、NTT 東西からのユーザ料金の立替払い、接続料金の精算も無料化されることになると考えている。

KOPT：特設公衆電話から国際通話や選択中継通話は繋がるのか。

N：国際通話について通話規制している端末がある。

(特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)について)

- ・ NTT 東西より資料2-1、資料2-2を用いて説明。設置の考え方のうち、避難所については、国民保護法等に基づいて指定された避難所のうち自治体から要望を受けた箇所を対象とし、都市部における帰宅困難者対策拠点については、別添資料を用いて、首都直下地震対策協議会におけるガイドライン等に基づいて自治体等が指定した施設のうち、NTT 東西と協議が整った箇所を対象としていることを説明。

N：6月に特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込みについて総務省報告を行い、その後、関係事業者の意見を踏まえ、9月に再度報告することになっている。今回資料として提示しているのは6月末に総務省に提出する報告案と同内容のものである。設置見込みについては、相手のあることなので確定的に言えるものではないが、これまでの設置に係る対応状況を踏まえ、現時点の見込みとして推計したものである。この報告案について何らかご意見があれば頂きたい。

(参加事業者からのコメントなし。)

N：当社としては、9月の最終報告に向けて、皆さんのご意見を頂きながら取りまとめていきたいと考えているので、是非、率直なご意見をお聞かせいただきたいし、不明な点があれば、個別にお問い合わせ頂いても構わないので、ご協力をお願いしたい。

(事業者間で負担する方法について)

- ・ NTT 東西より資料4を用いて事業者間で負担する方法の各案について説明し、各案の考え方や設置見込から推計される特設公衆電話コストをH23年度の帰納物数で除した推計単価等を提示。

N：第2回の協議資料に「負担の考え方」と「単価推計」を追記させて頂いた。ただし、今後のトラヒック変動により単価が変動しうることには留意いただきたい。公衆電話トラヒックは年15%の減、GC経由トラヒックは年10%強の減で推移しており、その傾向が続けば単価は上昇していくこととなる。案1～3について、各社の意見を確認したい。社

としての意見を留保される場合は、個人としての見解でも構わない。

UCOM：個人としての意見になるが、案1（公衆ACに付加）や案2（加入者交換機ACに付加）とした場合、単金が上昇していくということであれば、案3（番号数按分）で進め、いずれはユニバ基金による負担に変えるという方法が考えられるのではないかと。

フリベット：質問になるが、現在はNTT東西が費用を負担しているのか。また、現行の負担方法が変わるとするといつから変わることになるのか。

N：H25年度（H23年度コストに基づき接続料を算定した年度）は、公衆電話の接続料を支払う事業者負担にしているが、それ以前は特設公衆電話の事前設置が始まっていなかったこともあって、NTT東西が負担していた。現行の負担方法を変えれば基本的にはH26年度以降からということになると思うが、事業者間でコンセンサスが得られるのであれば、更に前倒しをすることも考えられなくはない。

フリベット：3案以外の別案を提案しても構わないのか。

N：別案を提案いただいても構わない。資料7に記載して報告してほしい。

FCC：負担事業者の全社合意がないと、着地点にはならないと考えているのか。

N：費用を負担する全社の総意として、案1～3のうち、いずれかに決められればよいが、全社の総意としてまとめることができなければ、各社の意見を並べて報告せざるを得ないと考えている。

FCC：もう1点、案1と案2の場合には現行接続料に付加する形になるので、費用精算のために追加費用が生じることはない想定しているが、案3の場合には新たに費用精算のために追加費用が生じることもあるのではないかと。

N：案1と案2はご指摘のとおりと考えるが、案3もユニバ基金の一次費用負担事業者が基金と同じ負担割合で費用負担する整理とすれば、TCAからパラメータ数値を頂く必要があり、また、それら数値を別目的に転用するという事業者間のコンセンサスが必要であるものの、既に存在する数値を用いることになるので、今のところ、大きなコストがかかることは想定していない。

TTM：先般の災害時においては、メール等が緊急時の通信手段となり、公衆電話の利用は少なかったと想定しているのだが、実際そうになっているなら、案2が適当ではないかと考えている。

N：確かに震災時の通信手段として、SNSや災害時伝言板、災害時伝言ダイヤルが脚光を浴びたところであるが、携帯電話、PSTN、IP電話が繋がらなくなったことで、公衆電話のトラフィックが相当に上がったことは事実であり、災害時における音声通話の重要性が必ずしも低下している訳ではないと考えている。

SBM：会社としての案は決まっていない。今回、単価推計が出てきたので、持ち帰り確認することとしたい。

SBB：持ち帰り確認することとしたい。ちなみに、NTT東西はどの案がよいのか。

N：今年度の接続料認可申請の際、案1で申請したのは事実だが、総務省審議会での議論、

これまでの各事業者との協議等を踏まえ、案2、3も採りうると考えている。

SBTM：そもそもこの料金をどのように回収すべきか整理すれば、自ずと決まっていくのではないか。これまでの議論を蒸し返すつもりはないが、案1～案3のどれにすべきか、という問いかけは、事業者負担以外に選択肢がないという前提だとすれば、答えることが非常に難しいと思っている。持ち帰って検討するが、簡単には答が出せない可能性もある。

J：COM：事業者負担の案として、3つの案が出ているが、例えば案3の方法ひとつとっても、負担対象事業者をユニバ基金と同様に売上高10億円未満とするかどうかで、費用負担対象事業者も変わってくるので、そうした詳細な内容についても、詰めていく必要があるのではないか。

ZIP：案1でよいと考えるが、受益者は誰かということ考えると案3もある。自治体負担もあるのではないか。

KDDI：国・自治体負担が実現できるまでの暫定対応として案2を提案した。中長期的に費用が上がっていくのであれば、案2が良いのではないかと考えて提案したが、最終的には事業者間協議で決定される内容で対応することになると考えている。

KOPT：特設公衆電話の通話料が有料であるならば、料金設定事業者に受益があるため案1であると考えていたが、無料で、ACも無料になっているのであれば、フラットに考えて、ユニバと同じような考え方で、電気通信事業者全体で負担していくという考え方でよいのではないか。ただ、ユニバ基金のときにも議論になったが、ユニバのように番号数按分で負担するとなると、選択中継事業者等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにもかかわらず、番号を持っていないことをもって、費用負担しなくてよい事業者が出てくることになってしまい、公平とは言えない。いずれにしても、持ち帰り検討させて頂きたい。

QTN：そもそも国・自治体負担とすることが適当と考えているが、事業者間で負担する方法については、持ち帰り検討させて頂きたい。

エネム：持ち帰り回答する。国・自治体負担か、事業者負担かといった議論も必要と思われる。費用負担方法については、公平性があり、費用負担額の妥当性・根拠を確認できるようなやり方が望ましいと考えている。

ドコモ：費用負担の公平性の観点からは、案1は否定しない。案2も関連する事業者が合意するなら否定しない。ただし、案3の場合、本当にユニバーサルサービスと同視すべきという考え方と、ユニバ的思考方、つまり、電気通信事業者全体で負担することが適当という考え方、2つあるのではないか。

帰宅困難者対策については東京と大阪がベースということなので、今回の特設公衆電話をユニバーサルサービスと同視してしまっただけでよいのかというところもある。受益者に偏りがあるのではないかという点も、ユニバに馴染むものなのか考慮が必要と考えている。

NTT-C：今後の進め方として、各案の課題を可視化することで、どの案が良いかが見えてくるのではないか。例えば、特設公衆電話のコストがNTSコストであるとする、トラ

ヒックに応じて負担する案1や案2は馴染まないかもしれない。

N：事業者間協議の結論として各論併記することになる場合には、それぞれの案の考え方や課題を抽出し、各案を比べる形で整理することも考えられる。各案の課題を可視化してはどうかというご指摘についてはそのとおりと考えるので、資料7を用いてご意見を頂けるとありがたい。

ウルクム：持ち帰り検討する。本来あるべき論を整理した上で検討すべきと考える。各社利害に基づく判断に傾きやすいと思うのでしっかりハンドリングをお願いしたい。

eA：持ち帰り検討する。今後の協議状況も踏まえ判断していきたい。

N：各論点について、各社の意見を並べると、多少は異なる部分が出てくると想定している。文字ベースにする中で、各社のニュアンスに違いがある場合には、そういった部分もしっかりと反映していきたいと考えている。今後、これまでの協議、今回あらためて頂くご意見を踏まえ、総務省報告に向けて取りまとめていくプロセスとなる。次回の協議では各社からのご意見を取りまとめて、あらためて議論させて頂きたい。資料7の報告期日は7/10とさせて頂く。次回あたりには報告の骨子案の議論くらいまでできればよいのだが、次回は論点整理程度に止まるものと想定している。

第1回、2回の議事録や資料5費用負担のプロットに間違いはないか確認をお願いする。

第4回の合同協議は7/20以降で月末前に開催したいので、別途お知らせする。

トモト：特設公衆電話の事前設置見込みだが、H29年度以降はどうなるのか。

N：今回の事前設置見込台数は、現時点において想定できる終局の姿として提示している。終局の姿に至る時期は変動するかもしれない。

また、前回の協議において当社の宿題となった事項、即ち、特設公衆電話の費用を自治体負担とするよう求めていった場合における自治体側の反応について、現在ヒアリングを行っているところなので、今回は、その結果についてもお伝えしたい。

(総務省からのコメント)

今回、初めて参加された事業者もいらっしゃるのですが、改めて説明させて頂くが、本合同協議は、H25年度の実際費用方式に基づく接続料認可申請の際に情報通信行政・郵政行政審議会の議論において、特設公衆電話の費用負担方法について、受益者と費用負担者が必ずしも一致していない等の課題を踏まえつつ、公衆電話接続料以外の費用負担方法とすることを含め、関係事業者間で協議するよう要請されたことを背景にしているものと認識している。現在、事業者間での費用負担方法について案1～案3の議論が行われているところであるが、仮に案3を実現しようとする場合には、TCAにも協力を依頼する必要があるであろうことに留意が必要と考えている。

期間がない中ではあるが、引き続き、精力的に議論を重ねて頂ければ幸いである。

特設公衆電話費用の負担方法について (第四回合同協議)

日時:平成25年7月22日(月)10:00~
場所:電気通信事業者協会会議室

議 事 次 第

1. 論点毎の各事業者様のご意見とNTT東西の考え方
2. その他

【配布資料】

- 【資料1】 論点毎の各事業者様のご意見とNTT東西の考え方
- 【資料2】 特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果
- 【資料3】 各事業者様のご意見
- 【資料4】 協議参加事業者一覧(前回協議資料の修正)
- 【資料5】 第3回合同協議議事録

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン) ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom) ・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ) ・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME) ・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI) 	
<p><u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ) ・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTTぶらら) ・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ) ・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC) ・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT) ・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。 なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。 <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p>
<p>利用者が混乱しないよう配慮すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM) ・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一した考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。 ・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置台数やコストを開示すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT) ・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信) ・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI) ・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。 <p>「A. 避難所」</p> <p>東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込) 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込)</p> <p>「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」</p> <p>東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込) 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト: 約1,700円/月、H23年度実績) ・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
平常時は休止扱いとしコストを削減すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められてものであることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に事業者負担になる場合は、事業者が負担する額に自治体間の過度な偏りが発生しないよう、明確な設置基準を設けるべき。設置基準については総務省、関係事業者にて整理が必要(ジュピターテレコム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の意図を確認させてください。

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>案1 公衆電話ACによる負担に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」で問題ない(UCOM) ・災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、案1の公衆電話機能が妥当(フュージョン・コミュニケーションズ) ・事業者間で負担する方法は、暫定措置と考えていることから、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はない(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・将来的には徴収方法は変わるかと思うが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当(ブラステル/ZIPTelecom) ・(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当(K-OPT) ・特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者であることから、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえ、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましい(NTTドコモ) ・短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに特段の異論はない。平行してより望ましい負担方法の議論を関係事業者間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的(KDDI)
	<p>案1 公衆電話ACによる負担に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぷらら) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくない(NTTコミュニケーションズ)

論点		事業者様のご意見
事業者間で負担する方法	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・発信課金のみ【案2】GC付加チャージによる負担とすべき(TTM)
	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぶらら) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものだが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか議論が必要(NTTコミュニケーションズ) ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する(KDDI)

論点	事業者様のご意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるため最良の案(T-Systemsジャパン) ・今後、ユニバーサルサービス基金による負担に移行するという前提に立ち、移行しやすい案3が現実的(ジュピターテレコム) ・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3が適当(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同(NTT-ME) ・平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当(NTTぶらら) ・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当(東北インテリジェント通信) ・案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性がある(K-OPT)
<p><u>事業者間で負担する方法</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない(TTM) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTDコモ) ・電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題(K-OPT) ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要(KDDI)

論点	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特設公衆電話は、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことから、案1の公衆電話ACに含めた形での費用回収が適切であると考え、平成25年度の接続料金を申請しました。 ・議論を経て、審議会から示された考え方では、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」とされたところです。 ・以上を踏まえ、今回の事業者間協議において、関係事業者様から新たに提案された案2、案3による負担方法とすることで、関係事業者様から賛同が得られるのであれば、当社としても、それら負担方法を採用することに賛同させて頂きたいと考えています。 ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者(特設公衆電話の受益者)に対するサービス提供事業者が費用を負担して頂く案2、案3は採りうる案であるものと考えます。

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の負担方法は分けて議論すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「A. 避難所」に設置される場合は、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信することを踏まえると、案3の電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があると考え、「B. 帰宅困難者対策」として設置される場合は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考え(K-OPT) ・「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点到設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理すべき(CTC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、又は、帰宅困難者対策拠点到設置される特設公衆電話については、どちらも被災者の通信を確保するという観点からは同一のものであると考えており、例えば、帰宅困難者が特設公衆電話を利用する場合、平時の携帯電話の通信の代替であるケースも多数想定されることから、敢えて、2つのケースを分けて考える必要は無いものと考えます。
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい(KVH) ・電話料金の負担は、発信利用者負担が原則だが、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合は設置の要請者負担とすることが適当(STNet) ・現時点で費用負担方法を議論するのは時期尚早(STNet) ・通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要がある(STNet) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、平时に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平时の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者が、特設公衆電話の受益者にあたることを考えており、また、特設公衆電話の利用の態様が、災害時に無料化された街頭公衆電話と同等であることに着目すると、平时の街頭公衆電話の利用者が、特設公衆電話の受益者に当たると考えており、いずれにしても、当該利用者にサービスを提供している関係事業者様に費用負担して頂くことは適切であると考えます。

※敬称略とさせていただきます。

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
事業者間で負担する方法	案1、案2について	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTSコストであるアクセス回線コストを含む公衆電話発信機能が接続料原価をトラヒックで按分してAC設定されているのと同様（案1そのもの）、NTSコストを含む特設公衆電話のコストをトラヒックで按分することは、何ら否定されるものではないと考えます。
	案2について	<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・GCによる精算は既に精算実績があることから、精算システム等への影響は、案1の場合と同程度と考えます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の意図を確認させていただきます。
	案3について	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申（平成24年3月1日）においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話をユニバーサルサービスの対象に位置づけることは、案3を採用するための必要条件ではないものと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき ・現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、案3を採用することで、関係事業者様の合意が得られるのであれば、現行のユニバの負担方法を参考に、具体的な運用方法等について検討し、関係事業者様と協議させて頂く考えです。 	

論点		事業者様のご意見
<p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p>	<p>国、自治体による負担に賛成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべき(CTC) ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきであり、総務省への報告書もそのような内容をいれるべき(KDDI) ・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべき(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話の設置に係る費用については、国・自治体などが負担することが適当(エネルギー) ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべき(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要(フュージョン・コミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましい(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であることから、費用については国・自治体による負担が最も望ましい(NTTぷらら) ・特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべき。したがって、NTT東西が、自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべき(STNet)
	<p>国、自治体による負担に反対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難(KVH) ・国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい(NTT-ME)
	<p>ユニバーサルサービス基金による負担に賛成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆の費用負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担すべき(ジュピターテレコム) ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当。現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられる(フュージョン・コミュニケーションズ)

論点		事業者様のご意見
<p><u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>ユニバーサルサービス基金による負担に反対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル基金による負担は、費用を負担する事業者が一部に制限されることから、公平性の観点から疑問が残る(NTT-ME) ・2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることを踏まえ、ユニバーサル基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)
	<p>事業者における負担は暫定的な措置とすべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべき(NTTコミュニケーションズ) ・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ない(東北インテリジェント通信) ・「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めるべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ない(NTTぷらら)
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことで異論はない(ブラステル/ZIPTelecom) ・具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべき(T-Systemsジャパン)

論点	NTT東西の考え方
<p><u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>・特設公衆電話は災害等緊急時に利用される点や自治体等の要望に基づき設置される点を踏まえると、関係事業者様のご意見にあるように、国、自治体等による負担という考え方もありうると考えますが、当社としては、災害等緊急時の通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えており、国、自治体等のみならず、民間企業も協力・分担して様々な対応を行っていく必要があると考えます。</p> <p>特設公衆電話の設置については、当社を含む関係事業者が検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されているところであり、当社としては、現時点において、これについて国、自治体等が費用負担するよう求めていくことは考えておりません。</p> <p>しかしながら、今回の協議において、国、自治体等による費用負担を求める声が多数あがったことについては、総務省への報告書に記載させて頂く考えです。</p> <p>・なお、第2回合同協議において、ソフトバンクグループ殿より、自治体に費用負担するよう打診した場合の反応について情報共有するよう求められたことを受けて、一部の自治体にヒアリングを行ったところですが、資料2にあるとおり、追加負担に応じて頂けた自治体はなかったことにも留意する必要があると考えます。</p>

特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果

自治体	ご意見
A町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、自治体としても被災者のために最大限の支援を行うが、<u>インフラサービスを提供している事業者にも、最大限の努力をお願いしたいと切に思っている。</u>
B町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対しては<u>官民お互いにそれぞれで、できる最大限の支援を行うべきと考えている。</u> 今回の施策については、大変ありがたい。
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電話機や配管費用の負担だけでも厳しい状況の中、これ以上のコスト負担は困難。</u>
D市	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの中でも特に<u>ランニングコストの費用負担を求めるのであれば、特設公衆電話の設置をこれ以上行うことは難しい。</u>
E市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無償のものを有償に切り替える場合、役所では予算化の説明、議会審議などのハードルが高い。</u> ・しかし、<u>国レベルで議論の結果、有償とすることに世論の機運が高まって、国の方針が固まれば、自治体としては従わざるを得ない。</u> ・とはいえ、<u>通信事業者でも、設置費用はかなりのものだと思うし、それを通信事業者の費用で全て賄うのも無理があると思う。</u> ・もし有償になる場合、<u>特別交付金のような形で、国から自治体に必要な費用をつけてもらうのが一番望ましいと思う。</u>有償となると、<u>予算の都合上、設置できない自治体も出てくると思うので、公平の観点からは、交付金が適していると思う。</u>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の設置の考え方や事業者間で負担する方法の結論を早急に得る必要があると認識するところ、特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、2011年12月総務省公表の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について(最終取りまとめ)」や、2012年9月首都直下型地震帰宅困難者対策協議会公表の「最終報告書」において考え方が示されていることを踏まえ、現段階の整理として基本的には異論はありません。 ◆ ただし、今後、特設公衆電話の設置台数が現状想定している設置台数を上回り、結果として事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には本年9月末以降においても特設公衆電話の設置の考え方及び費用負担の在り方について、改めて議論をすべきであると考えます。
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p><ユニバーサルサービス基金による負担について></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の記者認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と考え方が示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいものと考えます。
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACIによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者である考えます。 ◆ したがって、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは、受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理であると考えます。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえれば、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましいものと考えます。 ◆ なお、「GC(端末交換機)を利用するトラヒックによる負担」と、「電気通信番号数比での按分による負担」との考え方では、受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACIによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべきであると考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>B.都市部における帰宅困難者対策拠点への設置の考え方について</p> <p>NTT東日本様、NTT西日本様で参考としているものが、「首都圏直下地震帰宅困難者対策協議会」と「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」となっているため、主な設置対象施設が一部異なり、東日本ではコンビニエンスストアが対象となり、西日本では対象となっていないと、第3回合同協議で説明を受けた。</p> <p>特設公衆電話設置対象施設をそれぞれの協議会が指定する施設に合わせるより、東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とするのが良いと考えますが、現時点で実現するための具体的考えを持ち合わせておりません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の意見としましては、事業者負担は暫定的な措置であり、時間を要しても2. に記載のいずれかの方法とするのが良いと考えます。</p> <p>暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」にて進めることで問題ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	どの案でも結構です。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていると思われることから適当であると考えます。</p> <p>設置条件として、施設収容人数が100名以上と規定がありますが、利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべきかと思えます。</p> <p>例) 災害時帰宅支援ステーションにコンビニやファミレス等々とあるが、利用者への広報の観点から、例えば事業者を指定したり(セブンイレブン等)、特設公衆電話設置の目印など設けたほうが良いのではないかと？</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことに異論はございません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の費用負担における基本的な考えとしては、本設備を利用する可能性は「全国民」にあると考えており、その理由から、費用負担は当面「公衆電話AC」で賄い、ゆくゆくは「事業者」「個人」「国、自治体」であるべきと考えております。</p> <p>将来的には徴収方法は変わるかと思われませんが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当と思われれます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え	
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置に係る費用については、本来に立ち返って、国・自治体などの必要とされる箇所が、他の物品と同様に負担することが適当と考えます。</p>	
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>		
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>		

特設公衆電話に係る意見について

項目	弊社の考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u> 第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方等については特に異論ございませんが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分ご配慮をお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u> 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきものであると考えますが、国、自治体と協議が整うまでの間の暫定対応という位置づけで関係事業者間で費用負担の在り方を検討していくことについては異論はございません。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u> 事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点に設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理するべきであると考えます。 避難所に設置されるものについては、全ての電話サービスを代替するものとして整理することが可能であることから、関係する全事業者で費用按分する必要があると考えますが、帰宅困難対策拠点に設置されるものについては、一部の大都市圏での設置に限定されることや街頭公衆電話や携帯電話・PHSの代替手段として考えられることを鑑みて費用負担のあり方について検討を進めていく必要があると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	当社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の考え方について 自治体からの設置要望の状況及び協議の内容から、「施設収容人員100名あたり1台」を基本となっておりますが、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分配慮されることを要望します。 ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできませんでしょうか。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要と考えます。 ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当と考えます。 現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられます。 ・実際の導入には、ユニバーサルサービス委員会での議論を経て、省令改正等の手続が必要となります。仮に導入できる場合、需要増により単金は低減傾向にありますので、次の値下げの想定期が、導入時期としては適当と考えます。 (本費用を加算することで、ユニバーサル料が値上げになると、利用者への周知費用が発生しますので、この費用は避けなければなりません。)
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者負担とする方法としては、案1(公衆電話接続料)です。 災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、当該費用を原価に含める接続料としては、案1の公衆電話機能が妥当ではないかと考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	弊社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>費用負担の整理結果にもよるが、仮に事業者負担が基本の考え方となる場合は、事業者が負担する額に自治体間の過度な偏りが発生しないよう、明確な設置基準を設け、公平で偏りのない設置とすべき。設置基準については総務省、関係事業者にて整理が必要と考える。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>災害時など、緊急時にも国民が通信手段を確保できるよう、特設公衆の設置が必須という整理であれば、その費用の負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担するといった整理が望ましいと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>今回整理する事業者間での負担があくまで暫定的な負担で、今後、2.に移行するという前提に立つと、事業者間の負担については、2.に移行しやすい『電気通信番号数比での按分による負担』が現実的と考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論ございません。</p> <p>実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものにならないよう十分配慮願います。</p> <p>尚、設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点(以下、帰宅困難者対策用)」の区分別に内訳をご提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出させていただきますようお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特に意見ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1項にある「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の区分別にコスト負担方法を検討すべきと考えます。</p> <p>【「A. 避難所」について】</p> <p>(避難所における)特設公衆網からの通話料金が有料であるならば、料金設定事業者に受益があることから料金設定事業者が負担すべきであり、案1が適当であると考えます。しかし、今回の検討は、(NTT東西殿が検討・調整されている)ユーザ料金無料化および各社接続料(AC)の無料化が前提条件であるため、オールジャパンの体制で災害対策にあたるという主旨の下、電気通信事業者が平等に負担することが適当であると考えます。</p> <p>案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があります。但し、電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題として挙げられます。</p> <p>案2の場合、「各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する」という点と「災害時における(避難所における)特設公衆電話の通話がNTT東西の加入交換機を必ず経由する」という点の関連性が飛躍しすぎており、合理性がありません。</p> <p>【「B. 帰宅困難者対策」について】</p> <p>(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特になし。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難と思われる。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置台数、設置見込について弊社としての具体的な意見はございません。</p> <p>設置場所について、第三回合同協議の資料2-1にて提示された設置基準に賛同致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい。</p> <p>また、ユニバーサル基金による負担については、費用を負担する事業者が一部に制限される事から、公平性の観点から疑問が残る。</p> <p>そのため、上記いずれの案も十分に満足できる方法とは言えないと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>事業者間で負担する場合、特設公衆電話の設置の趣旨を踏まえれば、特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではないと考える。</p> <p>特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同する。</p> <p>なお、案3の具体的な費用精算方法(システム化を含む)については継続して協議の必要があると考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよいかと思えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべきかと思えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると思えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>現行では、負担者と受益者が一致しない状況であるため、案2もしくは案3に変更すべきかと思えます。特に案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるためこの案が最良であると思えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1. 【案3】の番号ポータビリティについて、Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない。</p> <p>注:着信課金(0ABJ番号)は相互接続約款において接続呼のみ規定し、債権債務は発生しないので除外されている。</p> <p>2. 弊社としては上記理由から、発信課金(020番号)のみ【案2】GC付加チャージによる負担でお願いしたい。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同します。</p> <p>当該費用については、自治体の負担という考え方も取りえることから、そのため、この基準内であれば事業者負担であるといった誤解等を生じないよう、今後、自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応を行うようにして頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めて頂きたいと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社共としては、事業者間で負担する方法は、自治体負担も含めた費用負担の在り方が整理されるまでの暫定措置と考えています。</p> <p>そのため、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はありません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数としていただけますよう、お願い致します。</p> <p>また、設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供いただけますよう、お願い致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話については、既にエンドユーザの通話料は無料であり、また、ACについても事業者間精算が無料化される状況を鑑みると、特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えます。よって、費用については国・自治体による負担が最も望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、左記整理がなされるまでの暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ないと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>「2」において記載したとおり、特設公衆電話に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えますが、案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しないという懸念があります。</p> <p>受益者の一致という観点で検討した場合、平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論ございません。</p> <p>・なお、設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストのご提示をお願いいたします。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべきものと考えます。</p> <p>・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ないものと考えております。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料が有料の場合は、料金設定事業者が受益者であるため、「公衆電話ACによる負担」が妥当であると考えます。</p> <p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当であると考えております。</p> <p>なお、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要と考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正な設置台数とし、過度なコストとならぬよう、お願いいたします。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。よって、事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべきと考えます。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話のアクセス回線コストは、トラヒックに依存しないNTSコストであることから、案1および案2における、ACへの転嫁、はなじまないと考えます。 さらに案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくないと考えます。 また案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものですが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか、議論が必要と考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・現時点で異論はございません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべきと考えます。しかしながら、国や自治体との調整に時間を要するとのことから、暫定措置の検討が必要であることは理解します。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・国や自治体の予算措置により実施されるまでの暫定措置として、関係事業者で負担することについて、止むを得ないと考えます。</p> <p>・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3(電気通信番号数按分による負担)が適当と考えます。</p> <p>ただし、接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について


項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>左記について、H28年度末の設置見込数の算定の考え方をご定量的にお示し申し上げますようお願いいたします。</p> <p>弊社といたしましては、第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西殿が設置される限りにおきましては、設置の考え方について、特段の異論はありません。</p> <p>なお、国・自治体側による防災計画の見直しなどによる変動も含め、今後、第3回合同協議にて示された範囲を超えて特設公衆電話を設置することになった場合は、関係事業者とその費用負担の在り方についての協議が再度必要になると考えております。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えておりますので、NTT東西殿が総務省殿からの求めに応じ提出する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言内容を取り纏めることに対し、異論はございません。</p> <p>今後において、提言の結果として何かしらの方向性が示された際には、適宜関係事業者にフィードバックいただければと存じます。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第3回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、これまで主張させていただきましており、短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに、特段の異論はありません。</p> <p>「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」を採用する場合は、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要することが考えられます。</p> <p>「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要であることなどが考えられます。</p> <p>これらの解決すべき課題があることから、現段階においては、当面、現行の「公衆電話ACによる負担」を継続することのみを今回の検討の結論とすることが合理的と考えております。</p> <p>その上で、並行して、より望ましい負担方法の議論を関係事業者の間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的ではないかと考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の際、インターネットをベースとするメールやツイッターなどが緊急時の連絡手段として一定程度機能したと聞いております。今後、スマートフォン等の普及に伴い、より利用環境が整備されていくものと認識しており、そういう状況を踏まえた上で特設公衆電話の在り方について検討すべきと考えます。 ・電話料金の負担は、まずは発信利用者(受益者)が原則になっております。しかしながら、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合があります(被災で発信利用者が負担できない、負担させるべきでないなど)。この場合の負担者は設置の要請者が適当と考えます。 したがって、この考えに沿って、特設公衆電話の設置方法や費用負担のあり方を定めていくのが望ましいと考えます。
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前述の通り、特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべきと考えます。 したがって、NTT東西が自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべきと考えます。 その何れもが合理的理由により適切でない場合には、その他の方法(ユニバーサルサービス基金等)も検討対象になりうると考えます。
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な費用負担者は前述の通りと考えるため、現時点で事業者間で費用負担方法を議論するのは時期尚早と考えます。 ・今回の議論は、特設公衆電話の加入者回線維持費等の負担が対象になっていますが、これに限らず、通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要があると考えます。

協議参加事業者一覧(修正)

合同協議対象事業者名		公衆電話接続料の 負担事業者	加入者交換機能(GC)を 利用する事業者	ユニバーサルサービス制度における負担金の 負担対象となっている事業者
		(第1回・第2回合同協議における対象)	(第3回合同協議より対象)	
1	株式会社ウィルコム	○	○	○
2	株式会社STNet		○	○
3	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー		○	○
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○	○	○
6	株式会社NTTぷらら		○	○
7	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		○	○
8	九州通信ネットワーク株式会社	○	○	○
9	KDDI株式会社	○	○	○
10	KVH株式会社		○	○
11	株式会社ケイ・オブティコム		○	○
12	ソフトバンクテレコム株式会社(イー・アクセス株式会社含む)	○	○	○
13	ソフトバンクBB株式会社		○	○
14	ソフトバンクモバイル株式会社		○	○
15	中部テレコミュニケーション株式会社		○	○
16	東北インテリジェント通信株式会社		○	○
17	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
18	ベライゾンジャパン合同会社		○	○
19	株式会社UCOM	○	○	○
20	株式会社 ジュビターテレコム		○	
21	ブラステル株式会社	○	○	
22	Zip Telecom株式会社		○	
23	株式会社アイ・ピー・エス	○	○	
24	株式会社関西コムネット		○	
25	東京テレメッセージ株式会社		○	
26	株式会社沖縄テレメッセージ		○	
27	アイテック阪急阪神株式会社			○
28	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ			○
29	沖縄セルラー電話株式会社	○	○	○
30	株式会社テクノロジーネットワークス			○
31	フリービット株式会社			○
32	T-Systems ジャパン株式会社	○	○	
33	東日本電信電話株式会社	○	○	○
34	西日本電信電話株式会社	○	○	○

 : 修正箇所

第3回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成25年6月25日（火）13:00～14:30

2. 場所

ベルサール西新宿2階ルーム1

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクモバイル（SBM）、フュージョン（FCC）、UCOM、QTN（QTN）、ZIPテレコム（ZIP）、ケイオプティコム（KOPT）東京テレメッセージ（TTM）、フリービット、ソフトバンクBB（SBB）、J:COM、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

4. 議題

- （1）特設公衆電話の概要と設置の考え方・設置台数及び設置見込（案）について
- （2）事業者間で負担する方法について

5. 結論

以下の点について、NTT東西からフォーマット（資料7）を送るので、7/10までに各社の意見を報告願う。

- ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込
- ・国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担
- ・事業者間で負担する方法

6. 議事内容

（特設公衆電話の概要等）

- ・NTT東西より、資料1を用いて特設公衆電話の概要、及び本合同協議が開催されるに至った経緯について説明。

KOPT：今回初めて参加したので、そもそもの前提を確認したい。特設公衆電話のユーザ料金は有料か無料か。有料ならば料金設定事業者が負担すべきであるし、無料ならば、オールジャパンの体制で災害対応を行うという主旨のもと、全事業者で応分負担するということでもよいと考える。

N：エンドユーザには無料で利用いただいている。事業者間は、現段階では、NTT 東西がユーザ料金を料金設定事業者に立替払いする一方、料金設定事業者がNTT 東西をはじめとする各事業者に接続料を支払っているが、皆さんもご存知のとおり、災害時の街頭公衆電話の無料化の協議を平行して行っているところであり、その協議が整えば、NTT 東西からのユーザ料金の立替払い、接続料金の精算も無料化されることになると考えている。

KOPT：特設公衆電話から国際通話や選択中継通話は繋がるのか。

N：国際通話について通話規制している端末がある。

(特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)について)

- ・ NTT 東西より資料2-1、資料2-2を用いて説明。設置の考え方のうち、避難所については、国民保護法等に基づいて指定された避難所のうち自治体から要望を受けた箇所を対象とし、都市部における帰宅困難者対策拠点については、別添資料を用いて、首都直下地震対策協議会におけるガイドライン等に基づいて自治体等が指定した施設のうち、NTT 東西と協議が整った箇所を対象としていることを説明。

N：6月に特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込みについて総務省報告を行い、その後、関係事業者の意見を踏まえ、9月に再度報告することになっている。今回資料として提示しているのは6月末に総務省に提出する報告案と同内容のものである。設置見込みについては、相手のあることなので確定的に言えるものではないが、これまでの設置に係る対応状況を踏まえ、現時点の見込みとして推計したものである。この報告案について何らかご意見があれば頂きたい。

(参加事業者からのコメントなし。)

N：当社としては、9月の最終報告に向けて、皆さんのご意見を頂きながら取りまとめていきたいと考えているので、是非、率直なご意見をお聞かせいただきたいし、不明な点があれば、個別にお問い合わせ頂いても構わないので、ご協力をお願いしたい。

(事業者間で負担する方法について)

- ・ NTT 東西より資料4を用いて事業者間で負担する方法の各案について説明し、各案の考え方や設置見込から推計される特設公衆電話コストをH23年度の帰納物数で除した推計単価等を提示。

N：第2回の協議資料に「負担の考え方」と「単価推計」を追記させて頂いた。ただし、今後のトラヒック変動により単価が変動しうることには留意いただきたい。公衆電話トラヒックは年15%の減、GC経由トラヒックは年10%強の減で推移しており、その傾向が続けば単価は上昇していくこととなる。案1～3について、各社の意見を確認したい。社

としての意見を留保される場合は、個人としての見解でも構わない。

UCOM：個人としての意見になるが、案1（公衆ACに付加）や案2（加入者交換機ACに付加）とした場合、単金が上昇していくということであれば、案3（番号数按分）で進め、いずれはユニバ基金による負担に変えるという方法が考えられるのではないかと。

フリベット：質問になるが、現在はNTT東西が費用を負担しているのか。また、現行の負担方法が変わるとするといつから変わることになるのか。

N：H25年度（H23年度コストに基づき接続料を算定した年度）は、公衆電話の接続料を支払う事業者負担にしているが、それ以前は特設公衆電話の事前設置が始まっていなかったこともあって、NTT東西が負担していた。現行の負担方法を変えれば基本的にはH26年度以降からということになると思うが、事業者間でコンセンサスが得られるのであれば、更に前倒しをすることも考えられなくはない。

フリベット：3案以外の別案を提案しても構わないのか。

N：別案を提案いただいても構わない。資料7に記載して報告してほしい。

FCC：負担事業者の全社合意がないと、着地点にはならないと考えているのか。

N：費用を負担する全社の総意として、案1～3のうち、いずれかに決められればよいが、全社の総意としてまとめることができなければ、各社の意見を並べて報告せざるを得ないと考えている。

FCC：もう1点、案1と案2の場合には現行接続料に付加する形になるので、費用精算のために追加費用が生じることはない想定しているが、案3の場合には新たに費用精算のために追加費用が生じることもあるのではないかと。

N：案1と案2はご指摘のとおりと考えるが、案3もユニバ基金の一次費用負担事業者が基金と同じ負担割合で費用負担する整理とすれば、TCAからパラメータ数値を頂く必要があり、また、それら数値を別目的に転用するという事業者間のコンセンサスが必要であるものの、既に存在する数値を用いることになるので、今のところ、大きなコストがかかることは想定していない。

TTM：先般の災害時においては、メール等が緊急時の通信手段となり、公衆電話の利用は少なかったと想定しているのだが、実際そうになっているなら、案2が適当ではないかと考えている。

N：確かに震災時の通信手段として、SNSや災害時伝言板、災害時伝言ダイヤルが脚光を浴びたところであるが、携帯電話、PSTN、IP電話が繋がらなくなったことで、公衆電話のトラフィックが相当に上がったことは事実であり、災害時における音声通話の重要性が必ずしも低下している訳ではないと考えている。

SBM：会社としての案は決まっていない。今回、単価推計が出てきたので、持ち帰り確認することとしたい。

SBB：持ち帰り確認することとしたい。ちなみに、NTT東西はどの案がよいのか。

N：今年度の接続料認可申請の際、案1で申請したのは事実だが、総務省審議会での議論、

これまでの各事業者との協議等を踏まえ、案2、3も採りうると考えている。

SBTM：そもそもこの料金をどのように回収すべきか整理すれば、自ずと決まっていくのではないか。これまでの議論を蒸し返すつもりはないが、案1～案3のどれにすべきか、という問いかけは、事業者負担以外に選択肢がないという前提だとすれば、答えることが非常に難しいと思っている。持ち帰って検討するが、簡単には答が出せない可能性もある。

J：COM：事業者負担の案として、3つの案が出ているが、例えば案3の方法ひとつとってみても、負担対象事業者をユニバ基金と同様に売上高10億円未満とするかどうかで、費用負担対象事業者も変わってくるので、そうした詳細な内容についても、詰めていく必要があるのではないか。

ZIP：案1でよいと考えるが、受益者は誰かということを見ると案3もある。自治体負担もあるのではないか。

KDDI：国・自治体負担が実現できるまでの暫定対応として案2を提案した。中長期的に費用が上がっていくのであれば、案2が良いのではないかと考えて提案したが、最終的には事業者間協議で決定される内容で対応することになると考えている。

KOPT：特設公衆電話の通話料が有料であるならば、料金設定事業者に受益があるため案1であると考えていたが、無料で、ACも無料になっているのであれば、フラットに考えて、ユニバと同じような考え方で、電気通信事業者全体で負担していくという考え方でよいのではないか。ただ、ユニバ基金のときにも議論になったが、ユニバのように番号数按分で負担するとなると、選択中継事業者等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにもかかわらず、番号を持っていないことをもって、費用負担しなくてよい事業者が出てくることになってしまい、公平とは言えない。いずれにしても、持ち帰り検討させて頂きたい。

QTN：そもそも国・自治体負担とすることが適当と考えているが、事業者間で負担する方法については、持ち帰り検討させて頂きたい。

エコム：持ち帰り回答する。国・自治体負担か、事業者負担かといった議論も必要と思われる。費用負担方法については、公平性があり、費用負担額の妥当性・根拠を確認できるようなやり方が望ましいと根拠をしっかりと検討する必要があると考えている。

ドコモ：費用負担の公平性の観点からは、案1は否定しない。でよいのではないかと考えているが、負担の公平性の観点からは案2も関連する事業者が合意するなら否定しない。ただし、ありうる。案3の場合、本当にユニバーサルサービスと同視すべきという考え方と、ユニバ的考え方、つまり、電気通信事業者全体で負担することが適当という考え方、2つあるのではないか。

帰宅困難者対策については東京と大阪がベースということなので、今回の特設公衆電話をユニバーサルサービスと同視してしまっただけのよいのかというところもある。受益者に偏りがあるのではないかという点も、ユニバに馴染むものなのか考慮が必要と考えている。

NTT-C：今後の進め方として、各案の課題を可視化することで、どの案が良いかが見えて

くるのではないか。例えば、特設公衆電話のコストがNTSコストであるとする、トラヒックに応じて負担する案1や案2は馴染まないかもしれない。

N：事業者間協議の結論として各論併記することになる場合には、それぞれの案の考え方や課題を抽出し、各案を比べる形で整理することも考えられる。各案の課題を可視化してはどうかというご指摘についてはそのとおりと考えるので、資料7を用いてご意見を頂けるとありがたい。

ウルクム：持ち帰り検討する。本来あるべき論を整理した上で検討すべきと考える。各社利害に基づく判断に傾きやすいと思うのでしっかりハンドリングをお願いしたい。

eA：持ち帰り検討する。今後の協議状況も踏まえ判断していきたい。

N：各論点について、各社の意見を並べると、多少は異なる部分が出てくると想定している。文字ベースにする中で、各社のニュアンスに違いがある場合には、そういった部分もしっかりと反映していきたいと考えている。今後、これまでの協議、今回あらためて頂くご意見を踏まえ、総務省報告に向けて取りまとめていくプロセスとなる。次回の協議では各社からのご意見を取りまとめて、あらためて議論させて頂きたい。資料7の報告期日は7/10とさせて頂く。次回あたりには報告の骨子案の議論くらいまでできればよいのだが、次回は論点整理程度に止まるものと想定している。

第1回、2回の議事録や資料5費用負担のプロットに間違いはないか確認をお願いします。

第4回の合同協議は7/20以降で月末前に開催したいので、別途お知らせする。

ドモ：特設公衆電話の事前設置見込みだが、H29年度以降はどうなるのか。

N：今回の事前設置見込台数は、現時点において想定できる終局の姿として提示している。終局の姿に至る時期は変動するかもしれない。

また、前回の協議において当社の宿題となった事項、即ち、特設公衆電話の費用を自治体負担とするよう求めていった場合における自治体側の反応について、現在ヒアリングを行っているところなので、今回は、その結果についてもお伝えしたい。

(総務省からのコメント)

今回、初めて参加された事業者もいらっしゃるのですが、改めて説明させて頂くが、本合協議は、H25年度の実際費用方式に基づく接続料認可申請の際に情報通信行政・郵政行政審議会の議論において、特設公衆電話の費用負担方法について、受益者と費用負担者が必ずしも一致していない等の課題を踏まえつつ、公衆電話接続料以外の費用負担方法とすることを含め、関係事業者間で協議するよう要請されたことを背景にしているものと認識している。現在、事業者間での費用負担方法について案1～案3の議論が行われているところであるが、仮に案3を実現しようとする場合には、TCAにも協力を依頼する必要があるであろうことに留意が必要と考えている。

期間がない中ではあるが、引き続き、精力的に議論を重ねて頂ければ幸いである。

特設公衆電話に係わる費用の負担方法に係わる事業者間協議スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>26日</p> <p>「案内文の発出・意見照会</p>	<p>16日</p> <p>(受領後速やかに関係事業者様に共有) 各事業者様からの意見提出</p> <p>28日</p> <p>1</p> <p>協議対象事項の意識あわせ</p>	<p>11日</p> <p>2</p> <p>協議対象事項と各事項の方向性の決定</p> <p>(各社にて調整)</p> <p>25日</p> <p>3</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ①</p> <p>(必要に応じて関係事業者を拡大)</p>	<p>22日</p> <p>4</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ②</p>	<p>28日(案)</p> <p>5</p> <p>検討結果の集約</p>	<p>中下旬</p> <p>6</p> <p>検討結果の取り纏め</p>

末
負担方法検討結果の総務省報告・公表

第4回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成25年7月22日（月）10:00～12:00

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QTNet（QTN）、ケイオプティコム（KOPT）、KDDI、KVH、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクBB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、フュージョン（FCC）、ZIPテレコム（ZIP）、UCOM、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 論点毎の各事業者様のご意見とNTT東西の考え方

案1：公衆電話接続料負担、案2：GC付加チャージ負担、案3：電気通信番号数按分負担

<結論>

- ・ 本日の議論を踏まえ、各社において意見の追加変更等があれば、8/2までに報告いただく。
- ・ 頂いたご意見と本日の議論を踏まえ、NTT東西が報告書（案）を作成し、次回協議で提示する。
なお、報告書については、本文には骨子を記載することとし、各事業者様のご意見や具体的な議論の内容等は、頂いた資料や議事録を参考資料として付すことで対処することとしたい。

<主な対応模様 N:NTT東西>

（冒頭）

N:各社の意見をカテゴリ毎にまとめ、それに対してNTT東西の意見を提示させていただいたが、ご覧のとおり、各社の意見が分かれている状況にあり、決してあきらめている訳ではないが、この合同協議で、関係事業者間での負担の考え方や国、自治体等による負担の考え方について、1つの案に意見集約を図ることは難しいのではないかと感じ始めている。

次回の合同協議は8/28開催を予定しており、NTT東西から報告書（案）を提示したい。

報告書（案）を作成するにあたり、本日の協議において論点整理を行っていききたい。

1. 特設公衆の設置の考え方について

（NTT東西より、各社より寄せられた意見について、「過度な設置とならないよう配慮すべき」と

いう意見について、設置基準の考え方を説明するとともに、基準から逸脱する要請があった場合には、自治体等に理解を求めていく考えである旨等を説明。）

ジュピター：特設公衆電話については、あくまで国・自治体による負担が前提と考えている。最終的に国・自治体負担となった場合に、東西で設置基準が異なっているのは違和感があると思い、意見として書かせてもらった。明確な全国統一の設置基準が望ましいのではないか。

N：コンビニエンスストアを帰宅困難者向け特設公衆電話の設置ターゲットとするかどうかという点で東西差分が生じているが、この点は、東西それぞれで立ち上がっている帰宅困難者対策協議会の構成企業等の差異が現れているもの。西の帰宅困難者対策協議会の構成企業等にコンビニエンスストアが含まれていなかったため、コンビニエンスストアを設置ターゲットとしていないということ。基本的な考え方は東西で同じである。

N：避難所については、都道府県知事が指定した避難場所のうち、各市町村から設置要望があった避難所に設置するという点で、東西の考え方が一致している。帰宅困難者対策拠点については、協議会の構成企業等を対象に特設公衆電話を設置していくという点で、東西の考え方は一致している。

ジュピター：考え方が同じと言っても、東 6500 台、西 200 台と設置台数に大きな差がある。設置基準について、可能な限り合わせた方が良いのではないか。

N：西の 200 台について、現状で設置の見通しが立っている台数であり、今後の協議会等との対応状況で変動する可能性もある。そもそも東西の都市の規模の差も影響していると思われる。また、実際に大災害が起きて帰宅困難者が溢れかえった首都圏とそういう事態を想定しながら検討を進めなければならない他エリアとでは差が生じることもやむを得ないと考えている。

FCC：今回議論している費用負担の対象は、事前設置型のみか。

N：事後設置型も含まれるが、費用の大半は事前設置型が占めている。

FCC：利用休止回線を再開通させるには、どれくらい時間がかかるのか。

N：発生する災害の規模によって異なる。設備が残置されていて局内の設定工事だけで開通できる場合は、数台程度なら時間をかけることなく再開通させることが可能。しかしながら、先の大震災のように広大なエリアで多数の特設公衆電話を再開通させるとなると、ある程度の時間を要することになる。一概にこのくらいの時間というのは申し上げにくいですが、緊急時にすぐに使用できることが特設公衆電話の事前設置の目的の一つであることから、災害発生直後から利用できないと意味が無い。特に帰宅困難者向けの特設公衆電話は、災害発生直後から利用できるようにしておく必要があると考えている。

FCC：提示された特設公衆の設置台数は事前設置型のみであるが、事後設置型はどれくらい設置する見込みなのか。

N：災害の規模等によるため具体的な数値は事前には予測できない。なお、事後設置型は災害発生時以降しかコストが発生しないので、事前設置型ほどにはコストはかからない。

FCC：事前設置型は、平時であっても端末を接続すると使用可能となるが、目的外利用を防止する対策はあるのか。

N：平時には、原則として試験用のトラヒックくらいしか発生しないように、特設公衆電話を管理して頂くようお願いしている。それ以外のトラヒックが発生していることが判明した場合には、目

的外利用を行わないよう事後的にチェックすることになると考えている。

2. 事業者間で負担する方法、及び国、自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金で負担する方法

(NTT東西より、個別の論点に対するNTT東西の考え方、両者の方法に係るNTT東西のスタンスについて説明。)

N: 案2について、「ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する」とあるが、このご意見の意図を確認させていただきたい。

au: 案2については、弊社が提案をしたが、GC接続料はLRICで算定される接続料であるため、今回のコストをGC接続料の原価に織り込むには相当の時間が必要になると思い直したという趣旨。

N: 確かにGC接続料はLRICで算定しているが、従前の番号ポータビリティ接続料のように、ソフトウェアに係るコストをGC経由トラヒックで帰納させる形で負担いただくことは可能と考えている。現状では、移動体特殊精算機能もソフトウェアに係るコストであってLRICモデルによる算定はされていないものの、番号ポータビリティと同様、GC経由トラヒックで帰納させる形で費用負担いただいている。

au: 案2では精算も面倒になると考えていた。

N: 方法論は別途考える必要があるが、システム的には負荷をかけることなく精算することも可能と考えている。

KOPT: 当社は、案1では、審議会の答申で指摘された、公衆電話の利用者料金への影響を回避することはできないと考えるため、費用負担の方法を避難所と帰宅困難者対策拠点を分ける考え方を提案した。普段利用している固定電話や携帯電話のバックアップのための特設公衆電話ということであれば、案3が適当だと考えるが、帰宅困難者を対象とする場合は、むしろ無料化された街頭公衆電話に準じるものと考えられることから案1による負担が適当と考えた。したがって、避難所は案3とし、帰宅困難者対策拠点は案1とすることが考えられるのではないかと。

N: 案1が受け入れられない可能性があることを踏まえ、落とし所を探って頂いたものと考えており、両者が明確に分別できる前提であれば、考え方としては採りうる案ではないかと考える。ただ、避難所が帰宅困難者対策拠点を兼ねているケースなど、必ずしも明確に分けられないものがあることに留意する必要がある。また、避難所と帰宅困難者対策拠点を分けるとなると、途中で位置づけが変更になった場合の取扱いなど、運用が煩雑になることを危惧している。

KOPT: 案3における選択中継、国際電話等の事業者負担に係る課題を解決するという意味で、案1と案3の折衷案が望ましいと考える。

N: 審議会の答申を踏まえると、案1は永続的には取りえない案とされる可能性がある。それを踏まえ、当面は案1を採るべきという意見を出して頂いている事業者にも、仮に案1が受け入れられないとされた場合に、案2と案3についてどう考えられているか、コメント頂けるようならお願いしたい。

UCOM: 原則は、国・自治体負担とすべきだが、暫定的な整理として案1とした。最終的には、ユニバになるという前提であれば、番号数に見合った按分方法、案3が適切だと考えている。

プラステル、FCC: UCOMと同じ意見である。

SBTM:考え方の順序が重要だと認識しており、原則は国・自治体負担。それが難しいから暫定的な整理として案1。だが、案1は料金の値上がりもあることから長持ちしない。案1が持たなくなるまでの間に、国・自治体負担が整理できないのであれば案3ということになるのではないか。案1がNGだからダイレクトに案3にしようというのはおかしいと考えており、国・自治体負担に向けてNTT東西も努力して動いてほしい。国・自治体負担がどうしても難しいというのであれば、ユニバ的な回収とすべきだとは考えているので、案3を否定するつもりはない。

N:自治体負担となった場合、本当に必要な箇所においても、特別公衆電話の設置が進んでいかない可能性がある。また、これまでの協議にオブザーバー参加して頂いている総務省からも国・自治体による負担と整理することは厳しいとの指摘を頂いており、審議会で案1も継続的には採りえないとされているため、採りうる選択肢が少なくなりつつある状況にある。多くの事業者から「国・自治体負担にすべき」という旨の発言があったことは報告書に記載させて頂きたいと考えている。各事業者において、案3による負担方法が否定されている訳ではないと理解した。

SBTM:国・自治体負担だけにこだわっているわけではないが、議論はしっかりとすべきと考えている。その結果として、案3になるのはやむを得ないと考えている。

SBM:当面の9月までに答えを出すことと、恒久的な対策の2つがある。恒久的な対策の議論は時間をかけて行うべきと考えている。

(多くの事業者から、国、自治体による負担を基本とすべきとのご意見を頂いたため、NTT東西として、国、自治体による負担、及び、ユニバーサルサービス基金による負担に対する考え方、及び資料2により自治体に費用負担を打診した際の自治体の反応について説明)

N:自治体のヒアリング結果をみると、自治体の反応は、自治体がやるべきこと、事業者がやるべきこと、それぞれしっかり取り組んでいきたいと思いますというもので、特設公衆電話の費用について自治体負担を増やしてもらって構わないというご意見は出てこなかった。これまでの繰り返しにはなるが、当社としては、今回の事業者協議の結論として、国、自治体による負担を要望する声が上がったといった形で課題提起は行いたいと思っているが、関係事業者も参加して整理された、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されてから2年も経過していない段階で、答申で整理された内容を覆すことは必ずしも容易ではないのではないかと。また、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置づけようとするのであれば、それが普く公平に提供されるべきサービスであるということについて、国民のコンセンサスが得られた上でないと難しく、それには相当の時間がかかると考える。また、以前にケイオプティコム殿より、帰宅困難対策拠点は、東京都等 および 大阪市と特定されたエリアであるため、「広くあまねく」というユニバの考え方にそぐわないのではないかと意見も頂いており、当社としても、そのように考えているところだ。更に、仮にユニバーサルサービスとして、「広くあまねく」設置していくことが求められることとなった場合、設置台数が増加し、それに伴ってコストが増加する懸念もある。国、自治体等による費用負担を求める声があったことも、(資料6 ページ目の)2行だけでなく、多少詳しく報告書に記載する方向で考えているが、そういう取りまとめの仕方を行うことで、

各事業者として異論はないか。特にご意見が無ければ、次回の合同協議までに報告書（案）を作成するので、それを見てほしい。なお、報告書（案）のまとめ方であるが、本体に記載する文言はコンパクトにし、極力、参考資料で詳細な議論内容等が明らかになるようにしたい。現在いただいている各社からの意見について、8/2を目途に削除、追加等あればお願いしたい。

SBTM：あくまで設置要望者である自治体による負担を努力目標とし、この目標に従えば、案1を採用すべきで、これが無理であれば、案3ということになる。

N：案ごとのメリット・デメリットを記載したものがアウトプットになると思う。

SBTM：あくまで「暫定」という文言も記載すべき。また、「努力目標」も記載すべき。

N：ドコモは案2に反対しているように見受けられるが、意見はないか。

ドコモ：案1が最もわかりやすいと考えているが、案2、案3も否定はしない。ただし、受益の度合いを考えると、番号数按分は公平性に疑問がある。

N：報告書（案）については、8/28の合同協議で議論させていただき、9月下旬に最終の協議を行い、報告書を取りまとめたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(総務省からのコメント)

案2及び案3という従前存在しなかった案について議論していただけているのはありがたい。仮に、1つの案に収束させるということが無理であったとしても、あと2回の協議において、各案の課題・整理を深めた上で、報告書をまとめていただきたい。総務省の見解としては、避難所の設置主体である自治体に追加でコスト負担を求めることが難しい状況下において、国が特設公衆電話のランニングコストを負担するのは非常に難しいのではないかと考えている。国から自治体への交付金を何に充てるかは自治体が判断すべきもの。用途を限定した特別交付金という解もあるのかもしれないが、特設公衆電話に特化したものは現実的には厳しいのではないかと考えている。したがって、国・自治体による負担とするのは非常に厳しいと考えている。また、ユニバとして負担する場合、現状のユニバの定義が「国民生活にあまねく公平」とされている中、現在の設置の考え方が、こうしたユニバの定義に沿っているかどうかを検証したうえで、ユニバとして整理できるかどうか判断することになる。その場合、NTT東西からコメントがあったように、「あまねく」設置するには、現状の案よりも大規模なものとなる可能性もある。既に配管等については、自治体が費用負担しているところでもあり、自治体負担と事業者負担でバランスをとりながら合理的に設置を進めていると評価することもできる。避難所等の被災者は、普段使っている携帯電話や固定電話が使えない状況にあるからこそ、安否の確認等に特設公衆電話を必要としているもの。通信事業者としての社会的責務も考慮していただきつつ、あるべき負担方法を検討いただきたい。

特設公衆電話費用の負担方法について (第五回合同協議)

日時:平成25年8月28日(水)13:30~
場所:電気通信事業者協会会議室

議 事 次 第

1. 報告書案について
2. その他

【配布資料】

【資料1】 報告書案

【資料2】 事業者間で負担する方法について

(各案に対する関係事業者の賛同状況)

【資料3】 電気通信番号数での按分(案3)による負担をベースとした
事業者別費用負担按分(案)

【資料4】 第4回合同協議議事録

【資料5】 協議参加事業者一覧(前々回協議資料の修正)

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書案 構成

○報告書案の目次

1. 本検討の背景
 - (1) 特設公衆電話について
 - (2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況
2. 本協議における検討結果について
 - (1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について
 - ① NTT東西から関係事業者に提示した考え方
 - ② 関係事業者からいただいた意見
 - ③ 特設公衆電話の設置に関する関係事業者との合意内容
 - (2) 特設公衆電話に係る費用負担の在り方
 - ① 協議の実施状況について
 - ② 各社の意見について
 - i. 国や自治体による負担について
 - ii. ユニバーサルサービス基金による負担について
 - iii. 事業者間で負担する方法について
 - ③ 関係事業者からの意見等を踏まえた今後の方向性

○報告書案の別紙

〔別紙1-1、1-2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込〕

〔別紙2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方〕

〔別紙3 特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果〕

〔別紙4 国、自治体等による負担に関するご意見とNTT東西の考え方〕

〔別紙5 事業者間で負担する方法について〕

〔別紙6 事業者間で負担する方法に関するご意見とNTT東西の考え方〕

○添付資料

- ・情報通信行政・郵政行政審議会答申(関連箇所抜粋)
- ・合同協議資料(第1回～第6回)、及び議事録

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書(案)

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成 25 年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成 25 年 6 月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年 9 月末までに、その結果を総務省に報告し、公表する

ことが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成 25 年 5 月より、関係事業者との間で、計6回の協議及び計 4 回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成 25 年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループより、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後に議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A) 国民保護法(148 条)及び国民保護法施行令(35 条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B) 大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員 100 名あたり 1 台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員 100 名あたり 1 台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、別紙 1 を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。

(関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、別紙2を参照)

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成 25 年度接続料において、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者 13 社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めました。

その結果、関係事業者間で負担する方法として、

- ・既に認可を得ている公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する案に賛同するご意見

に加え、

- ・端末系交換機を経由するトラフィック比により、当該トラフィックに係る通話の料金設定事業者が負担する案
- ・電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する案

のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラフィックに係る接続料を負担している事業者 4 社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者 3 社、及びその両方に該当する事業者 10 社の計 17 社にも合同協議の対象に加わっていただき、議論を進めました。

② 各社のご意見について

i. 国や自治体による負担について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係

事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対してご意見を求めてきました。

特設公衆電話に係る費用は、以下の観点から、本来的には国や自治体による負担が望ましいというご意見が 10 社より提示されました。

- ・災害時における被災者の通信確保は、本来的には、国や自治体による防災対策として対処すべきものであること
- ・災害等発生時に特設公衆電話が利用できることになるのは、被災する可能性がある全国民であること

一方で、以下の観点から、電気通信事業者も応分の負担を行うべきというご意見を 4 社より提示されました。

- ・災害等緊急時における通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていること
- ・特設公衆電話の設置にあたって電話機及び配管コストは基本的に自治体負担となっているところであり、災害等発生時には国や自治体と通信事業者が協力して対応する必要があると考えられること
- ・特設公衆電話の設置については、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011 年 12 月)において、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されていること

なお、ソフトバンクグループの求めに応じてNTT東西が実施した「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング」において、ヒアリングに協力していただいた自治体から、「災害等発生時に備えた対応は、国や自治体と通信事業者が協力して実施することが適切であり、電話機や配管コストは自治体が負担し、アクセス回線については通信事業者に協力していただくことで、お互いに分担して災害等に対応していきたい。」等のご意見をいただきました。

(「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果」(別紙 3))

ii. ユニバーサルサービス基金による負担について

ユニバーサルサービス基金による負担については、以下の観点から、3 社より賛同のご意見が提示されました。

- ・特設公衆電話に係る費用は、広くあまねく負担を求めることが適切であること
- ・既に第一種公衆電話がユニバーサルサービス基金の補てんを受けている事実

との整合がとれること

一方で、以下の観点から、2社より反対のご意見が提示されました。

- ・災害時の通信の確保をユニバーサルサービスに位置付けるためには、事業者間で議論するだけでなく、広く国民全体で議論する必要があること
- ・費用を負担する事業者が、電気通信番号を保有する事業者のみとなり、選択中継や国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と公平な負担になっているかどうか不明確であること

iii. 事業者間で負担する方法について

第一回合同協議から、第四回合同協議まで、各社に対して事業者間で負担する方法について、ご意見を求めてきましたが、案としては、

(案1) 現行の公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法に加え、

(案2) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえ、端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法

(案3) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する方法

の提案をいただきました。

各案に対し、主には、以下のご意見をいただきました。なお、各案の特徴等の比較は別紙5、各社のご意見の詳細は別紙6のとおりです。

なお、NTT東西は、賛同及び反対の社数にはカウントしていません。

(案1) 公衆電話接続料による負担

特設公衆電話は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同等であるという点等で、本案には10社から賛同意見がありました。ただし、このうち9社は、今後の負担方法が国や自治体等による負担に移行することを前提に、短期的には現行の公衆電話接続料による負担が適切であるというご意見でした。一方で、災害時の通話のための費用を、平時における公衆電話トラヒックに応じて負担することは、

受益者と負担者が一致しないという点で、3社から反対意見がありました。

(案2) 端末系交換機を利用するトラヒックによる負担

案2 以外の方法では自らが費用を負担できないとして、1社から賛同意見をいただいた一方で、案1と同様、災害時の通話のための費用を、平時における通話トラヒックに応じて負担することは、特設公衆電話が代替する災害時の通話形態と端末系交換機を経由するトラヒックの構成が一致せず、結果として費用負担にアンバランスが生じるという点で、5社から反対意見がありました。

(案3) 電気通信番号数比での按分による負担

災害時の通話確保に係る費用について、電気通信事業者全体で公平に負担するという点や、将来的にユニバーサルサービス基金に移行するという前提に立った場合には、基金の負担と同様、電気通信番号数による負担が適切であるという点で、6社から賛同意見がありました。一方で、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点で、4社から反対意見がありました。

(案1と案3の折衷案)

NTT東西から提示された特設公衆電話の設置の考え方を踏まえると、避難所に設置される場合と帰宅困難者対策として設置される場合では、性質が異なると考えることができる点に着目し、前者は案3による負担、後者は案1による負担とすることが適切であるというご意見が、1社からありました。

③ 関係事業者からのご意見等を踏まえた今後の方向性

今回の事業者間協議においては、特設公衆電話に係る費用について、将来的には国や自治体等による負担が適切であるとしている事業者もいましたが、そのような負担が実現されるまでの間は、当該事業者も含め、関係事業者間で負担することについて合意することができました。

事業者間での費用負担方法については、上述したように、賛同意見が概ね案1と案3に分かれたため、今回の事業者間協議において関係事業者の意見を統一するまでには至りませんでした。審議会答申において「関係事業者との間で、公衆電話利用者だけに転嫁されないように留意しつつ、負担の方法について検討すること」とされていることを踏まえ、恒久的な解決策として案1が採り得ないとすれば、案3を主軸としつつ、同案について提起された「選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されない」という課題の解決を検討していくことが適切であると考えます。

以上を踏まえ、NTT東西としては、移動体の番号ポータビリティに係る網改造料の費用按分方法を参考に、案3において、NTT東西の番号数による負担分について端末系交換機を経由するトラフィック等で再度按分することにより、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者にも費用を負担していただく案を提示し、本案を以って、関係事業者間での合意を図っていきたいと考えます。

しかしながら、本案等による合意が成立するまでの間は、特設公衆電話に係る費用については、平成25年度接続料と同様、公衆電話接続料に含めて公衆電話の料金設定事業者にご負担いただかざるを得ないものと考えています。

なお、審議会答申において検討対象外とされているものの、特設公衆電話に係る費用を国や自治体が負担することが望ましいとするご意見が多く事業者から示されたことを踏まえ、今後、国において災害対策の在り方等について検討がなされる機会があれば、必要に応じて、総務省等において、国や自治体による費用負担等についてもご検討いただきたいと思います。

()内については、第5回協議の議論等を踏まえて、変更となる場合があります。

【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設 ^{※1} のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

3. 事前設置見込(H28年度末)^{※2}

24,500箇所、50,000台

※1 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

別紙2

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方 ※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置の考えに賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン) ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom) ・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ) ・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME) ・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI) 	
過度な設置とらないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ) ・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTT ぷらら) ・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ) ・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC) ・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT) ・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。 ・なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。 <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p>
利用者が混乱しないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM) ・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一的な考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。 ・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです³

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>設置台数やコストを開示すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区分別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT) ・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信) ・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI) ・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A.避難所」と「B.都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。 「A.避難所」 東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込) 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込) 「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」 東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込) 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込) ・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト:約1,700円/月、H23年度実績) ・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
<p>事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
<p>平常時は休止扱いとしコストを削減すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められていることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。 4

特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果

自治体	ご意見
A町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、自治体としても被災者のために最大限の支援を行うが、<u>インフラサービスを提供している事業者にも、最大限の努力をお願いしたいと切に思っている。</u>
B町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対しては<u>官民お互いにそれぞれで、できうる最大限の支援を行うべきと考えている。</u>今回の施策については、大変ありがたい。
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電話機や配管費用の負担だけでも厳しい状況の中、これ以上のコスト負担は困難。</u>
D市	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの中でも特に<u>ランニングコストの費用負担を求めるのであれば、特設公衆電話の設置をこれ以上行うことは難しい。</u>
E市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無償のものを有償に切り替える場合、役所では予算化の説明、議会審議などのハードルが高い。</u> ・しかし、国レベルで議論の結果、有償とすることに世論の機運が高まって、<u>国の方針が固まれば、自治体としては従わざるを得ない。</u> ・とはいえ、<u>通信事業者でも、設置費用はかなりのものだと思うし、それを通信事業者の費用で全て賄うのも無理があると思う。</u> ・もし有償になる場合、<u>特別交付金のような形で、国から自治体に必要な費用をつけてもらうのが一番望ましいと思う。</u>有償となると、<u>予算の都合上、設置できない自治体も出てくると思うので、公平の観点からは、交付金が適していると思う。</u>

論点	事業者様のご意見
国、自治体による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべき(CTC) ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきであり、総務省への報告書もそのような内容をいれるべき(KDDI) ・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべき(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話の設置に係る費用については、国・自治体などが負担することが適当(エネルギー) ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべき(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要(フュージョン・コミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましい(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であることから、費用については国・自治体による負担が最も望ましい(NTTぷらら) ・特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべき。したがって、NTT東西が、自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべき(STNet)
国、自治体による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難(KVH) ・国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい(NTT-ME)
ユニバーサルサービス基金による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆の費用負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担すべき(ジュピターテレコム) ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当。現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられる(フュージョン・コミュニケーションズ)

論点	事業者様のご意見
ユニバーサルサービス基金による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル基金による負担は、費用を負担する事業者が一部に制限されることから、公平性の観点から疑問が残る(NTT-ME) ・2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることを踏まえ、ユニバーサル基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)
事業者における負担は暫定的な措置とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべき(NTTコミュニケーションズ) ・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ない(東北インテリジェント通信) ・「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めるべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ない(NTTぷらら)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことで異論はない(ブラステル/ZIPTelecom) ・具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべき(T-Systemsジャパン)

論点	NTT東西の考え方
<p><u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>・特設公衆電話は災害等緊急時に利用される点や自治体等の要望に基づき設置される点を踏まえると、関係事業者様のご意見にあるように、国、自治体等による負担という考え方もありうると考えますが、当社としては、災害等緊急時の通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えており、国、自治体等のみならず、民間企業も協力・分担して様々な対応を行っていく必要があると考えます。</p> <p>特設公衆電話の設置については、当社を含む関係事業者が検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されているところであり、当社としては、現時点において、これについて国、自治体等が費用負担するよう求めていくことは考えておりません。</p> <p>しかしながら、今回の協議において、国、自治体等による費用負担を求める声が多数あがったことについては、総務省への報告書に記載させて頂く考えです。</p> <p>・なお、第2回合同協議において、ソフトバンクグループ殿より、自治体に費用負担するよう打診した場合の反応について情報共有するよう求められたことを受けて、一部の自治体にヒアリングを行ったところですが、資料2にあるとおり、追加負担に応じて頂けた自治体はなかったことにも留意する必要があると考えます。</p>

事業者間で負担する方法について

	【案1】 公衆電話接続料による負担	【案2】 GC付加チャージによる負担	【案3】 電気通信番号数按分による負担
接続機能	公衆電話発信機能	端末系交換機能に追加	新設(現行該当する機能なし)
負担の考え方	・利用の態様に着目し、災害時における街頭公衆電話と同等であることを踏まえ、公衆電話の料金設定事業者で負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の加入者交換機を必ず経由することを踏まえ、GCを利用する事業者がトラヒックに応じて負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数の指定を受けている事業者間指定を受けている番号数に応じて負担
特徴	・現行(H25年度適用AC)と同じ整理 ・需要の減少により上昇を続けている公衆電話接続料の更なる上昇要因となる	・現行の接続約款における端末系交換機能にGC交換機を経由するトラヒックで負担する新たな機能を追加 ・対象事業者が拡大	・電話番号数で負担する新たな機能を設定する必要あり ・対象事業者が拡大 (ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者とほぼ同)
単価推計	特設公衆電話見込コスト(17億円)を現行の帰納物数(通信時間・番号数)で除した推計値 〔現行のコスト(2.2億円)×設置台数伸び率(7.7倍:8.4万台÷1.1万台)÷17〕 (H28見込) (H24.9実績)		
	12.535円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):6,781千時間	0.047871円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):1,775,593千時間	0.667円/番号・月(東西合算) 番号数(H25.2実績):2.12億番号
(参考) 25年度接続料等	<アナログ公衆電話発信機能> (特設公衆電話コストを除く) 東日本:221.82円/3分 西日本:195.98円/3分	<端末系交換機能(LRIC・H25AC)> 東西均一:5.29円/3分	<番号単価(H25年度負担額)> 3円/1電話番号・月

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>案1 公衆電話ACによる負担に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」で問題ない(UCOM) ・災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、案1の公衆電話機能が妥当(フュージョン・コミュニケーションズ) ・事業者間で負担する方法は、暫定措置と考えていることから、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はない(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・将来的には徴収方法は変わるかと思うが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当(ブラステル/ZIPTelecom) ・(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当(K-OPT) ・特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者であることから、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえ、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましい(NTTドコモ) ・短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに特段の異論はない。平行してより望ましい負担方法の議論を関係事業者間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的(KDDI)
	<p>案1 公衆電話ACによる負担に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぷらら) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくない(NTTコミュニケーションズ)

論点		事業者様のご意見
事業者間で負担する方法	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・発信課金のみ【案2】GC付加チャージによる負担とすべき(TTM)
	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぶらら) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものだが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか議論が必要(NTTコミュニケーションズ) ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する(KDDI)

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるため最良の案(T-Systemsジャパン) ・今後、ユニバーサルサービス基金による負担に移行するという前提に立ち、移行しやすい案3が現実的(ジュピターテレコム) ・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3が適当(九州通信ネットワーク) ・案1、案2は、トラヒックに依存しないNTSコストである特設公衆電話のアクセス回線の負担方法としては馴染まないため、案3による負担が適切(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同(NTT-ME) ・平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当(NTTぶらら) ・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当(東北インテリジェント通信) ・案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性がある(K-OPT)
<p>案3 電気通信番号数比での按分による負担に賛成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない(TTM) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題(K-OPT) ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相應の体制構築が必要(KDDI)
<p>案3 電気通信番号数比での按分による負担に反対</p>	

論点	NTT東西の考え方
<p><u>事業者間で負担する方法</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特設公衆電話は、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことから、案1の公衆電話ACに含めた形での費用回収が適切であると考え、平成25年度の接続料金を申請しました。 ・議論を経て、審議会から示された考え方では、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」とされたところです。 ・以上を踏まえ、今回の事業者間協議において、関係事業者様から新たに提案された案2、案3による負担方法とすることで、関係事業者様から賛同が得られるのであれば、当社としても、それら負担方法を採用することに賛同させて頂きたいと考えています。 ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者(特設公衆電話の受益者)に対するサービス提供事業者が費用を負担して頂く案2、案3は採りうる案であるものと考えます。

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>「A. 避難所」 B. 帰宅困難者対策」の負担方法は分けて議論すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「A. 避難所」に設置される場合は、平時の固定電話（IP電話含む）、携帯電話の通話を（避難所における）特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信することを踏まえると、案3の電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があると考え、「B. 帰宅困難者対策」として設置される場合は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考え（K-OPT） ・「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要（東北インテリジェント通信） ・特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点到設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理すべき（CTC） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、又は、帰宅困難者対策拠点到設置される特設公衆電話については、どちらも被災者の通信を確保するという観点からは同一のものであると考えており、例えば、帰宅困難者が特設公衆電話を利用する場合、平時の携帯電話の通信の代替であるケースも多数想定されることから、敢えて、2つのケースを分けて考える必要は無いものと考えます。
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい（KVH） ・電話料金の負担は、発信利用者負担が原則だが、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合は設置の要請者負担とすることが適当（STNet） ・現時点で費用負担方法を議論するのは時期尚早（STNet） ・通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要がある（STNet） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者が、特設公衆電話の受益者にあたることを考えており、また、特設公衆電話の利用の態様が、災害時に無料化された街頭公衆電話と同等であることに着目すると、平時の街頭公衆電話の利用者が、特設公衆電話の受益者に当たると考えており、いずれにしても、当該利用者にサービスを提供している関係事業者様に費用負担して頂くことは適切であると考えます。

※敬称略とさせていただきます。

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
事業者間で負担する方法	案1、案2について	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTSコストであるアクセス回線コストを含む公衆電話発信機能が接続料原価をトラヒックで按分してAC設定されているのと同様（案1そのもの）、NTSコストを含む特設公衆電話のコストをトラヒックで按分することは、何ら否定されるものではないと考えます。
	案2について	<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・GCによる精算は既に精算実績があることから、精算システム等への影響は、案1の場合と同程度と考えます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の意図を確認させていただきます。
	案3について	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申（平成24年3月1日）においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話をユニバーサルサービスの対象に位置づけることは、案3を採用するための必要条件ではないものと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき ・現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、案3を採用することで、関係事業者様の合意が得られるのであれば、現行のユニバの負担方法を参考に、具体的な運用方法等について検討し、関係事業者様と協議させて頂く考えです。 	

事業者間で負担する方法について(各案に対する関係事業者の賛同状況)

合同協議対象事業者名	事業者間で負担する方法				
	案1	暫定措置	案2	案3	案1と案3の 折衷案
株式会社ウィルコム	○	○			
株式会社STNet					
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー				○	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社				○	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○				
株式会社NTTぷらら				○	
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ					
九州通信ネットワーク株式会社				○	
KDDI株式会社	○	○			
KVH株式会社					
株式会社ケイ・オブティコム					○
イー・アクセス株式会社					
ソフトバンクテレコム株式会社	○	○			
ソフトバンクBB株式会社	○	○			
ソフトバンクモバイル株式会社	○	○			
中部テレコミュニケーション株式会社					
東北インテリジェント通信株式会社				○	
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	○			
ペライゾンジャパン合同会社					
株式会社UCOM	○	○			
ブラステル株式会社	○	○			
Zip Telecom株式会社	○	○			
株式会社アイ・ピー・エス					
株式会社関西コムネット					
東京テレメッセージ株式会社			○		
株式会社沖縄テレメッセージ					
アイテック阪急阪神株式会社					
株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シー・コミュニケーションズ					
沖縄セルラー電話株式会社					
ジュピターテレコムグループ				○	
フリービット株式会社					
T-Systems ジャパン株式会社				○	
東日本電信電話株式会社					
西日本電信電話株式会社					
合計(各案に対する賛成事業者数)	10社	9社	1社	7社	1社

第 4 回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録（案）

1. 日時

平成 25 年 7 月 22 日（月）10:00～12:00

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTT ドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QNet（QTN）、ケイオプティコム(KOPT)、KDDI、KVH、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンク BB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、フュージョン（FCC）、ZIP テレコム（ZIP）、UCOM、NTT 東日本（N）、NTT 西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 論点毎の各事業者様のご意見と NTT 東西の考え方

案 1：公衆電話接続料負担、案 2：GC 付加チャージ負担、案 3：電気通信番号数按分負担

<結論>

- ・ 本日の議論を踏まえ、各社において意見の追加変更等があれば、8/2 までに報告いただく。
- ・ 頂いたご意見と本日の議論を踏まえ、NTT 東西が報告書（案）を作成し、次回協議で提示する。
なお、報告書については、本文には骨子を記載することとし、各事業者様のご意見や具体的な議論の内容等は、頂いた資料や議事録を参考資料として付すことで対処することとしたい。

<主な対応模様 N:NTT 東西>

（冒頭）

N:各社の意見をカテゴリ毎にまとめ、それに対して NTT 東西の意見を提示させていただいたが、ご覧のとおり、各社の意見が分かれている状況にあり、決してあきらめている訳ではないが、この合同協議で、関係事業者間での負担の考え方や国、自治体等による負担の考え方について、1 つの案に意見集約を図ることは難しいのではないかと感じ始めている。

次回の合同協議は 8/28 開催を予定しており、NTT 東西から報告書（案）を提示したい。

報告書（案）を作成するにあたり、本日の協議において論点整理を行っていききたい。

1. 特設公衆の設置の考え方について

（NTT 東西より、各社より寄せられた意見について、「過度な設置とならないよう配慮すべき」と

いう意見について、設置基準の考え方を説明するとともに、基準から逸脱する要請があった場合には、自治体等に理解を求めていく考えである旨等を説明。)

ジュピター: 特設公衆電話については、あくまで国・自治体による負担が前提と考えている。最終的に国・自治体負担となった場合に、東西で設置基準が異なっているのは違和感があると思い、意見として書かせてもらった。明確な全国統一の設置基準が望ましいのではないか。

N: コンビニエンスストアを帰宅困難者向け特設公衆電話の設置ターゲットとするかどうかという点で東西差分が生じているが、この点は、東西それぞれで立ち上がっている帰宅困難者対策協議会の構成企業等の差異が現れているもの。西の帰宅困難者対策協議会の構成企業等にコンビニエンスストアが含まれていなかったため、コンビニエンスストアを設置ターゲットとしていないということ。基本的な考え方は東西で同じである。

N: 避難所については、都道府県知事が指定した避難場所のうち、各市町村から設置要望があった避難所に設置するという点で、東西の考え方が一致している。帰宅困難者対策拠点については、協議会の構成企業等を対象に特設公衆電話を設置していくという点で、東西の考え方は一致している。

ジュピター: 考え方が同じと言っても、東 6500 台、西 200 台と設置台数に大きな差がある。設置基準について、~~真っ向から否定するものでは無いが~~、可能な限り合わせた方が良いのではないか。

N: 西の 200 台について、現状で設置の見通しが立っている台数であり、今後の協議会等との対応状況で変動する可能性もある。そもそも東西の都市の規模の差も影響していると思われる。また、実際に大災害が起きて帰宅困難者が溢れかえった首都圏とそういう事態を想定しながら検討を進めなければならない他エリアとでは差が生じることもやむを得ないと考えている。

FCC: 今回議論している費用負担の対象は、事前設置型のみか。

N: 事後設置型も含まれるが、費用の大半は事前設置型が占めている。

FCC: 利用休止回線を再開通させるには、どれくらい時間がかかるのか。

N: 発生する災害の規模によって異なる。設備が残置されていて局内の設定工事だけで開通できる場合は、数台程度なら時間をかけることなく再開通させることが可能。しかしながら、先の大震災のように広大なエリアで多数の特設公衆電話を再開通させるとなると、ある程度の時間を要することになる。一概にこのくらいの時間というのは申し上げにくいですが、緊急時にすぐに使用できることが特設公衆電話の事前設置の目的の一つであることから、災害発生直後から利用できないと意味が無い。特に帰宅困難者向けの特設公衆電話は、災害発生直後から利用できるようにしておく必要があると考えている。

FCC: 提示された特設公衆の設置台数は事前設置型のみであるが、事後設置型はどれくらい設置する見込みなのか。

N: 災害の規模等によるため具体的な数値は事前には予測できない。なお、事後設置型は災害発生時以降しかコストが発生しないので、事前設置型ほどにはコストはかからない。

FCC: 事前設置型は、平時であっても端末を接続すると使用可能となるが、目的外利用を防止する対策はあるのか。

N: 平時には、原則として試験用のトラヒックくらいしか発生しないように、特設公衆電話を管理して頂くようお願いしている。それ以外のトラヒックが発生していることが判明した場合には、目

的外利用を行わないよう事後的にチェックすることになると考えている。

2. 事業者間で負担する方法、及び国、自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金で負担する方法

(NTT東西より、個別の論点に対するNTT東西の考え方、両者の方法に係るNTT東西のスタンスについて説明。)

N: 案2について、「ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する」とあるが、このご意見の意図を確認させていただきたい。

au: 案2については、弊社が提案をしたが、GC接続料はLRICで算定される接続料であるため、今回のコストをGC接続料の原価に織り込むには相当の時間が必要になると思直したという趣旨。

N: 確かにGC接続料はLRICで算定しているが、従前の番号ポータビリティ接続料のように、ソフトウェアに係るコストをGC経由トラヒックで帰納させる形で負担いただくことは可能と考えている。現状では、移動体特殊精算機能もソフトウェアに係るコストであってLRICモデルによる算定はされていないものの、番号ポータビリティと同様、GC経由トラヒックで帰納させる形で費用負担いただいている。

au: 案2では精算も面倒になると考えていた。

N: 方法論は別途考える必要があるが、システム的には負荷をかけることなく精算することも可能と考えている。

KOPT: 当社は、案1では、審議会の答申で指摘された、公衆電話の利用者料金への影響を回避することはできないと考えるため、費用負担の方法を避難所と帰宅困難者対策拠点を分ける考え方を提案した。普段利用している固定電話や携帯電話のバックアップのための特設公衆電話ということであれば、案3が適当だと考えるが、帰宅困難者を対象とする場合は、むしろ無料化された街頭公衆電話に準じるものと考えられることから案1による負担が適当と考えた。したがって、避難所は案3とし、帰宅困難者対策拠点は案1とすることが考えられるのではないかと。

N: 案1が受け入れられない可能性があることを踏まえ、落とし所を探って頂いたものと考えており、両者が明確に分別できる前提であれば、考え方としては採りうる案ではないかと考える。ただ、避難所が帰宅困難者対策拠点を兼ねているケースなど、必ずしも明確に分けられないものがあることに留意する必要がある。また、避難所と帰宅困難者対策拠点を分けるとなると、途中で位置づけが変更になった場合の取扱いなど、運用が煩雑になることを危惧している。

KOPT: 案3における選択中継、国際電話等の事業者負担に係る課題を解決するという意味で、案1と案3の折衷案が望ましいと考える。

N: 審議会の答申を踏まえると、案1は永続的には取りえない案とされる可能性がある。それを踏まえ、当面は案1を採るべきという意見を出して頂いている事業者にも、仮に案1が受け入れられないとされた場合に、案2と案3についてどう考えられているか、コメント頂けるようならお願いしたい。

UCOM: 原則は、国・自治体負担とすべきだが、暫定的な整理として案1とした。最終的には、ユニバになるという前提であれば、番号数に見合った按分方法、案3が適切だと考えている。

プラステル、FCC: UCOMと同じ意見である。

SBTM:考え方の順序が重要だと認識しており、原則は国・自治体負担。それが難しいから暫定的な整理として案1。だが、案1は料金の値上がりもあることから長持ちしない。案1が持たなくなるまでの間に、国・自治体負担が整理できないのであれば案3ということになるのではないかと。案1がNGだからダイレクトに案3にしようというのはおかしいと考えており、国・自治体負担に向けてNTT東西も努力して動いてほしい。国・自治体負担がどうしても難しいというのであれば、ユニバ的な回収とすべきだとは考えているので、案3を否定するつもりはない。

N:自治体負担となった場合、本当に必要な箇所においても、特別公衆電話の設置が進んでいかない可能性がある。また、これまでの協議にオブザーバー参加して頂いている総務省からも国・自治体による負担と整理することは厳しいとの指摘を頂いており、審議会でも案1も継続的には採りえないとされているため、採りうる選択肢が少なくなりつつある状況にある。多くの事業者から「国・自治体負担にすべき」という旨の発言があったことは報告書に記載させて頂きたいと考えている。各事業者において、案3による負担方法が否定されている訳ではないと理解した。

SBTM:国・自治体負担だけにこだわっているわけではないが、議論はしっかりとすべきと考えている。その結果として、案3になるのはやむを得ないと考えている。

SBM:当面の9月までに答えを出すことと、恒久的な対策の2つがある。恒久的な対策の議論は時間をかけて行うべきと考えている。

(多くの事業者から、国、自治体による負担を基本とすべきとのご意見を頂いたため、NTT東西として、国、自治体による負担、及び、ユニバーサルサービス基金による負担に対する考え方、及び資料2により自治体に費用負担を打診した際の自治体の反応について説明)

N:自治体のヒアリング結果をみると、自治体の反応は、自治体がやるべきこと、事業者がやるべきこと、それぞれしっかり取り組んでいきたいと思いますというもので、特設公衆電話の費用について自治体負担を増やしてもらって構わないというご意見は出てこなかった。これまでの繰り返しにはなるが、当社としては、今回の事業者協議の結論として、国、自治体による負担を要望する声が上がったといった形で課題提起は行いたいと思っているが、関係事業者も参加して整理された、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されてから2年も経過していない段階で、答申で整理された内容を覆すことは必ずしも容易ではないのではないかと。また、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置づけようとするのであれば、それが普く公平に提供されるべきサービスであるということについて、国民のコンセンサスが得られた上でないと難しく、それには相当の時間がかかると考える。また、以前にケイオプティコム殿より、帰宅困難対策拠点は、東京都等 および 大阪市と特定されたエリアであるため、「広くあまねく」というユニバの考え方にそぐわないのではないかと意見も頂いており、当社としても、そのように考えているところだ。更に、仮にユニバーサルサービスとして、「広くあまねく」設置していくことが求められることとなった場合、設置台数が増加し、それに伴ってコストが増加する懸念もある。国、自治体等による費用負担を求める声があったことも、(資料6 ページ目の) 2行だけでなく、多少詳しく報告書に記載する方向で考えているが、そういう取りまとめの仕方を行うことで、

各事業者として異論はないか。特にご意見が無ければ、次回の合同協議までに報告書（案）を作成するので、それを見てほしい。なお、報告書（案）のまとめ方であるが、本体に記載する文言はコンパクトにし、極力、参考資料で詳細な議論内容等が明らかになるようにしたい。現在いただいている各社からの意見について、8/2を目途に削除、追加等あればお願いしたい。

SBTM：あくまで設置要望者である自治体による負担を努力目標とし、この目標に従えば、案1を採用すべきで、これが無理であれば、案3ということになる。

N：案ごとのメリット・デメリットを記載したものがアウトプットになると思う。

SBTM：あくまで「暫定」という文言も記載すべき。また、「努力目標」も記載すべき。

N：ドコモは案2に反対しているように見受けられるが、意見はないか。

ドコモ：案1が最もわかりやすいと考えているが、案2、案3も否定はしない。ただし、受益の度合いを考えると、番号数按分は公平性に疑問がある。

N：報告書（案）については、8/28の合同協議で議論させていただき、9月下旬に最終の協議を行い、報告書を取りまとめたいと考えているので、よろしくお願いしたい。


(総務省からのコメント)

案2及び案3という従前存在しなかった案について議論していただけているのはありがたい。仮に、1つの案に収束させるということが無理であったとしても、あと2回の協議において、各案の課題・整理を深めた上で、報告書をまとめていただきたい。総務省の見解としては、避難所の設置主体である自治体に追加でコスト負担を求めることが難しい状況下において、国が特設公衆電話のランニングコストを負担するのは非常に難しいのではないかと考えている。国から自治体への交付金を何に充てるかは自治体が判断すべきもの。用途を限定した特別交付金という解もあるのかもしれないが、特設公衆電話に特化したものは現実的には厳しいのではないかと考えている。したがって、国・自治体による負担とするのは非常に厳しいと考えている。また、ユニバとして負担する場合、現状のユニバの定義が「国民生活にあまねく公平」とされている中、現在の設置の考え方が、こうしたユニバの定義に沿っているかどうかを検証したうえで、ユニバとして整理できるかどうか判断することになる。その場合、NTT東西からコメントがあったように、「あまねく」設置するには、現状の案よりも大規模なものとなる可能性もある。既に配管等については、自治体が費用負担しているところでもあり、自治体負担と事業者負担でバランスをとりながら合理的に設置を進めていると評価することもできる。避難所等の被災者は、普段使っている携帯電話や固定電話が使えない状況にあるからこそ、安否の確認等に特設公衆電話を必要としているもの。通信事業者としての社会的責務も考慮していただきつつ、あるべき負担方法を検討いただきたい。

資料5

協議参加事業者一覧(修正)

合同協議対象事業者名	公衆電話接続料の 負担事業者	加入者交換機能(GC)を 利用する事業者	ユニバーサルサービス制度における負担金の 負担対象となっている事業者
	(第1回・第2回合同協議における対象)	(第3回合同協議より対象)	
1 株式会社ウィルコム	○	○	○
2 株式会社STNet		○	○
3 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー		○	○
4 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
5 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○	○	○
6 株式会社NTTぷらら		○	○
7 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		○	○
8 九州通信ネットワーク株式会社	○	○	○
9 KDDI株式会社	○	○	○
10 KVH株式会社		○	○
11 株式会社ケイ・オブティコム		○	○
12 ソフトバンクテレコム株式会社(イー・アクセス株式会社含む)	○	○	○
13 ソフトバンクBB株式会社		○	○
14 ソフトバンクモバイル株式会社		○	○
15 中部テレコミュニケーション株式会社		○	○
16 東北インテリジェント通信株式会社		○	○
17 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	○	○
18 ベライゾンジャパン合同会社		○	○
19 株式会社UCOM	○	○	○
20 プラステル株式会社	○	○	
21 Zip Telecom株式会社		○	
22 株式会社アイ・ピー・エス	○	○	
23 株式会社関西コムネット		○	
24 東京テレメッセージ株式会社		○	
25 株式会社沖縄テレメッセージ		○	
26 アイテック阪急阪神株式会社			○
27 株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シー・コミュニケーションズ			○
28 沖縄セルラー電話株式会社	○	○	○
29 ジュビターテレコムグループ		○	○
30 フリービット株式会社			○
31 T-Systems ジャパン株式会社	○	○	
32 東日本電信電話株式会社	○	○	○
33 西日本電信電話株式会社	○	○	○

 : 修正箇所

特設公衆電話に係わる費用の負担方法に係わる事業者間協議スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>26日</p> <p>「案内文の発出・意見照会</p>	<p>16日</p> <p>(受領後速やかに関係事業者様に共有) 各事業者様からの意見提出</p> <p>28日</p> <p>1</p> <p>協議対象事項の意識あわせ</p>	<p>11日</p> <p>2</p> <p>協議対象事項と各事項の方向性の決定</p> <p>(各社にて調整)</p> <p>25日</p> <p>3</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ①</p> <p>(必要に応じて関係事業者を拡大)</p>	<p>22日</p> <p>4</p> <p>関連事業者での議論・方向感のすり合わせ②</p>	<p>28日</p> <p>5</p> <p>検討結果の集約</p>	<p>中下旬</p> <p>6</p> <p>検討結果の取り纏め</p> <p>~10日</p> <p>報告書案に対する意見</p>

末負担方法検討結果の総務省報告・公表

第5回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成25年8月28日（水）13:30～15:50

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QTN（QTN）、ケイオプティコム（KOPT）、KDDI、KVH、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクBB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、TOHKnet（TOH）、フュージョン（FCC）、ZIPテレコム（ZIP）、UCOM、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 報告書（案）及び費用負担方法へのご意見

<結論>

- ・
- ・ 本日の議論を踏まえ、各社において案3による費用負担方法に対する意見を9/10までに報告いただく。
- ・ 頂いたご意見と本日の議論を踏まえ、速やかにNTT東西が報告書（案）を修正し、意見照会を行う。意見照会の結果は、次回協議で提示する。次回協議は、9/10以降、速やかに実施する。

<主な対応模様>

（冒頭）

N: これまでの4回の協議を踏まえて、今回、報告書の案を提示させていただく。本日は、当社としても結論の方向性を提示させていただくので、ご議論をいただいたうえで、次回の協議において報告書を確定させたいと考えている。内容のご説明に入る前に総務省の人事異動があったので、ご挨拶をいただきたい。

総務省: 今回の協議は、東日本大震災の経験を踏まえ、将来の災害にどのように備えるかを通信業界全体で議論して頂いているものであり、非常に意義の深いものである。事業者間で有意義かつ建設的な議論をして頂き、報告書のとりまとめをお願いしたい。冒頭に総務省から2点申し上げたい。1点目は、この合同協議の趣旨について、繰り返しになり恐縮ではあるが、改めて御説明したい。この協議は、平成25年度接続約款変更認可に係る審議会答申の中で、御注文を頂いた

ことが発端となっている。答申を受け、総務省からNTT東西に対し、資料のとおり、「特設公衆電話に係る費用について、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみには転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討」するよう要請させて頂いた。したがって、まずは、公衆電話接続料として事業者間負担をする案1以外の案を中心に御議論いただき、平成26年度接続料に係る接続約款変更認可申請に適用できるような報告書をまとめて頂くことが我々の期待するところである。現段階では案1以外では案3への賛同意見が多い状況だと伺っているので、現実的に採用し得るオプションの一つなのかもしれないが、例えばこの案3を取り上げてみると、単に誰がどのように負担をするかという計算方法、按分の計算式のみを御議論頂くのではなく、例えば、NTT東西が確実に当該費用を回収するための方法、紛争が生じた場合の対処方法など費用負担を確実にするための方策についても、課題を洗い出した上で議論をお願いしたい。すなわち、負担の割合だけでなく、どのようなスキームでそれを実現するのかという点も、先ほど御紹介した要請文書で検討を要請している「負担の方法」に当然含まれると考えているので、それらも含め御議論頂きたい。2点目は、これも繰り返しになり大変恐縮ではあるが、地方自治体等による負担について申し上げたい。特設公衆電話については、震災直後に電気通信事業者の参加も得て開催した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、配布資料のとおり、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」としてアクションプラン化されたものであり、かつ、現時点でこの決定を修正する特段の事情もないことから、事業者等が中心に御検討頂いているものと認識している。また、特設公衆電話に係る費用を、「設置に係る費用」「アクセス回線の維持コスト」「通話に係るコスト」の3つに区分した場合、「設置に係る費用」のうち、設置工事費用についてはNTT東西が負担しているものの、屋内配管及び電話機については、地方自治体等の施設管理者が負担していると聞いている。この合同協議では、特設公衆電話に係る費用全体のうち「アクセス回線の維持コスト」のみについて、事業者間でどのように負担をすべきかを議論して頂いているものであり、費用全体を事業者間で負担することを議論しているわけではないことを、重ねてご理解頂きたい。すなわち、くどくて恐縮であるが、事業者等が中心となって取り組むべき事項という整理があるものの、既に地方自治体等が一部の費用を負担しているものであることをご認識頂ければ幸いである。したがって、地方自治体等が費用負担を行う可能性は現時点で低く、従来の整理どおり、事業者間で負担をするという前提に立って議論を進めて頂きたい。

(報告書(案)及び費用負担方法について)

NTT東西より報告書の目次に沿って、各項目の内容を説明し、関係事業者間での負担については、これまでの各社意見を踏まえ、NTT東西より新たに案3を一部修正した「案3'」を提案。

N:今日の議論では、先程の総務省殿からのコメントも踏まえた上で、案1以外の方法による事業者間でのコスト負担方法について結論を出していきたいと考えている。9月末には報告書を作成するという意識も意識してご意見をいただきたいと考えている。

まず、今回「案3'」を提案した背景を説明させていただく。これまでの協議において、事業者様より「案3をとった場合、選択中継や国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電

気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間での負担の公平性が担保されない」という課題が提起された。「案3」の弱点として提起された課題を解消することを目的として、今回、「案3」により、選択中継事業者や国際電話事業者等にも応分負担いただけるよう提案させていただいたところ。ただし、NTTとしては、必ずしも「案3」にこだわっているわけではなく、「案3」のままでかまわない。時間も限られているため、今日の協議で、「案3」又は「案3」のどちらか一方に案を絞り込んだ上で、次回の協議までに賛否を表明いただくという形をとりたい。参考まで申し上げますと、NTT東西のPSTN・公衆電話の番号数が全番号数に占める割合は概ね14%弱であり、それをPSTN・公衆電話の発信トラフィックに係る利用者料金設定状況で按分することになるが、NTT東西とNTTコミュニケーションズの利用者料金設定呼が7割程度であるため、残り3割程度がその他の事業者で按分負担するイメージとなる。NTT東西のPSTN・公衆電話の番号数のウェイトを考えると、結果的には「案3」の番号数比とさほど変わらない割合になると考えている。

KOPT：報告書（案）の別紙4で各事業者の意見をまとめているが、ニュアンスが十分伝わらないことから、実際の報告書には各社が提出したオリジナルの意見を添付してほしい。また、報告書（案）7ページ目の「移動体の番号ポータビリティに係る網改造料の費用按分方法を参考に」という記載については、関係事業者間のみしか知りえない情報であることから削除してほしい。

N：各社にご提出いただいたオリジナルの意見については、最終的な報告書には添付する予定。この報告書は公表されることになるので、多少の修正であれば対応するのでご連絡いただきたい。7ページ目の内容を削除することについては了解した。

KOPT：「案3」について、トラフィックによる按分というのは実際に運用可能なのか。

N：NTT発信のトラフィックは事業者間精算を実施していることもあり把握しているので運用可能だ。

SBTM：我々の意見は、本来は国・自治体、又はユニバで負担すべきであるが、議論に時間を要することから暫定的な措置としてどのような負担方法にすべきかを議論してきていたつもりだった。番号数による按分については、元々反対していなかったが、今回の提案は、将来的にはユニバによる負担とすることを想定し、ユニバによる負担が実現するまでの暫定措置として「案3」を採用するという事なのか、それとも、事業者による負担を前提とし、案1、案2がNGだから「案3」を採用するという消去法的な考え方なのか。

N：NTTとしては、特設公衆電話を将来的にユニバに整理すべきという考え方は持っていない。今回の負担方法を提案した考え方は、特設公衆電話の受益者が誰なのかという点に着目したものである。特設公衆電話の受益者が誰かということを見ると、厳密には、携帯電話・IP電話・固定電話等を含めた全事業者の全トラフィックに応じて按分負担することが適当と考えるが、全事業者に係る全トラフィックデータを集約することは現実的には困難である。

また、これまでの協議では、我々自身も、特設公衆電話のコストが一定の範囲に収まっている間は、案1による費用負担をもう少し継続することも可能という認識を持っていたが、本日、総務省殿から冒頭にご発言があったように、平成25年度接続料申請時の要請の趣旨を踏まえると案1は採り難いということであれば、それ以外の方法を模索せざるを得ないということになる。しかも、冒頭にご発言があったように、事業者間協議においては、案1以外の方法による費用按分について結論を出すよう要請されているということも踏まえると、消去法的に見えてしまうか

もしれないが、今回、携帯電話・IP電話・固定電話等を含めた全事業者の全トラヒックに代替しうるものとして、「案3」を基本としつつ、これまでの事業者協議において、「案3」の弱点として指摘されてきた事項、具体的には、NTT東西のPSTN発の料金設定を担っている選択中継事業者や国際事業者にも一定の負担を求めるべきというご意見にも配慮して、「案3」を提示させていただいたものである。

SBTM：短期的には、電話番号数による按分でも問題ないと考えているが、中長期的にはユニバーサルサービスに該当するという整理を図る等の方向性があった上で、短期的な整理をすべきだと考えている。そうでないと、例えば、PSTNマイグレが進んだ、或いは、電話番号を持たない通信の増加等の環境変化が生じた場合等において、費用按分方法を見直した方がよい状況が生じても、いつ見直しを行えばよいかタイミングがわからなくなるのではないかと。費用負担方法に関して何かしらの根底の考え方がないと、長期的には問題が出てくるのではないかと。一度、制度を定めてしまうと変更は容易にはできない。負担方法を見直す必要が出てきた際、何をトリガーに見直しを行うのかについて拠り所となる考え方が必要なのではないかと。

N：一旦、事業者間で合意し、将来的に事情変更が発生した場合には、いずれの事業者からの要請に基づく場合であっても、費用負担方法の見直しに係る協議を開始することは可能であると考えている。また、ユニバーサルサービス基金の補填額負担の按分に用いられているパラメータが変更された場合には、実務的にもその数値を用いて按分し続けることができなくなる以上、補填額負担の按分方法の見直しをトリガーにして、特設公衆電話の方でも協議開始することが考えられる。

SBTM：中長期的にはユニバーサルサービスとして位置づけるべき等の方向性について、報告書に少しだけでも記載してほしいと考えている。

N：ユニバーサルサービスとして位置づけるべきという考え方は、今回の事業者協議では必ずしもコンセンサスが得られていないと思うので、そこまでは記載できないと思われる。

UCOM：「案3」について、STEP1で番号数比に按分したもののうち、NTT東西の電話番号数分をSTEP2において、NTT東西発信のトラヒックで按分するという理解で合っているか。

N：ひかり電話発信については、基本的にNTT料金設定となるのでトラヒック按分対象の番号数には含めていない。PSTN・公衆電話発信の場合は、NTT以外が料金設定をしているケースが多く、この部分を中継事業者や国際系事業者にも負担していただくことで、従前「案3」の課題として指摘されていた不公平感をなくすることが可能になるという点が、「案3」を提案させていただいた趣旨になる。

CTC：STEP1でもSTEP2でも移動体事業者が按分対象に含まれているのは何故か。

N：1番号あたりの発信トラヒックは同等であると仮定すると、一般的に発側が料金設定権を有しているため、各事業者の番号数で按分すれば、各事業者が料金設定しているトラヒックで按分しているということになると考えている。しかしながら、NTT東西のPSTN・公衆電話発信の場合は、NTT以外が料金設定をしているケースが多く、各事業者の料金設定しているトラヒックを反映していないということになるので、STEP2で再按分することにより、それを反映しようとしているという考え方である。厳密には、NTT東西のPSTN・公衆電話以外の電話から着信課金サービス等にかけた場合、発側が料金設定していないトラヒックが含まれるということになるが、それらは、どの番号でも同じように発生するし、規模的にも大きくないということと割り切っている。

SBM：STEP2で発信に着目しているのは、公衆電話には発信しかないことが理由なのか。

N：そういう考え方というよりは、どの事業者が各トラヒックの料金設定をしているかということに着目している。

SBM：料金設定という考え方となると、移動体発の国際通話は、国際事業者の料金設定となるので、整合性が取れないと考える。

N：移動体発信は大半が発側の料金設定だと考えていた。発側が料金設定していないトラヒックが相当の割合あるということか。

SBM：具体的なトラヒック量は把握していないが、元々「案3」の考え方に発着の概念は無く、特設公衆電話の受益者は、各事業者の電話サービスの利用者であるという点に着目している考え方と理解していた。

N：その点について考え方は合っているが、中継事業者や国際事業者の負担割合がトラヒック量と比較して少なくなるという課題が提起されていたので、その課題を解決する案として、「案3」を提示したところである。

SBM：検討の苦労は理解するが、移動体発で発側が料金設定していないトラヒックの扱いと整合性が取れないということでは、説明が困難であるように思う。

N：現行のユニバ制度と同様の考え方で、STEP1では売上高が10億円以下の事業者は按分対象に入れない割り切りを行いたいと考えている。トラヒック量にもよるのだろうが、STEP2でも移動体発信で他事業者が料金設定しているトラヒックは割り切ってしまうという案は採れないものか。

SBM：割り切るのは簡単でないかもしれない。

KDDI：特設公衆電話について、自治体の負担額と事業者の負担額では大きな差があると思うが、この点についてNTTとしてはどう考えているのか。

N：電話機や配管等の設置といった自治体の負担は一過性のものであるのに対し、アクセス回線の維持はランニングコストとして発生し続けることを考慮すると、特設公衆電話だけを捉えて見れば、事業者による負担が自治体による負担と比べて多くなっているのは事実。

しかしながら、これまでもお話してきたとおり、平成23年12月の「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方について」の最終取りまとめにおいて、特設公衆電話の設置については「事業者等が中心となって取り組むべき事項」と整理されていることを踏まえると、当該コストは事業者が負担すべきものであると理解している。

さらに言えば、以前、総務省殿から、国・自治体も避難所と自治体庁舎等との間の通信手段を確保するための費用等を既に負担しているとか、避難所に係る備蓄品等の資材等に係る費用等を負担しているという話もいただいており、特設公衆電話だけを捉えて議論するのではなく、災害対策における全体の役割分担を捉えて議論すれば、国・自治体の負担は必ずしも軽いものではないということになるのではないかと。

とはいえ、例えば、「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方」について改めて議論される機会があるなら、今回の事業者協議において、国・自治体による費用負担という案が提起されていた事実を踏まえつつ、必要に応じて、総務省殿にて再検討を行っていただくことになるのではないかと。

KDDI：一過性のコストとランニングコストでは負担額が大きく異なることを踏まえて、ご意見は出

させていただく。また、案1がNGという前提において、案2か案3のいずれかを検討するという議論のプロセスが必要だと考えるが、そのようなプロセスでの検討はしないのか。

N：ご意見としては理解する。以前の協議でも、将来的に案1がNGになったという前提を置いて、その場合、案2か案3のいずれがよいか、と問いかけさせていただいたが、あくまでも口頭での投げかけ止まりであり、文書等での意見確認を行っていなかったのは、ご指摘のとおりである。とはいえ、報告書のとりまとめまで、時間的余裕がないことも勘案いただき、「案3」を軸に賛否確認させていただけるとありがたい。

ドコモ：案1が採りえないのであれば、案2で割り切るという考え方もあるのではないかと。また、案3については、災害発生時に発信側の端末が利用できなくなるから特設公衆電話を利用するものであることを踏まえると、STEP1だけで完結するという考え方も採りうると考える。

N：ご意見の通り、STEP1で完結するという考え方も採りうると考えている。結論を出す必要があることを踏まえると、今回、案2、案3、「案3´」のいずれの案に賛同されるかについてご意見をいただき、ご意見の多い案でまとめる方向で調整を進めていくという手法もあると思われるが、各社のご意見はどうか。

UCOM：確認になるが、STEP2では、NTT東西のPSTN・公衆電話番号数である14%弱相当分のコストをトラヒック比で他事業者も含めて按分するということか。

N：その認識であっている。

ジューパー：特設公衆電話の利用には、災害時における安否を知らせるという目的が含まれていることを踏まえると、知らせる側である発信側だけでなく、安否情報を受け取る着信側にも受益があると考えられる。あらゆる人に受益があると考え、ユニバとして整理することも考えられる。ユニバをゴールにすれば、案3を支持するという考え方も示されているので、STEP2までいわずに、STEP1までで止めておく方が適切と考える。ただし、社内で議論する必要があるのも持ち帰って検討したい。

TTM：「案3´」における電話番号数は被災地のものに限定するのか。また、トラヒックについても、被災時のトラヒックなのか。

NTT：平時のトラヒックで負担するという考え方である。

KVH：案3であれば、自治体による負担を求めていく場合と比較して整理が進めやすいという認識。事前設置については数値を示してもらっているが、事後設置がどれくらいあるのか分からない。事業者の費用負担が過大になることを懸念しているが、どのくらいの規模になるか分かるようであれば教えてもらいたい。

N：事前設置の特設公衆電話の費用については、これまでお示ししているとおおり、17億円/年程度になると想定している。事後設置については、設置期間が災害発生・特設公衆設置後から数日やせいぜい数か月程度であるし、設置台数もさほど多くなるものではないので、事前設置で見込んで17億円/年から見ると、大きな金額にはならないと考えている。

KDDI：報告書（案）の7ページ目の最後に国・自治体による費用負担について記載しているが、ユニバ基金による負担については記載しないのか。

N：別紙4の通り、ユニバ基金による負担とすべきという意見は、国・自治体による負担とすべきという意見と比較して少ないことから、報告書（案）では特に触れなかった。別紙4では3社がユ

ユニバ基金による負担とすべきと整理されているが、ジュピターテレコムは「ユニバ基金のように広くあまねく負担」との意見であるので、必ずしもユニバ基金による負担とすべきとの意見ではないと考えている。フュージョンコミュニケーションズの意見の趣旨はいかがか。

FCC：意見を出した時点では、制度的にユニバ基金による負担とすべきという趣旨であった。

N：それであれば、報告書にも記載することを検討したい。

総務省：現行のユニバ基金制度は、国民生活に必要な不可欠なサービスについて、都市部での競争が進んだ結果、高コストなルーラルエリアにおいて低廉なサービス提供をする余力がなくなるという状況を避けることを目的としている。ユニバ基金の補填の対象に特設公衆電話を加えるとなると、現在のユニバ制度の枠組みを大きく変更しなければならない可能性がある。これまでのユニバ制度の見直しの議論においても、携帯電話やブロードバンドサービスをユニバとして位置付けるべきという議論もあったが、結果として現在の形に落ち着いているもの。仮に特設公衆電話をユニバとして位置付けるのであれば、制度の枠組みを広く議論した結果として、事業者の負担が大きなものになってしまう可能性があることも留意していただきたい。事業者の総意であるなら報告書の今後の方向性に記載することは適当だと思うが、これまで4回の議論を踏まえると、事業者の総意とまでは言い難い状況のように感じている。

N：事業者総意の意見としては記載できないというのは認識している。もし記載するのであれば、「ユニバ基金による負担とすべきという意見があった」程度の記載になると思う。

SBTM：「案3」を採用するのであれば、ユニバ基金による負担について言及しないのは難しいのではないか。当社としては、これまで、国・自治体による負担を見据えた暫定的な措置として費用負担方法を議論しているつもりで案1による負担を支持していたが、恒久的な措置となるのであれば議論は変わってくる。負担方法という各論の議論より、どのような考え方に基づいて、事業者全体で特設公衆電話のコストを負担するのかといった総論的な考え方が必要なのでは。

N：当社自身も当面は公衆電話接続料への影響も小さいので案1を採りうると考えていたが、冒頭に総務省殿からもご発言があった通り、審議会の要請の趣旨を踏まえ、案1が採り難いということであれば、別の方法でとりまとめを図るほかないと考えている。

SBTM：特設公衆電話の費用負担については、災害対策という性質を踏まえると、通信事業者全体で広くあまねく負担をすべきものと考えられるものであり、こうした観点に立った場合、ユニバ制度の負担方式に準拠した負担方法が適切だという考え方もあるのではないか。

N：了解した。案3については、特設公衆電話の便益を受けるユーザが幅広く存在することを踏まえ、多くの事業者で特設公衆電話を支えていくべきといった観点から、ユニバ制度の負担方式に準拠している考え方として支持が集まった旨を記載することとしたい。

KOPT：公衆電話接続料以外で事業者が負担することとなった場合に、激変緩和のための措置を取ることを考えているか。

N：現状での設置台数はまだ少なく、今後、徐々に設置台数が増加していくことを考えると、激変緩和措置を取らなくても影響は少ないと考える。出来ればシンプルな形で整理させていただきたい。

QTNET：「案3」における利用番号の定義を教えてください。

N：ユニバ基金における定義と同様である。データの把握方法についてはTCAと相談する必要があると考えている。

エボルブ：自治体負担が基本だと考えていたが、本日の案を持ち帰って検討することとしたい。

EA：持ち帰って検討させていただくが、各事業者の意見が割れた場合、どのような判断をするつもりなのか。

N：あと1回の合同協議の予定であったが、あと2回は協議しないと結論が出ないかもしれない。9/10に皆様の意見をいただいた直後に合同協議を実施したい。

CTC：事業者負担となった場合の事務処理を具体的に教えてほしい。

N：具体的には、費用負担方法が定まってから検討するが、各事業者と費用負担契約を締結することになると想定している。

CTC：平成28年度時点の特設公衆電話の設置台数見込みは提示していただいているが、負担額を想定したいので毎年度の設置見込みを教えてほしい。

N：精緻な数値にはならないかもしれないが、早期に提示させていただく。

KDDI：報告書の提出期限を考慮すると、新たに出てきた「案3'」を持ち帰って検討するのは得策ではないのではないか。議論を絞るためにも、「案1を採用できないとした場合、案3でも異論は無いか」という聞き方にしてみてはどうか。

N：「案3'」は案1と案3の折衷案的な位置づけで提示させていただいたもの。NTT東西としては、元々の案3でも問題ないと考えている。選択中継事業者等の扱いを「案3」の弱点として問題提起されていた事業者のご意見を伺いたい。

KOPT：「案3」は公平性の観点から課題であるという意見を出していたが、少なくとも、番号を持っている携帯事業者がNTT東西のPSTN分も一部費用負担すべきということまでは考えていなかった。また、問題提起したものの、その問題を必ず解決すべきという趣旨で申し上げた訳ではない。

ドコモ：公平性は担保すべきだが、案3とした場合でも、選択中継・国際の専業事業者以外は、既に一定の負担はしていることになる。そもそも案3の電気通信番号数比にしても一定程度の割り切りではあるので、それをさらに細かく分計するSTEP2までは不要と考える。

N：それでは、STEP1までの按分方法、つまり、当初の「案3」で意見照会を行いたい。

ドコモ：案2はあまり議論がなされていないにも関わらず、「費用負担にアンバランスが生じる」という報告書(案)の記載は馴染まないのではないか。

N：案2とした場合、移動体発移動体着などといったNTT東西のGC交換機を経由していないトラフィックが考慮されないことがアンバランスであるという趣旨あり、5社から意見が出たということに記載している。

ジュピター：最終的には国・自治体の負担という前提で、暫定的に案1～3のいずれにするかを検討していた事業者もいると思うが、事務局であるNTT東西としては、国・自治体による負担は不可能だと考えているのか。

N：我々が言うべき話ではないと思うが、事業者も参加し、平成23年12月にとりまとめられた「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方について最終とりまとめ」における整理を踏まえると、それが見直されない中では、国・自治体による負担に再整理することは困難だと考えている。将来的に見直しになる可能性はゼロではないと思うが、一旦決まったことであり、すぐには変更されることはないと考えている。結果的に、今回の事業者協議での負担方法が恒久的なものとな

らざるを得ないと考えるが、事情変更があるとして、按分方法の見直しについて協議され、事業者間で新たな合意が形成されれば、その合意に基づき費用按分方法を変更することは可能と考えている。

ジビター：4回目までの合同協議では、案1も採りうるものであるという前提で協議していたが、今回の協議では、案1は採り得ない方向になっている。前回までの議論との比較が難しい。

N：想定していたより時間的猶予が少なかったということ。ただし、合意ができなければ公衆電話接続料で負担いただくざるを得ないという考え方は報告書（案）にも記載しているとおりである。とはいえ、今回の要請を踏まえると審議会で許容されるかは疑問であり、何とか別案による合意形成を図っていきたいと考えている。

総務省：総務省からの要請事項について、議論を深めて頂き、ありがたく思う。案1については、法的に全く採り得ないということではないが、冒頭に申し上げたように審議会答申で一度御注文を頂いている。したがって、案1、案2、案3という並列な選択肢ではなく、まずは案1とは別の方法について、「公衆電話の利用者料金のみ転嫁されないように留意しつつ」、実現可能性も含め議論を尽くして頂くことが必要。仮に、それらの選択肢が実現不可能であることが判明した場合に、案1に立ち返ることも有りうるかもしれないが、本日の議論を拝聴していても案3の実現可能性は必ずしも否定されていないと感じた。また、仮に、議論がまとまらず案1に立ち返るにしても、審議会の宿題事項である「公衆電話の利用者料金のみ転嫁されないように」という点に関する答が必要となる。そのほか、オブザーバーの立場ではあるが3点申し上げたい。報告書（案）7ページ目に記載されている「関係事業者間での合意を図っていきたい」という記載については、「関係事業者間で合意した」という確定的なものになるように進めていただくことを期待している。また、案3または「案3¹」を採るのであれば、いつが期限かは議論をしなければならぬが、少なくとも平成26年度接続料認可申請の時までに、冒頭申し上げたどのようなスキームで費用負担を実現するのかという点を議論していただく必要がある。最後に瑣末なことではあるが、例えば、報告書（案）3ページ（2）における「特設公衆電話に係る費用負担」という表現については、本日の会議の冒頭に申し上げたとおり、特設公衆電話に係る費用全体ではなく、そのうちアクセス回線の維持コストのみが議論の対象となっていることが明確になるような修正が必要ではないかと考える。あくまでオブザーバーなので、反映するかどうかは皆様の議論次第であるということを理解したうえで申し上げさせていただきます。

N：報告書（案）については、本日の議論を踏まえて修正する。費用負担に係る事業者間契約の詳細な内容等、具体的な事務処理等に係る部分については、平行して検討を進め、当方から提案させていただくが、今回の協議のように事業者が集まっていただいて議論する必要は必ずしもないと考えているので、書面等での意見照会という形になると考えている。本日の協議を踏まえ、各事業者様には、「案1を採用できないとした場合、案3でも異論は無いか」ということを社内に持ち帰って確認を行っていただきたい。締め切りは9/10までとさせていただき、次回協議は9/10直後で設定したい。また、今回、参加されていない事業者へのアプローチについてはNTT東西に一任していただきたい。

特設公衆電話費用の負担方法について (第六回合同協議)

日時:平成25年10月11日(金)14:00~
場所:電気通信事業者協会会議室

議 事 次 第

1. 報告書について
 - ・H25.9月末の報告書
 - ・H25.10月目途に合意出来なかった場合の報告書(案)
2. 費用負担方法(案1と案3の折衷案)について
3. その他

【配布資料】

- 【資料1】 H25.9月末の報告書
- 【資料2】 H25.10月目途に合意出来なかった場合の報告書(案)
- 【資料3】 費用負担方法 案4(案1と案3の折衷案)
- 【資料4】 費用負担方法 案4について賛否の状況
- 【資料5】 第5回合同協議議事録

《参考資料》

- (参考1)費用負担方法(案3)に対する各事業者様のご意見
- (参考2)事業者間で負担する方法について賛否の状況(前回協議資料の修正)

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成 25 年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成 25 年 6 月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示

するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成25年5月より、関係事業者との間で、計5回の協議及び計4回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成25年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループ殿より、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A)国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B)大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員100名あたり1台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、別紙1を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。

ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。（関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、別紙2を参照）

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成 25 年度接続料において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者 13 社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めた結果、関係事業者間で負担する方法として、複数のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラフィックに係る接続料を負担している事業者 4 社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者 3 社、及びその両方に該当する事業者 10 社の計 17 社にも合同協議の対象に加わっていただき、議論を進めました。

② 現在の協議状況について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担についても議論を行ったほか、事業者間で負担する方法について、ご意見を求め、具体的な提案をいただき、それら提案について、事業者間で協議を重ねてきましたが、

現時点において、全ての関係事業者間での合意には至っておりません。

全ての関係事業者の合意取得に向けて、引き続き、協議を重ねていく考えであり、当該協議の状況については、平成25年10月末日途で、改めて報告させていただく考えです。

【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設※ ¹ のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

3. 事前設置見込(H28年度末)※²

24,500箇所、50,000台

※¹ 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※² これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

別紙2

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方 ※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置の考えに賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン) ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom) ・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ) ・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME) ・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI) 	
過度な設置とらないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ) ・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTT ぷらら) ・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ) ・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC) ・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT) ・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI) 	<p>・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。</p> <p>なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。</p> <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p>
利用者が混乱しないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM) ・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom) 	<p>・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一した考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。</p> <p>・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです³</p>

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>設置台数やコストを開示すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区分別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT) ・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信) ・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI) ・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A.避難所」と「B.都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。 「A.避難所」 東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込) 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込) 「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」 東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込) 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込) ・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト:約1,700円/月、H23年度実績) ・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
<p>事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
<p>平常時は休止扱いとしコストを削減すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められてものであることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。 4

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書(案)

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成25年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え

方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成25年5月より、関係事業者との間で、計5回の協議及び計4回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成25年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループ殿より、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後に議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A)国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B)大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員100名あたり1台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものとならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、[資料別紙1-2](#)を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に

情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。（関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、[資料1-2別紙2](#)を参照）

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成25年度接続料において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者13社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めました。

その結果、関係事業者間で負担する方法として、

- ・既に認可を得ている公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する案に賛同するご意見

に加え、

- ・端末系交換機を経由するトラフィック比により、当該トラフィックに係る通話の料金設定事業者が負担する案
- ・電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する案

のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラフィックに係る接続料を負担している事業者4社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者3社、及びその両方に該当する事業者10社の計17社にも合同協議の対象に加わっていた

だき、議論を進めました。

② 各社のご意見について

i. 国や自治体による負担について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対してご意見を求めてきました。

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、以下の観点から、本来的には国や自治体による負担が望ましいというご意見が10社より提示されました。

- ・災害時における被災者の通信確保は、本来的には、国や自治体による防災対策として対処すべきものであること
- ・災害等発生時に特設公衆電話が利用できることとなるのは、被災する可能性がある全国民であること

一方で、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されてから間もないことに加え、以下の観点から、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体に求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が4社より提示されました。

- ・災害等緊急時における通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えられること
- ・特設公衆電話の設置にあたって電話機及び配管コストは基本的に自治体負担となっているところであり、災害等発生時には国や自治体と通信事業者が協力して対応する必要があると考えられること

なお、ソフトバンクグループ殿の求めに応じてNTT東西が実施した「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング」において、ヒアリングに協力していた自治体から、「災害等発生時に備えた対応は、国や自治体と通信事業者が協力して実施することが適切であり、電話機や配管コストは自治体が負担し、アクセス回線については通信事業者に協力していただくことで、お互いに分担して災害等に対応していきたい。」等のご意見をいただきました。

(「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果」(別紙³))

ii. ユニバーサルサービス基金による負担について

ユニバーサルサービス基金による負担については、以下の観点から、3社より賛同のご意見が提示されました。

- ・特設公衆電話に係る費用は、広くあまねく負担を求めることが適切であること
- ・既に第一種公衆電話がユニバーサルサービス基金の補てんを受けている事実との整合がとれること

一方で、災害時の通信の確保をユニバーサルサービスに位置付けるためには、事業者間で議論するだけでなく、広く国民全体で議論する必要があるという観点から、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に負担を求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が2社より提示されました。

iii. 事業者間で負担する方法について

i. ii.における議論において、少なくとも当面の間は、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、電気通信事業者が負担せざるを得ないということで認識が一致したことを受けて、第一回合同協議から、第四回合同協議まで、各社に対して事業者間で負担する方法について、ご意見を求めてきましたが、案としては、

(案1) 現行の公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法に加え、

(案2) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえ、端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法

(案3) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する方法

の提案をいただきました。

各案に対し、主には、以下のご意見をいただきました。なお、各案の特徴等の比較は別紙●5、各社のご意見の詳細は別紙参考資料26のとおりです。

なお、NTT東西は、賛同及び反対の社数にはカウントしていません。

(案1) 公衆電話接続料による負担

特設公衆電話は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同等であるという点等で、本案

には10社から賛同意見がありました。ただし、このうち9社は、今後の負担方法が国や自治体等による負担に移行することを前提に、短期的には現行の公衆電話接続料による負担が適切であるというご意見でした。一方で、災害時の通話のための費用を、平時における公衆電話トラフィックに応じて負担することは、受益者と負担者が一致しないという点で、3社から反対意見がありました。

(案2) 端末系交換機を利用するトラフィックによる負担

案2以外の方法では自らが費用を負担できないとして、1社から賛同意見をいただいた一方で、案1と同様、災害時の通話のための費用を、平時における通話トラフィックに応じて負担することは、特設公衆電話が代替する災害時の通話形態と端末系交換機を経由するトラフィックの構成が一致せず、結果として費用負担にアンバランスが生じるという点で、5社から反対意見がありました。

(案3) 電気通信番号数比での按分による負担

災害時の通話確保に係る費用について、電気通信事業者全体で公平に負担するという点や、将来的にユニバーサルサービス基金に移行するという前提に立った場合には、基金の負担と同様、電気通信番号数による負担が適切であるという点で、6社から賛同意見がありました。一方で、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点で、4社から反対意見がありました。

(帰宅困難者対策として設置される場合は案1 避難所に設置される場合は案3の按分による負担折衷案)

NTT東西から提示された特設公衆電話の設置の考え方を踏まえると、避難所に設置される場合と帰宅困難者対策として設置される場合では、性質が異なると考えることができる点に着目し、前者は案3による負担、後者は案1による負担とすることが適切であるというご意見が、1社からありました。

③ 関係事業者からのご意見等を踏まえた今後の方向性

今回の事業者間協議においては、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、将来的には国や自治体による負担や、ユニバーサルサービス基金による負担が適切であるとするご意見もありましたが、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されていることや、自治体等が配管や電話機のコストを既に負担していること等を踏まえると、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担を、国や自治体に求めていくことや、特設公衆電話をユニバーサル

サービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に求めていくことは、俄かには困難であるということで認識が一致しました。

こうしたことから、将来的に国において災害対策の在り方等について改めて議論が行われ、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方」における特設公衆電話の取り扱いが見直されない限りは、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については関係事業者間で負担することで合意することができました。

次に、具体的な関係事業者間の負担方法については、短期的には現行の公衆電話接続料による負担が適切であるというご意見があったものの、平成 25 年度の接続料金の認可に係る審議会答申の趣旨を踏まえ、それ以外の負担方法を模索した結果、

- ・特設公衆電話は、災害発生時における最低限の通話を確保するために設置されるものであり、できるだけ多くの事業者により支えていくことが適切であると考えられることから、ユニバーサルサービス基金の費用負担方法に準ずる形での負担方法が適切であると考えられること
- ・特設公衆電話によって便益を受けるユーザは、平時において携帯電話、IP電話、固定電話等を利用しているユーザであることに着目すれば、平時の音声通話に係る全てのトラフィックに応じて按分負担するという考え方をとることは合理的であるが、運用の簡便性の観点も踏まえると、こうした考え方に最も近似し、かつ、既にユニバーサルサービス基金で運用実績のある、各事業者の利用番号数比で費用按分する方法が適切であると考えられること
- ・「特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、国や自治体が負担することが望ましい」とするご意見や「特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けて、ユニバーサルサービス基金で負担することが望ましい」とするご意見が、多くの事業者から示されたことを踏まえ、将来、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方」に係る議論が改めて行われ、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」とされていた特設公衆電話の設置が「国等が中心となり取り組むべき事項」と整理された場合には、その費用は国や自治体が負担することになる可能性があるものと考えられる。また、ユニバーサルサービスの対象が見直され、特設公衆電話がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、その費用はユニバーサルサービス基金で負担することになるものと考えられる。このように、国・自治体による費用負担やユニバーサルサービス基金による費用負担への移行の可能性を踏まえれば、補助によって特設公衆電話を支えるという考え方に、より親和性が高い考え方に基づく負担方法を選択することが適切であると考えられること

という観点から、案3による負担方法とすることについては、一定の合理性があるとして、多くの事業者から一定の理解が得られたものの、一方では、同案を採用した場合、公衆電話のトラフィック見合いで費用負担してきた案1と比べると、一部

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

の事業者の費用負担が大きく変動することになってしま~~う~~等の課題が提起され、案3による負担方法では費用を負担できないとの反対意見も受けました。(各社のご意見につきましては、参考1のとおりです)うとの課題が提起されました。

以上を踏まえ、関係事業者間での協議を更に進め、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の半分を公衆電話のトラヒック見合で負担いただくとともに、残る半分の費用を案3の方法により負担いただく新たな案(資料3)が提案されたことを受けて、改めて関係事業者に合意(賛同事業者が多い場合には、受け入れ)の可否を確認したところ、大半の事業者からは合意する旨の意思表示(賛同事業者が多い場合には、受け入れる旨の意思表示を含む。関係事業者で合意した場合であっても、合意事業者のうち1以上の事業者が費用負担方法の再見直しについて協議したい旨を要望したときは、関係事業者間で改めて協議することを前提とする旨の意思表示を含む。)をいただいたものの、現時点において、一部の事業者5社(ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、イー・アクセス株式会社)から合意できない旨の意思表示(賛同事業者が多い場合には、受け入れる旨の意思表示)をいただ~~い~~けて~~い~~る~~な~~い状況にあります~~が~~。(各社の賛同状況は資料4)

~~このため、全ての関係事業者の合意取得に向けて、引き続き、協議を重ねていく考えです。です。あり、当該協議の状況については、平成25年10月末日途で、改めて報告させていただく考えです。なお、本報告書の公表については、平成25年10月末日途で、改めて報告させていただくものをもって対応させていただく考えです。~~

なお、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の一部を公衆電話のトラヒック見合で負担いただくことにした場合、それを原因とした公衆電話の利用者料金の値上げが懸念される旨、審議会答申においてご指摘いただ~~い~~て~~い~~ますが、今回の新たな案において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の半分を公衆電話のトラヒック見合で負担いただくとともに、残る半分の費用を案3の方法により負担いただくことにより、公衆電話の利用者料金に~~直接~~及び~~び~~う~~る~~影響を軽減することが可能になるものと考えております。また、公衆電話の利用者料金設定事業者においても、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の一部を公衆電話のトラヒック見合で負担することになったとしても、それだけを理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることは、当該審議会答申の趣旨に反していることは理解されているところ~~です~~。

また、審議会答申において検討対象外とされているものの、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、国や自治体が負担すべき、或いは、ユニバ

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

ーサルサービスと位置付けた上でユニバーサルサービス基金で負担すべきとするご意見が多く事業者から示されたことを踏まえ、今後、国において、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について幅広い議論が行われる際には、総務省等において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体による費用負担、或いは、ユニバーサルサービス基金による費用負担とすることについても、改めてご議論いただきたいと思います。

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の事業者間での負担方法の比較

	案1	案2	案3	案4 (案1と案3の折衷案)
課金単位	公衆電話トラヒック1秒当たり	加入者交換機経由トラヒック 1秒当たり	電気通信番号1番号当たり	公衆電話トラヒック1秒当たり 及び 電気通信番号1番号当たり
算定方式	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{加入者交換機経由トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$	$\frac{\text{単金1} = \text{原価} \times 0.5}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$ $\frac{\text{単金2} = \text{原価} \times 0.5}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$

(※) 交付金及び負担金算定等規則第24条に規定する方法で算定した収益の額が10億円を超える事業者の総務大臣に指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与されている電気通信番号の合計

費用負担方法 案4(案1、案3の折衷案)について賛否の状況

合同協議対象事業者名	案4(案1、案3の折衷案)に対する回答			
	賛同	賛同多数ならば受入可	受入不可	無回答
NTTコミュニケーションズ株式会社	○			
九州通信ネットワーク株式会社	○			
株式会社UCOM	○			
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	○			
株式会社NTTぷらら	○			
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	○			
ベライゾンジャパン合同会社	○			
アイテック阪急阪神株式会社	○			
株式会社NTTPCコミュニケーションズ	○			
JCOMグループ	○			
株式会社STNet		○		
中部テレコミュニケーション株式会社		○		
東北インテリジェント通信株式会社		○		
株式会社ケイ・オブティコム		○		
ブラステル株式会社	○			
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		○		
KDDI株式会社		○		
沖縄セルラー電話株式会社		○		
株式会社ウィルコム			○	
イー・アクセス株式会社			○	
ソフトバンクテレコム株式会社			○	
ソフトバンクBB株式会社			○	
ソフトバンクモバイル株式会社			○	
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社				○
KVH株式会社	○			
フリービット株式会社				○
株式会社アイ・ピー・エス	○			
T-Systems ジャパン株式会社	○			
東日本電信電話株式会社				
西日本電信電話株式会社				
合計	14社	7社	5社	2社

第5回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録（案）

1. 日時

平成25年8月28日（水）13:30～15:50

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTTドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QNet（QTN）、ケイオプティコム（KOPT）、KDDI、KVH、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクBB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、THOKnet（TOH）、フュージョン（FCC）、ZIPテレコム（ZIP）、UCOM、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 報告書（案）及び費用負担方法へのご意見

<結論>

- ・
- ・ 本日の議論を踏まえ、各社において案3による費用負担方法に対する意見を9/10までに報告いただく。
- ・ 頂いたご意見と本日の議論を踏まえ、速やかにNTT東西が報告書（案）を修正し、意見照会を行う。意見照会の結果は、次回協議で提示する。次回協議は、9/10以降、速やかに実施する。

<主な対応模様>

（冒頭）

N: これまでの4回の協議を踏まえて、今回、報告書の案を提示させていただく。本日は、当社としても結論の方向性を提示させていただくので、ご議論をいただいたうえで、次回の協議において報告書を確定させたいと考えている。内容のご説明に入る前に総務省の人事異動があったので、ご挨拶をいただきたい。

総務省: 今回の協議は、東日本大震災の経験を踏まえ、将来の災害にどのように備えるかを通信業界全体で議論して頂いているものであり、非常に意義の深いものである。事業者間で有意義かつ建設的な議論をして頂き、報告書のとりまとめをお願いしたい。冒頭に総務省から2点申し上げたい。1点目は、この合同協議の趣旨について、繰り返しになり恐縮ではあるが、改めて御説明したい。この協議は、平成25年度接続約款変更認可に係る審議会答申の中で、御注文を頂いた

ことが発端となっている。答申を受け、総務省からNTT東西に対し、資料のとおり、「特設公衆電話に係る費用について、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみには転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討」するよう要請させて頂いた。したがって、まずは、公衆電話接続料として事業者間負担をする案1以外の案を中心に御議論いただき、平成26年度接続料に係る接続約款変更認可申請に適用できるような報告書をまとめて頂くことが我々の期待するところである。現段階では案1以外では案3への賛同意見が多い状況だと伺っているので、現実的に採用し得るオプションの一つなのかもしれないが、例えばこの案3を取り上げてみると、単に誰がどのように負担をするかという計算方法、按分の計算式のみを御議論頂くのではなく、例えば、NTT東西が確実に当該費用を回収するための方法、紛争が生じた場合の対処方法など費用負担を確実にするための方策についても、課題を洗い出した上で議論をお願いしたい。すなわち、負担の割合だけでなく、どのようなスキームでそれを実現するのかという点も、先ほど御紹介した要請文書で検討を要請している「負担の方法」に当然含まれると考えているので、それらも含め御議論頂きたい。2点目は、これも繰り返しになり大変恐縮ではあるが、地方自治体等による負担について申し上げたい。特設公衆電話については、震災直後に電気通信事業者の参加も得て開催した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、配布資料のとおり、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」としてアクションプラン化されたものであり、かつ、現時点でこの決定を修正する特段の事情もないことから、事業者等が中心に御検討頂いているものと認識している。また、特設公衆電話に係る費用を、「設置に係る費用」「アクセス回線の維持コスト」「通話に係るコスト」の3つに区分した場合、「設置に係る費用」のうち、設置工事費用についてはNTT東西が負担しているものの、屋内配管及び電話機については、地方自治体等の施設管理者が負担していると聞いている。この合同協議では、特設公衆電話に係る費用全体のうち「アクセス回線の維持コスト」のみについて、事業者間でどのように負担をすべきかを議論して頂いているものであり、費用全体を事業者間で負担することを議論しているわけではないことを、重ねてご理解頂きたい。すなわち、くどくて恐縮であるが、事業者等が中心となって取り組むべき事項という整理があるものの、既に地方自治体等が一部の費用を負担しているものであることをご認識頂ければ幸いである。したがって、地方自治体等が費用負担を行う可能性は現時点で低く、従来の整理どおり、事業者間で負担をするという前提に立って議論を進めて頂きたい。

(報告書(案)及び費用負担方法について)

NTT東西より報告書の目次に沿って、各項目の内容を説明し、関係事業者間での負担については、これまでの各社意見を踏まえ、NTT東西より新たに案3を一部修正した「案3′」を提案。

N:今日の議論では、先程の総務省殿からのコメントも踏まえた上で、案1以外の方法による事業者間でのコスト負担方法について結論を出していきたいと考えている。9月末には報告書を作成するという意識も意識してご意見をいただきたいと考えている。

まず、今回「案3′」を提案した背景を説明させていただく。これまでの協議において、事業者様より「案3をとった場合、選択中継や国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電

気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間での負担の公平性が担保されない」という課題が提起された。「案3」の弱点として提起された課題を解消することを目的として、今回、「案3」により、選択中継事業者や国際電話事業者等にも応分負担いただけるよう提案させていただいたところ。ただし、NTTとしては、必ずしも「案3」にこだわっているわけではなく、「案3」のままでもかまわない。時間も限られているため、今日の協議で、「案3」又は「案3」のどちらか一方に案を絞り込んだ上で、次回の協議までに賛否を表明いただくという形をとりたい。参考まで申し上げますと、NTT東西のPSTN・公衆電話の番号数が全番号数に占める割合は概ね14%弱であり、それをPSTN・公衆電話の発信トラフィックに係る利用者料金設定状況で按分することになるが、NTT東西とNTTコミュニケーションズの利用者料金設定呼が7割程度であるため、残り3割程度がその他の事業者で按分負担するイメージとなる。NTT東西のPSTN・公衆電話の番号数のウェイトを考えると、結果的には「案3」の番号数比とさほど変わらない割合になると考えている。

KOPT：報告書（案）の別紙4で各事業者の意見をまとめているが、ニュアンスが十分伝わらないことから、実際の報告書には各社が提出したオリジナルの意見を添付してほしい。また、報告書（案）7ページ目の「移動体の番号ポータビリティに係る網改造料の費用按分方法を参考に」という記載については、関係事業者間のみしか知りえない情報であることから削除してほしい。

N：各社にご提出いただいたオリジナルの意見については、最終的な報告書には添付する予定。この報告書は公表されることになるので、多少の修正であれば対応するのでご連絡いただきたい。7ページ目の内容を削除することについては了解した。

KOPT：「案3」について、トラフィックによる按分というのは実際に運用可能なのか。

N：NTT発信のトラフィックは事業者間精算を実施していることもあり把握しているので運用可能だ。

SBTM：我々の意見は、本来は国・自治体、又はユニバで負担すべきであるが、議論に時間を要することから暫定的な措置としてどのような負担方法にすべきかを議論してきていたつもりだった。番号数による按分については、元々反対していなかったが、今回の提案は、将来的にはユニバによる負担とすることを想定し、ユニバによる負担が実現するまでの暫定措置として「案3」を採用するという事なのか、それとも、事業者による負担を前提とし、案1、案2がNGだから「案3」を採用するという消去法的な考え方なのか。

N：NTTとしては、特設公衆電話を将来的にユニバに整理すべきという考え方は持っていない。今回の負担方法を提案した考え方は、特設公衆電話の受益者が誰なのかという点に着目したものである。特設公衆電話の受益者が誰かということを見ると、厳密には、携帯電話・IP電話・固定電話等を含めた全事業者の全トラフィックに応じて按分負担することが適当と考えるが、全事業者に係る全トラフィックデータを集約することは現実的には困難である。

また、これまでの協議では、我々自身も、特設公衆電話のコストが一定の範囲に収まっている間は、案1による費用負担をもう少し継続することも可能という認識を持っていたが、本日、総務省殿から冒頭にご発言があったように、平成25年度接続料申請時の要請の趣旨を踏まえると案1は採り難いということであれば、それ以外の方法を模索せざるを得ないということになる。しかも、冒頭にご発言があったように、事業者間協議においては、案1以外の方法による費用按分について結論を出すよう要請されているということも踏まえると、消去法的に見えてしまうか

もしれないが、今回、携帯電話・IP電話・固定電話等を含めた全事業者の全トラヒックに代替しうるものとして、「案3」を基本としつつ、これまでの事業者協議において、「案3」の弱点として指摘されてきた事項、具体的には、NTT東西のPSTN発の料金設定を担っている選択中継事業者や国際事業者にも一定の負担を求めるべきというご意見にも配慮して、「案3」を提示させていただいたものである。

SBTM：短期的には、電話番号数による按分でも問題ないと考えているが、中長期的にはユニバーサルサービスに該当するという整理を図る等の方向性があった上で、短期的な整理をすべきだと考えている。そうでないと、例えば、PSTNマイグレが進んだ、或いは、電話番号を持たない通信の増加等の環境変化が生じた場合等において、費用按分方法を見直した方がよい状況が生じても、いつ見直しを行えばよいかタイミングがわからなくなるのではないかと。費用負担方法に関して何かしらの根底の考え方がないと、長期的には問題が出てくるのではないかと。一度、制度を定めてしまうと変更は容易にはできない。負担方法を見直す必要が出てきた際、何をトリガーに見直しを行うのかについて拠り所となる考え方が必要なのではないかと。

N：一旦、事業者間で合意し、将来的に事情変更が発生した場合には、いずれの事業者からの要請に基づく場合であっても、費用負担方法の見直しに係る協議を開始することは可能であると考えている。また、ユニバーサルサービス基金の補填額負担の按分に用いられているパラメータが変更された場合には、実務的にもその数値を用いて按分し続けることができなくなる以上、補填額負担の按分方法の見直しをトリガーにして、特設公衆電話の方でも協議開始することが考えられる。

SBTM：中長期的にはユニバーサルサービスとして位置づけるべき等の方向性について、報告書に少しだけでも記載してほしいと考えている。

N：ユニバーサルサービスとして位置づけるべきという考え方は、今回の事業者協議では必ずしもコンセンサスが得られていないと思うので、そこまでは記載できないと思われる。

UCOM：「案3」について、STEP1で番号数比に按分したもののうち、NTT東西の電話番号数分をSTEP2において、NTT東西発信のトラヒックで按分するという理解で合っているか。

N：ひかり電話発信については、基本的にNTT料金設定となるのでトラヒック按分対象の番号数には含めていない。PSTN・公衆電話発信の場合は、NTT以外が料金設定をしているケースが多く、この部分を中継事業者や国際系事業者にも負担していただくことで、従前「案3」の課題として指摘されていた不公平感をなくすることが可能になるという点が、「案3」を提案させていただいた趣旨になる。

CTC：STEP1でもSTEP2でも移動体事業者が按分対象に含まれているのは何故か。

N：1番号あたりの発信トラヒックは同等であると仮定すると、一般的に発側が料金設定権を有しているため、各事業者の番号数で按分すれば、各事業者が料金設定しているトラヒックで按分しているということになると考えている。しかしながら、NTT東西のPSTN・公衆電話発信の場合は、NTT以外が料金設定をしているケースが多く、各事業者の料金設定しているトラヒックを反映していないということになるので、STEP2で再按分することにより、それを反映しようとしているという考え方である。厳密には、NTT東西のPSTN・公衆電話以外の電話から着信課金サービス等にかけた場合、発側が料金設定していないトラヒックが含まれるということになるが、それらは、どの番号でも同じように発生するし、規模的にも大きくないということなので割り切っている。

SBM：STEP2で発信に着目しているのは、公衆電話には発信しかないと理由なのか。

N：そういう考え方というよりは、どの事業者が各トラヒックの料金設定をしているかということに着目している。

SBM：料金設定という考え方となると、移動体発の国際通話は、国際事業者の料金設定となるので、整合性が取れないと考える。

N：移動体発信は大半が発側の料金設定だと考えていた。発側が料金設定していないトラヒックが相当の割合あるということか。

SBM：具体的なトラヒック量は把握していないが、元々「案3」の考え方に発着の概念は無く、特設公衆電話の受益者は、各事業者の電話サービスの利用者であるという点に着目している考え方と理解していた。

N：その点について考え方は合っているが、中継事業者や国際事業者の負担割合がトラヒック量と比較して少なくなるという課題が提起されていたので、その課題を解決する案として、「案3」を提示したところである。

SBM：検討の苦労は理解するが、移動体発で発側が料金設定していないトラヒックの扱いと整合性が取れないということでは、説明が困難であるように思う。

N：現行のユニバ制度と同様の考え方で、STEP1では売上高が10億円以下の事業者は按分対象に入れない割り切りを行いたいと考えている。トラヒック量にもよるのだろうが、STEP2でも移動体発信で他事業者が料金設定しているトラヒックは割り切ってしまうという案は採れないものか。

SBM：割り切るのは簡単でないかもしれない。

KDDI：特設公衆電話について、自治体の負担額と事業者の負担額では大きな差があると思うが、この点についてNTTとしてはどう考えているのか。

N：電話機や配管等の設置といった自治体の負担は一過性のものであるのに対し、アクセス回線の維持はランニングコストとして発生し続けることを考慮すると、特設公衆電話だけを捉えて見れば、事業者による負担が自治体による負担と比べて多くなっているのは事実。

しかしながら、これまでもお話してきたとおり、平成23年12月の「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方について」の最終取りまとめにおいて、特設公衆電話の設置については「事業者等が中心となって取り組むべき事項」と整理されていることを踏まえると、当該コストは事業者が負担すべきものであると理解している。

さらに言えば、以前、総務省殿から、国・自治体も避難所と自治体庁舎等との間の通信手段を確保するための費用等を既に負担しているとか、避難所に係る備蓄品等の資材等に係る費用等を負担しているという話もいただいており、特設公衆電話だけを捉えて議論するのではなく、災害対策における全体の役割分担を捉えて議論すれば、国・自治体の負担は必ずしも軽いものではないということになるのではないかと。

とはいえ、例えば、「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方」について改めて議論される機会があるなら、今回の事業者協議において、国・自治体による費用負担という案が提起されていた事実を踏まえつつ、必要に応じて、総務省殿にて再検討を行っていただくことになるのではないかと。

KDDI：一過性のコストとランニングコストでは負担額が大きく異なることを踏まえて、ご意見は出

させていただく。また、案1がNGという前提において、案2か案3のいずれかを検討するという議論のプロセスが必要だと考えるが、そのようなプロセスでの検討はしないのか。

N：ご意見としては理解する。以前の協議でも、将来的に案1がNGになったという前提を置いて、その場合、案2か案3のいずれがよいか、と問いかけさせていただいたが、あくまでも口頭での投げかけ止まりであり、文書等での意見確認を行っていなかったのは、ご指摘のとおりである。とはいえ、報告書のとりまとめまで、時間的余裕がないことも勘案いただき、「案3」を軸に賛否確認させていただけるとありがたい。

ドコモ：案1が採りえないのであれば、案2で割り切るという考え方もあるのではないかと。また、案3については、災害発生時に発信側の端末が利用できなくなるから特設公衆電話を利用するものであることを踏まえると、STEP1だけで完結するという考え方も採りうると考える。

N：ご意見の通り、STEP1で完結するという考え方も採りうると考えている。結論を出す必要があることを踏まえると、今回、案2、案3、「案3´」のいずれの案に賛同されるかについてご意見をいただき、ご意見の多い案でまとめる方向で調整を進めていくという手法もあると思われるが、各社のご意見はどうか。

UCOM：確認になるが、STEP2では、NTT東西のPSTN・公衆電話番号数である14%弱相当分のコストをトラヒック比で他事業者も含めて按分するということか。

N：その認識であっている。

ジューパー：特設公衆電話の利用には、災害時における安否を知らせるという目的が含まれていることを踏まえると、知らせる側である発信側だけでなく、安否情報を受け取る着信側にも受益があると考えられる。あらゆる人に受益があると考え、ユニバとして整理することも考えられる。ユニバをゴールにすれば、案3を支持するという考え方も示されているので、STEP2までいわずに、STEP1までで止めておく方が適切と考える。ただし、社内で議論する必要があるので持ち帰って検討したい。

TTM：「案3´」における電話番号数は被災地のものに限定するのか。また、トラヒックについても、被災時のトラヒックなのか。

NTT：平時のトラヒックで負担するという考え方である。

KVH：案3であれば、自治体による負担を求めていく場合と比較して整理が進めやすいという認識。事前設置については数値を示してもらっているが、事後設置がどれくらいあるのか分からない。事業者の費用負担が過大になることを懸念しているが、どのくらいの規模になるか分かるようであれば教えてもらいたい。

N：事前設置の特設公衆電話の費用については、これまでお示ししているとおおり、17億円/年程度になると想定している。事後設置については、設置期間が災害発生・特設公衆設置後から数日やせいぜい数か月程度であるし、設置台数もさほど多くなるものではないので、事前設置で見込んで17億円/年から見ると、大きな金額にはならないと考えている。

KDDI：報告書（案）の7ページ目の最後に国・自治体による費用負担について記載しているが、ユニバ基金による負担については記載しないのか。

N：別紙4の通り、ユニバ基金による負担とすべきという意見は、国・自治体による負担とすべきという意見と比較して少ないことから、報告書（案）では特に触れなかった。別紙4では3社がユ

ユニバ基金による負担とすべきと整理されているが、ジュピターテレコムは「ユニバ基金のように広くあまねく負担」との意見であるので、必ずしもユニバ基金による負担とすべきとの意見ではないと考えている。フュージョンコミュニケーションズの意見の趣旨はいかがか。

FCC：意見を出した時点では、制度的にユニバ基金による負担とすべきという趣旨であった。

N：それであれば、報告書にも記載することを検討したい。

総務省：現行のユニバ基金制度は、国民生活に必要な不可欠なサービスについて、都市部での競争が進んだ結果、高コストなルーラルエリアにおいて低廉なサービス提供をする余力がなくなるという状況を避けることを目的としている。ユニバ基金の補填の対象に特設公衆電話を加えるとなると、現在のユニバ制度の枠組みを大きく変更しなければならない可能性がある。これまでのユニバ制度の見直しの議論においても、携帯電話やブロードバンドサービスをユニバとして位置付けるべきという議論もあったが、結果として現在の形に落ち着いているもの。仮に特設公衆電話をユニバとして位置付けるのであれば、制度の枠組みを広く議論した結果として、事業者の負担が大きなものになってしまう可能性があることも留意していただきたい。事業者の総意であるなら報告書の今後の方向性に記載することは適当だと思うが、これまで4回の議論を踏まえると、事業者の総意とまでは言い難い状況のように感じている。

N：事業者総意の意見としては記載できないというのは認識している。もし記載するのであれば、「ユニバ基金による負担とすべきという意見があった」程度の記載になると思う。

SBTM：「案3」を採用するのであれば、ユニバ基金による負担について言及しないのは難しいのではないか。当社としては、これまで、国・自治体による負担を見据えた暫定的な措置として費用負担方法を議論しているつもりで案1による負担を支持していたが、恒久的な措置となるのであれば議論は変わってくる。負担方法という各論の議論より、どのような考え方に基づいて、事業者全体で特設公衆電話のコストを負担するのかといった総論的な考え方が必要なのでは。

N：当社自身も当面は公衆電話接続料への影響も小さいので案1を採りうると考えていたが、冒頭に総務省殿からもご発言があった通り、審議会の要請の趣旨を踏まえ、案1が採り難いということであれば、別の方法でとりまとめを図るほかないと考えている。

SBTM：特設公衆電話の費用負担については、災害対策という性質を踏まえると、通信事業者全体で広くあまねく負担をすべきものと考えられるものであり、こうした観点に立った場合、ユニバ制度の負担方式に準拠した負担方法が適切だという考え方もあるのではないか。

N：了解した。案3については、特設公衆電話の便益を受けるユーザが幅広く存在することを踏まえ、多くの事業者で特設公衆電話を支えていくべきといった観点から、ユニバ制度の負担方式に準拠している考え方として支持が集まった旨を記載することとしたい。

KOPT：公衆電話接続料以外で事業者が負担することとなった場合に、激変緩和のための措置を取ることを考えているか。

N：現状での設置台数はまだ少なく、今後、徐々に設置台数が増加していくことを考えると、激変緩和措置を取らなくても影響は少ないと考える。出来ればシンプルな形で整理させていただきたい。

QTNET：「案3」における利用番号の定義を教えてください。

N：ユニバ基金における定義と同様である。データの把握方法についてはTCAと相談する必要があると考えている。

エボルブ：自治体負担が基本だと考えていたが、本日の案を持ち帰って検討することとしたい。

EA：持ち帰って検討させていただくが、各事業者の意見が割れた場合、どのような判断をするつもりなのか。

N：あと1回の合同協議の予定であったが、あと2回は協議しないと結論が出ないかもしれない。9/10に皆様の意見をいただいた直後に合同協議を実施したい。

CTC：事業者負担となった場合の事務処理を具体的に教えてほしい。

N：具体的には、費用負担方法が定まってから検討するが、各事業者と費用負担契約を締結することになると想定している。

CTC：平成28年度時点の特設公衆電話の設置台数見込みは提示していただいているが、負担額を想定したいので毎年度の設置見込みを教えてほしい。

N：精緻な数値にはならないかもしれないが、早期に提示させていただく。

KDDI：報告書の提出期限を考慮すると、新たに出てきた「案3'」を持ち帰って検討するのは得策ではないのではないか。議論を絞るためにも、「案1を採用できないとした場合、案3でも異論は無いか」という聞き方にしてみてはどうか。

N：「案3'」は案1と案3の折衷案的な位置づけで提示させていただいたもの。NTT東西としては、元々の案3でも問題ないと考えている。選択中継事業者等の扱いを「案3」の弱点として問題提起されていた事業者のご意見を伺いたい。

KOPT：「案3」は公平性の観点から課題であるという意見を出していたが、少なくとも、番号を持っている携帯事業者がNTT東西のPSTN分も一部費用負担すべきということまでは考えていなかった。また、問題提起したものの、その問題を必ず解決すべきという趣旨で申し上げた訳ではない。

ドコモ：公平性は担保すべきだが、案3とした場合でも、選択中継・国際の専業事業者以外は、既に一定の負担はしていることになる。そもそも案3の電気通信番号数比にしても一定程度の割り切りではあるので、それをさらに細かく分計するSTEP2までは不要と考える。

N：それでは、STEP1までの按分方法、つまり、当初の「案3」で意見照会を行いたい。

ドコモ：案2はあまり議論がなされていないにも関わらず、「費用負担にアンバランスが生じる」という報告書(案)の記載は馴染まないのではないか。

N：案2とした場合、移動体発移動体着などといったNTT東西のGC交換機を経由していないトラヒックが考慮されないことがアンバランスであるという趣旨あり、5社から意見が出たということに記載している。

ジュピター：最終的には国・自治体の負担という前提で、暫定的に案1～3のいずれにするかを検討していた事業者もいると思うが、事務局であるNTT東西としては、国・自治体による負担は不可能だと考えているのか。

N：我々が言うべき話ではないと思うが、事業者も参加し、平成23年12月にとりまとめられた「大規模災害緊急事態における通信確保のあり方について最終とりまとめ」における整理を踏まえると、それが見直されない中では、国・自治体による負担に再整理することは困難だと考えている。将来的に見直しになる可能性はゼロではないと思うが、一旦決まったことであり、すぐには変更されることはないと考えている。結果的に、今回の事業者協議での負担方法が恒久的なものとな

らざるを得ないと考えるが、事情変更があるとして、按分方法の見直しについて協議され、事業者間で新たな合意が形成されれば、その合意に基づき費用按分方法を変更することは可能と考えている。

ジビター：4回目までの合同協議では、案1も採りうるものであるという前提で協議していたが、今回の協議では、案1は採り得ない方向になっている。前回までの議論との比較が難しい。

N：想定していたより時間的猶予が少なかったということ。ただし、合意ができなければ公衆電話接続料で負担いただくざるを得ないという考え方は報告書（案）にも記載しているとおりである。とはいえ、今回の要請を踏まえると審議会で許容されるかは疑問であり、何とか別案による合意形成を図っていきたいと考えている。

総務省：総務省からの要請事項について、議論を深めて頂き、ありがたく思う。案1については、法的に全く採り得ないということではないが、冒頭に申し上げたように審議会答申で一度御注文を頂いている。したがって、案1、案2、案3という並列な選択肢ではなく、まずは案1とは別の方法について、「公衆電話の利用者料金のみ転嫁されないように留意しつつ」、実現可能性も含め議論を尽くして頂くことが必要。仮に、それらの選択肢が実現不可能であることが判明した場合に、案1に立ち返ることも有りうるかもしれないが、本日の議論を拝聴していても案3の実現可能性は必ずしも否定されていないと感じた。また、仮に、議論がまとまらず案1に立ち返るにしても、審議会の宿題事項である「公衆電話の利用者料金のみ転嫁されないように」という点に関する答が必要となる。そのほか、オブザーバーの立場ではあるが3点申し上げたい。報告書（案）7ページ目に記載されている「関係事業者間での合意を図っていきたい」という記載については、「関係事業者間で合意した」という確定的なものになるように進めていただくことを期待している。また、案3または「案3¹」を採るのであれば、いつが期限かは議論をしなければならぬが、少なくとも平成26年度接続料認可申請の時までに、冒頭申し上げたどのようなスキームで費用負担を実現するのかという点を議論していただく必要がある。最後に瑣末なことではあるが、例えば、報告書（案）3ページ（2）における「特設公衆電話に係る費用負担」という表現については、本日の会議の冒頭に申し上げたとおり、特設公衆電話に係る費用全体ではなく、そのうちアクセス回線の維持コストのみが議論の対象となっていることが明確になるような修正が必要ではないかと考える。あくまでオブザーバーなので、反映するかどうかは皆様の議論次第であるということを理解したうえで申し上げさせていただきます。

N：報告書（案）については、本日の議論を踏まえて修正する。費用負担に係る事業者間契約の詳細な内容等、具体的な事務処理等に係る部分については、平行して検討を進め、当方から提案させていただくが、今回の協議のように事業者が集まっていただいて議論する必要は必ずしもないと考えているので、書面等での意見照会という形になると考えている。本日の協議を踏まえ、各事業者様には、「案1を採用できないとした場合、案3でも異論は無いか」ということを社内に持ち帰って確認を行っていただきたい。締め切りは9/10までとさせていただき、次回協議は9/10直後で設定したい。また、今回、参加されていない事業者へのアプローチについてはNTT東西に一任していただきたい。

費用負担方法(案3)に対する各事業者様のご意見

合同協議対象事業者名	ユニバーサルサービス制度における負担金の負担対象となっている事業者	ご回答				
		賛同	賛同多数であれば受入可	受入不可	無回答	受入不可の場合の対案等
株式会社ウィルコム	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
株式会社STNet	○		○			
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	○	○				
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○				
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○			○		案2が妥当
株式会社NTTぷらら	○	○				
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	○	○				
九州通信ネットワーク株式会社	○	○				
KDDI株式会社	○			○		案2が妥当
KVH株式会社	○				○	回答日未定
株式会社ケイ・オブティコム	○	○				
イー・アクセス株式会社	○			○		案1で検討すべき
ソフトバンクテレコム株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクBB株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクモバイル株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
中部テレコミュニケーション株式会社	○	○				
東北インテリジェント通信株式会社	○	○				
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○				○	回答日未定
ベライゾンジャパン合同会社	○	○				H26.2撤退予定のため、対象外として欲しい
株式会社UCOM	○	○				
プラステル株式会社		○				
Zip Telecom株式会社		○				
株式会社アイ・ビー・エス						
株式会社関西コムネット						
東京テレメッセージ株式会社						
株式会社沖縄テレメッセージ						
アイテック阪急阪神株式会社	○	○				
株式会社エヌ・ティ・ティ・ビー・シー・コミュニケーションズ	○	○				
沖縄セルラー電話株式会社	○			○		案2が妥当
株式会社テクノロジーネットワークス(JCOMグループ)	○	○				
フリービット株式会社	○				○	回答日未定
T-Systems ジャパン株式会社						
東日本電信電話株式会社	○					
西日本電信電話株式会社	○					
合計	27社	10社	6社	8社	3社	

貴社名:株式会社 STNet

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用する)ことに合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”という理由だけで安易に採用することには強い疑問</u>を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を切り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「接続料答申」)という)において、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式(つまり案1)も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は「接続料による負担」であり、現行方式(案1)との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の(付加機能の)接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点(「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念)を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式(案1)の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということを意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案(案3)の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、(案1及び、)案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用する)ことに合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”という理由だけで安易に採用することには強い疑問</u>を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を拠り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「接続料答申」)という)において、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式(つまり案1)も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は“接続料による負担”であり、現行方式(案1)との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の(付加機能の)接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点(「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念)を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式(案1)の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということを意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案(案3)の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、(案1及び、)案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	受け入れ可能	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数を開示いただくことを条件に、「【案3】電気通信番号数比での按分による負担」を受け入れます。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
<p>弊社共といたしましては、特設公衆電話に係る費用については、設置の経緯を考えますと、各自治体の負担とするべきものと考えております。</p> <p>そのため、案3(電気通信番号数比での按分)については、弊社共本来の主張である将来の自治体負担への道筋からはかけ離れていることに加え、自治体負担とする代替案として、将来のユニバーサルサービス化を前提としていない現時点では、取り得る案ではないと考えております。</p>	<p>自治体負担の在り方が整理されるまでの暫定措置として、案1(公衆電話ACによる負担)を次善の案として支持して参りました。</p> <p>そのため今回整理される暫定措置案については、将来の自治体負担に結びつくような公平な事業者負担方法であるならば、弊社共といたしましては否定するものではありません。</p>

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

先日の合同協議を踏まえれば、案1以外の場合、いずれの案に賛同するかを回答すべきものと認識するところ、NTT東西殿ご提示の回答書式では、当社の意見を正確に反映できないことから、当該任意書式にて回答させていただく点ご了承いただきたい。

◆2013年8月28日の合同協議の場において総務省より、平成25年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会による答申書にて、「特設公衆電話に係る費用について、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討」するよう要請があったことを踏まえ、公衆電話接続料にて負担することは、公衆電話の利用者料金へ転嫁される懸念があることから、案1以外の案を中心に関係事業者間で議論して欲しい旨の発言があったものと認識するところ、以下の通り、費用負担方法について再度当社見解を示します。



◆当社は災害時に使用される特設公衆電話は公衆電話と同一の「利用形態」になるものと認識していることから、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、基本的には公衆電話の料金設定事業者が負担すべきと考え、案1（公衆電話接続料による負担）による費用負担方法が望ましいと考えます。

◆一方で、合同協議で議論されたように、公衆電話の利用者料金へ転嫁されないよう配慮し、広く薄く関係事業者間で費用負担するという考え方については、それ自体否定できないものと考えます。

◆この点、必ずしも特設公衆電話が端末の代替性を有しているとの考え方に直ちに賛同することは出来ませんが、限られた時間の中で仮に案1以外の負担方法について、いずれかの案を選択する必要があるのであれば、そもそも今回負担する費用はNTT東西殿の設備費用であることを踏まえ、当該設備を利用する接続事業者で当該費用を広く薄く負担する（GC交換機を経由するトラフィックで費用按分する）案2の方法による負担方法がより適切な費用負担方法であると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	<input type="radio"/>	【補足コメント】 ・接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
現時点で費用負担における議論がつくされていない認識であり、案3とすることについては賛同できません。	今後も案1を含めた議論をNTT東西殿及び事業者間にて進めるべきであると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	賛同 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

事業者間で負担する方法について(各案に対する関係事業者の賛同状況)

合同協議対象事業者名	事業者間で負担する方法				帰宅困難者対策として設置される場合は案1 避難所に設置される場合は案3
	案1	暫定措置	案2	案3	
株式会社ウィルコム	○	○			
株式会社STNet					
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー				○	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社				○	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○				
株式会社NTTぷらら				○	
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ					
九州通信ネットワーク株式会社				○	
KDDI株式会社	○	○			
KVH株式会社					
株式会社ケイ・オプティコム					○
イー・アクセス株式会社					
ソフトバンクテレコム株式会社	○	○			
ソフトバンクBB株式会社	○	○			
ソフトバンクモバイル株式会社	○	○			
中部テレコミュニケーション株式会社					
東北インテリジェント通信株式会社				○	
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	○			
ベライゾンジャパン合同会社					
株式会社UCOM	○	○			
プラステル株式会社	○	○			
Zip Telecom株式会社	○	○			
株式会社アイ・ピー・エス					
株式会社関西コムネット					
東京テレメッセージ株式会社			○		
株式会社沖縄テレメッセージ					
アイテック阪急阪神株式会社					
株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ					
沖縄セルラー電話株式会社					
ジュピターテレコムグループ				○	
フリービット株式会社					
T-Systems ジャパン株式会社				○	
東日本電信電話株式会社					
西日本電信電話株式会社					
合計(各案に対する賛成事業者数)	10社	9社	1社	7社	1社

第6回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成 25 年 10 月 11 日（金）14:00～15:00

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTT-ME、NTT ドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QNet（QTN）、ケイオプティコム(KOPT)、KDDI、au、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンク BB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、TOHKnet（TOH）、フュージョン（FCC）、STnet（ST）、ZIP テレコム（ZIP）、UCOM、NTT 東日本（N）、NTT 西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 報告書について
2. 費用負担方法（案1と案3の折衷案）について

<結論>

- ・ 費用負担方法（案4）が提案されるに至った経緯等をNTT 東西から各事業者に提示。
- ・ 資料3について、各案の単価を追記したものを各事業者に提示。
- ・ 本日の議論を踏まえ、各事業者は費用負担方法（案4）の受入可否に関する意見を10/18（金）迄にNTT 東西に提示。
- ・ 各事業者から提示された意見を踏まえ、10月第4週もしくは最終週に再度、協議を開催予定。

<主な対応模様>

（冒頭）NTT 東西より、H25 年 9 月末の報告書の内容について、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込については合意が得られたこと、事業者間で負担する方法については、9 月末では合意ができず、10 月末を目途に報告するとした点を中心に説明し、あわせて、案3での合意が得られなかった過程において、案1と案3の折衷案である案4について提案があったこと、及び関係事業者に事務レベルで本提案に関する照会を行ったことを資料3及び資料4を用いて説明。

FCC:資料4では「無回答」となっているが、案4について照会された認識はない。

N: 全社に照会させていただいたように認識しているが、個別に確認させていただく。

（確認した結果、FCC へ照会が漏れていたことを確認）

eA：資料4で「不賛同」となっているが照会された認識はない。今後は個別に照会してほしい。

N：了解。

N：案1と案3をハイブリッドで組み合わせた案4に対する御意見を書面で10/18（金）迄にいただきたい。意見照会用のフォーマットを早急にお送りする。

D：案1と案3をハイブリッドで組み合わせた考え方を示してほしい。様々な選択肢がある中で、今回の案を採用した考え方や経緯を説明した資料があれば、社内で説明しやすい。

N：案4はそもそもNTT東西から提示した案ではないので、NTT東西の考えとして説明することは難しいが、案1に代わる案として、案2と案3が提案されたが合意に至らず、折衷案としての案4が提案されたという経緯等を記載することは可能と思われる。ただし、案1と案3の加重割合を50%とした部分については、両案ともに一定の理屈があるとされていたので、2案の折半としたというくらいしか理屈がない。

D：その程度でも構わない。

St：費用に関する考え方については、案4であれば社内で調整することができると思うが、実際に案4を採用した場合における具体的な精算方法についても考え方を示してほしい。

N：H23年度の特設公衆電話のコストについては、H25年度の公衆電話接続料で負担していただいているが、来年度以降の費用負担について大枠の部分を議論させていただいているところ。NTT東西の中では、具体的な精算方法もある程度考えてはいるものの、大枠が決定しないまま提示しても意味がないと考えている。大枠が決定次第、速やかに意見照会させていただきたい。

St：了解。

N：今回、最終的に事業者間で合意できなかった場合の報告書案を提示させていただいているが、半年近く関係事業者間で議論させていただき、全社合意まで後一步というところに来ているものと認識。各事業者が様々なご意見をお持ちであった中、それぞれが譲歩して歩み寄ることで、合意形成に向けての調整が進んできている。協議事務局を務めてきた立場としては、折角ここまで議論を重ねてきた以上、案4で収束させていきたいと考えている。あわせて、事務局の不手際で、案4の事前照会が漏れてしまった事業者様があった点については、お詫びさせていただきたい。現時点、案4は受入不可とされているソフトバンク様についても、引き続き、社内で調整を進めていただいているところであり、案4で合意できる可能性はまだ残っていると考えている。他の事業者様についても、事前照会が漏れていた事業者様を除き、窓口のご担当の方々からは、案4であれば概ね受入可能という感触をお示しいただいているところであるが、案4の受入可否について会社回答をお示しさせていただきたいと考えている。

T T M：資料3について、各案の単価を入れたものを共有していただきたい。

N：了解。

総務省：御議論いただき、また社内を調整いただき感謝している。特設公衆電話の費用の在り方について、本来は9月末に報告期限を設定していたが、なかなか各社の考えがまとまらず、10月末に期限を延長せざるを得なかったのは大変遺憾ではあったが、期限に向けて引き続き議論・調整をお願いしたい。総務省の中では、10月末の報告期限を更に延長することはあり得ないだろうという声が大変強いので、その点をお含みいただき、10月末までに結論が出るようなスケジュール感で協議を進めていただきたい。

N: 今後は10月18日(金)までに案4の受入可否について各社ご意見をお示しいただくこととし、その内容を踏まえ、10月第4週もしくは最終週に再度協議を開催し、最終報告書を取り纏めていけるよう進めていきたい。

以上

関係事業者様限り

平成25年10月28日
N T T 東 日 本
N T T 西 日 本

特設公衆電話費用の負担方法について (第七回合同協議)

日時:平成25年10月28日(金)15:00~
場所:ベルサール西新宿 ルーム4会議室

議 事 次 第

1. 報告書(案)について
2. その他

【配布資料】

【資料1】 報告書(案)

【資料2】 第6回合同協議議事録

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書案 構成

○報告書案の目次

1. 本検討の背景

- (1) 特設公衆電話について
- (2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

2. 本協議における検討結果について

- (1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について
 - ① NTT東西から関係事業者に提示した考え方
 - ② 関係事業者からのご意見
 - ③ 特設公衆電話の設置の考え方に関する関係事業者との合意内容
- (2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方
 - ① 協議の実施状況について
 - ② 各社の意見について
 - i. 国や自治体による負担について
 - ii. ユニバーサルサービス基金による負担について
 - iii. 事業者間で負担する方法について
 - ③ 関係事業者間での協議結果を踏まえた今後の方向性

○報告書案の別紙・別添

- 〔別紙1-1、1-2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込〕
- 〔別紙2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方〕(事業者意見は別添1～3参照)
- 〔別紙3 特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果〕
- 〔別紙4 事業者間で負担する方法について〕(事業者意見は別添1～3参照)
- 〔別紙5 国、自治体等による負担に関するご意見とNTT東西の考え方・事業者間で負担する方法に関するご意見とNTT東西の考え方〕(事業者意見は別添1～3参照)
- 〔別紙6 費用負担方法 案3について賛否の状況〕(事業者意見は別添4参照)
- 〔別紙7 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の事業者間での負担方法の比較〕
- 〔別紙8 費用負担方法 案4(案1、案3の折衷案)について賛否の状況〕(事業者意見は別添5参照)

○参考資料

- ・情報通信行政・郵政行政審議会答申(関連箇所抜粋)
- ・合同協議資料(第1回～第7回)、及び議事録

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書(案)

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成25年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示

するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成25年5月より、関係事業者との間で、計7回の協議及び計5回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成25年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループ殿より、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A)国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B)大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員100名あたり1台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、別紙1を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。

ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。(関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、別紙2を参照)

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成25年度接続料において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者13社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めました。

その結果、関係事業者間で負担する方法として、

- ・既に認可を得ている公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する案に賛同するご意見

に加え、

- ・端末系交換機を経由するトラヒック比により、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する案
- ・電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する案

のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラヒックに係る接続料を負担している事業者4社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者3社、及びその両方に該当する事業者10社の計17社にも合同協議の対象に加わっていただき、議論を進めました。

② 各社のご意見について

i. 国や自治体による負担について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対してご意見を求めています。

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、以下の観点から、本来的には国や自治体による負担が望ましいというご意見が 10 社より提示されました。

- ・災害時における被災者の通信確保は、本来的には、国や自治体による防災対策として対処すべきものであること
- ・災害等発生時に特設公衆電話が利用できることになるのは、被災する可能性がある全国民であること

一方で、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011 年 12 月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されてから間もないことに加え、以下の観点から、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体に求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が 4 社より提示されました。

- ・災害等緊急時における通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えられること
- ・特設公衆電話の設置にあたって電話機及び配管コストは基本的に自治体負担となっているところであり、災害等発生時には国や自治体と通信事業者が協力して対応する必要があると考えられること

なお、ソフトバンクグループ殿の求めに応じてNTT東西が実施した「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング」において、ヒアリングに協力していただいた自治体から、「災害等発生時に備えた対応は、国や自治体と通信事業者が協力して実施することが適切であり、電話機や配管コストは自治体が負担し、アクセス回線については通信事業者に協力していただくことで、お互いに分担して災害等に対応していきたい。」等のご意見をいただきました。

(「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果」(別紙3))

ii. ユニバーサルサービス基金による負担について

ユニバーサルサービス基金による負担については、以下の観点から、3 社より賛

同のご意見が提示されました。

- ・特設公衆電話に係る費用は、広くあまねく負担を求めることが適切であること
- ・既に第一種公衆電話がユニバーサルサービス基金の補てんを受けている事実との整合がとれること

一方で、災害時の通信の確保をユニバーサルサービスに位置付けるためには、事業者間で議論するだけではなく、広く国民全体で議論する必要があるという観点から、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に負担を求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が2社より提示されました。

iii. 事業者間で負担する方法について

i . ii .における議論において、少なくとも当面の間は、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、電気通信事業者が負担せざるを得ないということで認識が一致したことを受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対して事業者間で負担する方法について、ご意見を求めてきましたが、案としては、

(案 1) 現行の公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法に加え、

(案 2) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえ、端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法

(案 3) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する方法

の提案をいただきました。

各案に対し、主には、以下のご意見をいただきました。なお、各案の特徴等の比較は別紙4、各社のご意見の詳細は別紙5のとおりです。

なお、NTT東西は、賛同及び反対の社数にはカウントしていません。

(案1) 公衆電話接続料による負担

特設公衆電話は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同等であるという点等で、本案には10社から賛同意見がありました。ただし、このうち9社は、今後の負担方法が国や自治体等による負担に移行することを前提に、短期的には現行の公衆

電話接続料による負担が適切であるというご意見でした。一方で、災害時の通話のための費用を、平時における公衆電話トラフィックに応じて負担することは、受益者と負担者が一致しないという点で、3社から反対意見がありました。

(案2) 端末系交換機を利用するトラフィックによる負担

案2 以外の方法では自らが費用を負担できないとして、1社から賛同意見をいただいた一方で、案1と同様、災害時の通話のための費用を、平時における通話トラフィックに応じて負担することについては、特設公衆電話が代替する災害時の通話トラフィックの構成と平時に端末系交換機を経由するトラフィックの構成が一致せず、受益者と負担者が一致しないという点で、5社から反対意見がありました。

(案3) 電気通信番号数比での按分による負担

災害時の通話確保に係る費用について、電気通信事業者全体で公平に負担するという点や、将来的にユニバーサルサービス基金に移行するという前提に立った場合には、基金の負担と同様、電気通信番号数による負担が適切であるという点で、6社から賛同意見がありました。一方で、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点で、4社から反対意見がありました。

(帰宅困難者対策として設置される場合は案1 避難所に設置される場合は案3の按分による負担)

NTT東西から提示された特設公衆電話の設置の考え方を踏まえると、避難所に設置される場合と帰宅困難者対策として設置される場合では、性質が異なると考えることができる点に着目し、前者は案3による負担、後者は案1による負担とすることが適切であるというご意見が、1社からありました。

③ 関係事業者間での協議結果を踏まえた今後の方向性

今回の事業者間協議においては、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、将来的には国や自治体による負担や、ユニバーサルサービス基金による負担が適切であるとするご意見もありましたが、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されていることや、自治体等が配管や電話機のコストを既に負担していること等を踏まえると、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担を、国や自治体に求めていくことや、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に求めていくことは、俄

かには困難であるということで認識が一致しました。

こうしたことから、将来的に国において災害対策の在り方等について改めて議論が行われ、特設公衆電話の取り扱いが**見直されない限りは**、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については関係事業者間で負担することで合意することができました。

次に、具体的な関係事業者間の負担方法については、短期的には現行の公衆電話接続料による負担が適切であるというご意見があったものの、平成 25 年度の接続料金の認可に係る審議会答申の趣旨を踏まえ、それ以外の負担方法を模索しました。

まず、案2による負担方法とすることについては、

- ・特設公衆電話は、平時の固定電話、携帯電話の通話を代替するものであり、災害時における特設公衆電話の通話は NTT 東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえれば、端末系交換機を経由するトラフィックに応じて、当該トラフィックに係る通話の料金設定事業者が負担することが適切であると考えられる

という観点から提案がなされたものの、公衆電話接続料は、アクセス回線部分の費用も含めて接続料原価を算定しているのに対し、端末系交換機に係る接続料は、トラフィックに連動する費用により接続料原価を算定していることから、本案の考え方、すなわち、特設公衆電話のアクセス回線部分の費用を端末系交換機に係る接続料で負担するという考え方は、従来の端末系交換機に係る接続料の算定に係る考え方との親和性が相対的に低い点や、平時に端末系交換機を経由しない携帯電話間の通話についても、災害時に特設公衆電話で代替される可能性があり、こうした通話が事業者間の負担に適切に反映されない点において課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論となりました。

また、案3による負担方法とすることについては、

- ・特設公衆電話は、災害発生時における最低限の通話を確保するために設置されるものであり、できるだけ多くの事業者により支えていくことが適切であると考えられることから、ユニバーサルサービス基金の費用負担方法に準ずる形での負担方法が適切であると考えられる

- ・特設公衆電話によって便益を受けるユーザは、平時において携帯電話、IP電話、固定電話等を利用しているユーザであることに着目すれば、平時の音声通話に係る全てのトラフィックに応じて按分負担するという考え方をとることは合理的であるところ、平時の音声通話は電気通信番号を有する端末から発信されることに着目すれば、各事業者の利用番号数比で費用按分する方法が適切であると考えられる、また、運用の簡便性の観点も踏まえると、こうした考え方に最も近似し、かつ、既にユニバーサルサービス基金で運用実績のある、各事業者の利用番号数比で費用按分する方法が適切であると考えられる

・「特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、国や自治体が負担することが望ましい」とするご意見や「特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けて、ユニバーサルサービス基金で負担することが望ましい」とするご意見が、多くの事業者から示されたことを踏まえ、将来、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方」に係る議論が改めて行われ、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」とされていた特設公衆電話の設置が「国等が中心となり取り組むべき事項」と整理された場合には、その費用は国や自治体が負担することになる可能性があるものと考えられる。また、ユニバーサルサービスの対象が見直され、特設公衆電話がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、その費用はユニバーサルサービス基金で負担することになるものと考えられる。このように、国・自治体による費用負担やユニバーサルサービス基金による費用負担への移行の可能性を踏まえれば、補助によって特設公衆電話を支えるという考え方に、より親和性が高い考え方に基づく負担方法を選択することが適切であると考えられる

という観点から、一定の合理性があるとして、多くの事業者から一定の理解が得られたものの、一方で~~は~~、本案については、法令上の制度に基づく接続料としての費用負担ではなく、関係事業者間の合意に基づく自主的な費用負担になると想定されるところの費用負担が予定されておらず、~~また~~、一旦、全ての事業者が本案に合意したとしても、これまでの協議経緯等を踏まえると、当該合意が継続できなくなる可能性があるため、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点や、本案を採用した場合、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点、公衆電話のトラヒック見合いで費用負担してきた案1と比べると、一部の事業者の費用負担が大きく変動することになってしまう等の点で課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論となりました。(各社のご意見につきましては、別紙6のとおりです)

以上を踏まえ、関係事業者間での調整を更に進めたところ、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の半分を公衆電話のトラヒック見合で負担いただくとともに、残る半分の費用を案3の方法により負担いただく新たな案(案4、内容については別紙7のとおりです)が提案されたことを受けて、改めて関係事業者以案4についての合意(賛同事業者が多い場合には受け入れ)の可否を確認したところ、大多数の事業者から合意する旨の意思表示(賛同事業者が多い場合には受け入れる旨の意思表示、特設公衆電話の設置台数の定期的な情報開示を条件とする旨の意思表示、関係事業者で合意した場合であっても、合意事業者のうち1以上の事業者が費用負担方法の再見直しについて協議したい旨を要望したときは、関係事業者間で改めて協議することを条件とする旨の意思表示を含む。)を

いただいたものの、1のグループ(4社)から、「案3を対象とする原価を2分の1としても、各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは不適切であり、相互接続と無関係な番号数比のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべき」として、また、1の事業者から、「案4は案1と案3の折衷案であるところ、案3は、電気通信番号数の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり、電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない」等として、それぞれ案4に合意できない旨の意思表示をいただいたことから、案4についても全事業者による合意は困難という結論となりました。(各社のご意見につきましては、別紙 87のとおりです)

以上を踏まえ、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、今後、関係事業者間で議論が行われ、事業者間での負担を実現しうる別段の合意が改めて全事業者間でなされない限りは、平成25年度に引き続き、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法を継続するというので、全事業者の意見が合致したところではあります。

なお、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話のトラフィック見合で負担いただくことにした場合、それを原因とした公衆電話の利用者料金の値上げが懸念される旨、審議会答申においてご指摘いただいておりますが、公衆電話の利用者料金設定事業者においても、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話のトラフィック見合で負担することになったとしても、それを理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることは、当該審議会答申の趣旨に反していることは理解されているところです。

それに関連して、公衆電話の利用者料金設定事業者は、その設定する公衆電話利用者料金の水準を自らのホームページ等において 分かりやすく情報開示するとしていくとされており、それによって、公衆電話の利用者等は、(NTT東西が接続料金算定根拠において既に情報開示している)公衆電話接続料と公衆電話利用者料金の水準とを比較検証することが可能になるものと考えます。また、NTT東西においては、公衆電話の利用者料金設定事業者を代表して、各事業者が設定する公衆電話利用者料金の水準に係る取りまとめ資料を作成し、各事業者と調整したの上で、当該資料を総務省に報告するとともに公表する予定としているところです。

また、審議会答申において検討対象外とされているものの、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、国や自治体が負担すべき、或いは、ユニバーサルサービスと位置付けた上でユニバーサルサービス基金 によるで負担とすべきとするご意見が多く、事業者から示されたことを踏まえ、今後、国において、

大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について幅広い議論が行われる際には、総務省等において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体による費用負担、或いは、ユニバーサルサービス基金による費用負担とすることについても、改めてご議論いただきたいと考えます。

【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設 ^{※1} のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

3. 事前設置見込(H28年度末)^{※2}

24,500箇所、50,000台

※1 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込(案)

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

別紙2

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方 ※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置の考えに賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン) ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom) ・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ) ・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME) ・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI) 	
過度な設置とらないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ) ・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTT ぷらら) ・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ) ・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC) ・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT) ・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。 ・なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。 <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p>
利用者が混乱しないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM) ・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一した考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。 ・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです³

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置台数やコストを開示すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区分別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT) ・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信) ・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI) ・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A.避難所」と「B.都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。 「A.避難所」 東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込) 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込) 「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」 東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込) 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込) ・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト:約1,700円/月、H23年度実績) ・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
平常時は休止扱いとしコストを削減すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められてものであることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。 4

特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果

自治体	ご意見
A町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、自治体としても被災者のために最大限の支援を行うが、<u>インフラサービスを提供している事業者にも、最大限の努力をお願いしたいと切に思っている。</u>
B町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対しては<u>官民お互いにそれぞれで、できうる最大限の支援を行うべきと考えている。</u>今回の施策については、大変ありがたい。
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電話機や配管費用の負担だけでも厳しい状況の中、これ以上のコスト負担は困難。</u>
D市	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの中でも特に<u>ランニングコストの費用負担を求めるのであれば、特設公衆電話の設置をこれ以上行うことは難しい。</u>
E市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無償のものを有償に切り替える場合、役所では予算化の説明、議会審議などのハードルが高い。</u> ・しかし、<u>国レベルで議論の結果、有償とすることに世論の機運が高まって、国の方針が固まれば、自治体としては従わざるを得ない。</u> ・とはいえ、<u>通信事業者でも、設置費用はかなりのものだと思うし、それを通信事業者の費用で全て賄うのも無理があると思う。</u> ・もし有償になる場合、<u>特別交付金のような形で、国から自治体に必要な費用をつけてもらうのが一番望ましいと思う。</u>有償となると、<u>予算の都合上、設置できない自治体も出てくると思うので、公平の観点からは、交付金が適していると思う。</u>

事業者間で負担する方法について

	【案1】 公衆電話接続料による負担	【案2】 GC付加チャージによる負担	【案3】 電気通信番号数按分による負担
接続機能	公衆電話発信機能	端末系交換機能に追加	新設(現行該当する機能なし)
負担の考え方	・利用の態様に着目し、災害時における街頭公衆電話と同等であることを踏まえ、公衆電話の料金設定事業者で負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の加入者交換機を必ず経由することを踏まえ、GCを利用する事業者がトラヒックに応じて負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数の指定を受けている事業者間指定を受けている番号数に応じて負担
特徴	・現行(H25年度適用AC)と同じ整理 ・需要の減少により上昇を続けている公衆電話接続料の更なる上昇要因となる	・現行の接続約款における端末系交換機能にGC交換機を経由するトラヒックで負担する新たな機能を追加 ・対象事業者が拡大	・電話番号数で負担する新たな機能を設定する必要あり ・対象事業者が拡大 (ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者とほぼ同)
単価推計	特設公衆電話見込コスト(17億円)を現行の帰納物数(通信時間・番号数)で除した推計値 〔現行のコスト(2.2億円)×設置台数伸び率(7.7倍:8.4万台÷1.1万台)÷17〕 (H28見込) (H24.9実績)		
	12. 535円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):6,781千時間	0. 047871円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):1,775,593千時間	0. 667円/番号・月(東西合算) 番号数(H25.2実績):2.12億番号
(参考) 25年度接続料等	<アナログ公衆電話発信機能> (特設公衆電話コストを除く) 東日本:221. 82円/3分 西日本:195. 98円/3分	<端末系交換機能(LRIC・H25AC)> 東西均一:5.29円/3分	<番号単価(H25年度負担額)> 3円/1電話番号・月

論点	事業者様のご意見
国、自治体による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべき(CTC) ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきであり、総務省への報告書もそのような内容をいれるべき(KDDI) ・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべき(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話の設置に係る費用については、国・自治体などが負担することが適当(エネルギー) ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべき(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要(フュージョン・コミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましい(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であることから、費用については国・自治体による負担が最も望ましい(NTTぷらら) ・特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべき。したがって、NTT東西が、自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべき(STNet)
国、自治体による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難(KVH) ・国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい(NTT-ME)
ユニバーサルサービス基金による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆の費用負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担すべき(ジュピターテレコム) ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当。現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられる(フュージョン・コミュニケーションズ)

論点	事業者様のご意見
ユニバーサルサービス基金による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル基金による負担は、費用を負担する事業者が一部に制限されることから、公平性の観点から疑問が残る(NTT-ME) ・2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることを踏まえ、ユニバーサル基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)
事業者における負担は暫定的な措置とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべき(NTTコミュニケーションズ) ・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ない(東北インテリジェント通信) ・「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めるべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ない(NTTぷらら)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことで異論はない(ブラステル/ZIPTelecom) ・具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべき(T-Systemsジャパン)

論点	NTT東西の考え方
<p><u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>・特設公衆電話は災害等緊急時に利用される点や自治体等の要望に基づき設置される点を踏まえると、関係事業者様のご意見にあるように、国、自治体等による負担という考え方もありうると考えますが、当社としては、災害等緊急時の通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えており、国、自治体等のみならず、民間企業も協力・分担して様々な対応を行っていく必要があると考えます。</p> <p>特設公衆電話の設置については、当社を含む関係事業者が検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されているところであり、当社としては、現時点において、これについて国、自治体等が費用負担するよう求めていくことは考えておりません。</p> <p>しかしながら、今回の協議において、国、自治体等による費用負担を求める声が多数あがったことについては、総務省への報告書に記載させて頂く考えです。</p> <p>・なお、第2回合同協議において、ソフトバンクグループ殿より、自治体に費用負担するよう打診した場合の反応について情報共有するよう求められたことを受けて、一部の自治体にヒアリングを行ったところですが、別紙3にあるとおり、追加負担に応じて頂けた自治体はなかったことにも留意する必要があると考えます。</p>

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

事業者間で負担する方法に関するご意見とNTT東西の考え方

※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>案1 公衆電話ACによる負担に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」で問題ない(UCOM) ・災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、案1の公衆電話機能が妥当(フュージョン・コミュニケーションズ) ・事業者間で負担する方法は、暫定措置と考えていることから、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はない(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・将来的には徴収方法は変わるかと思うが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当(ブラステル/ZIPTelecom) ・(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当(K-OPT) ・特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者であることから、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえ、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましい(NTTドコモ) ・短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに特段の異論はない。平行してより望ましい負担方法の議論を関係事業者間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的(KDDI)
	<p>案1 公衆電話ACによる負担に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぷらら) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくない(NTTコミュニケーションズ)

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点		事業者様のご意見
事業者間で負担する方法	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・発信課金のみ【案2】GC付加チャージによる負担とすべき(TTM)
	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぶらら) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものだが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか議論が必要(NTTコミュニケーションズ) ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する(KDDI)

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるため最良の案(T-Systemsジャパン) ・今後、ユニバーサルサービス基金による負担に移行するという前提に立ち、移行しやすい案3が現実的(ジュピターテレコム) ・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3が適当(九州通信ネットワーク) ・案1、案2は、トラヒックに依存しないNTSコストである特設公衆電話のアクセス回線の負担方法としては馴染まないため、案3による負担が適切(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同(NTT-ME) ・平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当(NTTぶらら) ・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当(東北インテリジェント通信) ・案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性がある(K-OPT)
	<ul style="list-style-type: none"> ・Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない(TTM) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題(K-OPT) ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要(KDDI)

論点	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特設公衆電話は、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことから、案1の公衆電話ACに含めた形での費用回収が適切であると考え、平成25年度の接続料金を申請しました。 ・議論を経て、審議会から示された考え方では、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」とされたところです。 ・以上を踏まえ、今回の事業者間協議において、関係事業者様から新たに提案された案2、案3による負担方法とすることで、関係事業者様から賛同が得られるのであれば、当社としても、それら負担方法を採用することに賛同させて頂きたいと考えています。 ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者(特設公衆電話の受益者)に対するサービス提供事業者が費用を負担して頂く案2、案3は採りうる案であるものと考えます。

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の負担方法は分けて議論すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「A. 避難所」に設置される場合は、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信することを踏まえると、案3の電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があると考え、「B. 帰宅困難者対策」として設置される場合は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考え(K-OPT) ・「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点到設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理すべき(CTC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、又は、帰宅困難者対策拠点到設置される特設公衆電話については、どちらも被災者の通信を確保するという観点からは同一のものであると考えており、例えば、帰宅困難者が特設公衆電話を利用する場合、平時の携帯電話の通信の代替であるケースも多数想定されることから、敢えて、2つのケースを分けて考える必要は無いものと考えます。
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい(KVH) ・電話料金の負担は、発信利用者負担が原則だが、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合は設置の要請者負担とすることが適当(STNet) ・現時点で費用負担方法を議論するのは時期尚早(STNet) ・通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要がある(STNet) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者が、特設公衆電話の受益者にあたることを考えており、また、特設公衆電話の利用の態様が、災害時に無料化された街頭公衆電話と同等であることに着目すると、平時の街頭公衆電話の利用者が、特設公衆電話の受益者に当たると考えており、いずれにしても、当該利用者にサービスを提供している関係事業者様に費用負担して頂くことは適切であると考えます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
事業者間で負担する方法	<p>案1、案2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない(NTTコミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTSコストであるアクセス回線コストを含む公衆電話発信機能が接続料原価をトラヒックで按分してAC設定されているのと同様(案1そのもの)、NTSコストを含む特設公衆電話のコストをトラヒックで按分することは、何ら否定されるものではないと考えます。
	<p>案2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GCによる精算は既に精算実績があることから、精算システム等への影響は、案1の場合と同程度と考えます。
	<p>案3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要する。(KDDI) ・ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在せず、「実績のある按分方式」というだけで安易に採用することには強い疑問を抱いている。(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話をユニバーサルサービスの対象に位置づけることは、案3を採用するための必要条件ではないものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、案3を採用することで、関係事業者様の合意が得られるのであれば、現行のユニバの負担方法を参考に、具体的な運用方法等について検討し、関係事業者様と協議させて頂く考えです。 	

別紙6

費用負担方法 案3について賛否の状況

合同協議対象事業者名	ユニバーサルサービス制度における負担金の負担対象となっている事業者	ご回答				
		賛同	賛同多数であれば受入可	受入不可	無回答	受入不可の場合の対案等
株式会社ウィルコム	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
株式会社STNet	○		○			
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー	○	○				
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○				
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○			○		案2が妥当
株式会社NTTぷらら	○	○				
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	○	○				
九州通信ネットワーク株式会社	○	○				
KDDI株式会社	○			○		案2が妥当
KVH株式会社	○				○	
株式会社ケイ・オプティコム	○		○			
イー・アクセス株式会社	○			○		案1で検討すべき
ソフトバンクテレコム株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクBB株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクモバイル株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
中部テレコミュニケーション株式会社	○		○			
東北インテリジェント通信株式会社	○		○			
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○				○	
ベライゾンジャパン合同会社	○		○			H26.2撤退予定のため、対象外として欲しい
株式会社UCOM	○		○			
プラステル株式会社			○			
Zip Telecom株式会社			○			
アイテック阪急阪神株式会社	○		○			
株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ	○		○			
沖縄セルラー電話株式会社	○			○		案2
株式会社テクノロジーネットワークス(JCOMグループ)	○		○			
フリービット株式会社	○				○	
東日本電信電話株式会社	○					
西日本電信電話株式会社	○					
合計	27社	10社	6社	8社	3社	

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添4参照

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の事業者間での負担方法の比較

	案1	案2	案3	案4 (案1と案3の折衷案)
課金単位	公衆電話トラヒック1秒当たり	加入者交換機経由トラヒック 1秒当たり	電気通信番号1番号当たり	公衆電話トラヒック1秒当たり 及び 電気通信番号1番号当たり
算定方式	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{加入者交換機経由トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$	$\text{単金1} = \frac{\text{原価} \times 0.5}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$ $\text{単金2} = \frac{\text{原価} \times 0.5}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$

(※) 交付金及び負担金算定等規則第24条に規定する方法で算定した収益の額が10億円を超える事業者の総務大臣に指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与されている電気通信番号の合計

別紙8

費用負担方法 案4(案1、案3の折衷案)について賛否の状況

合同協議対象事業者名	案4(案1、案3の折衷案)に対する回答			
	賛同	賛同多数ならば受入可	受入不可	受入不可の理由等
NTTコミュニケーションズ株式会社	○			過渡的な当面の案としては賛同するが、本来は、案3とすべき
九州通信ネットワーク株式会社		○		
株式会社UCOM	○			
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	○			
株式会社NTTぷらら	○			案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	○			原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数の開示を条件に賛同
ベライゾンジャパン合同会社	○	○		電話事業撤退のため費用負担対象から外して欲しい
アイテック阪急阪神株式会社	○			
株式会社NTTPCコミュニケーションズ	○			案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同
JCOMグループ		○		自社の本来の主張とは異なるが、関係事業者間の合意を図るために案4でも受入可
株式会社STNet		○		
中部テレコミュニケーション株式会社		○		
東北インテリジェント通信株式会社		○		
株式会社ケイ・オプティコム		○		
プラステル株式会社		○		
東京テレメッセージ		○		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		○		案1が最も妥当と考えるが、限られた時間で合意を図るために案4でも受入可
KDDI株式会社		○		案3は不適当と考えるが、関係事業者間の合意を図るために、案4でも受入可
沖縄セルラー電話株式会社		○		
イー・アクセス株式会社			○	案4は案1と案3の折衷案であるところ、案3は、電気通信番号数の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり、電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない
株式会社ウィルコム			○	案3を対象とする原価を2分の1としても、各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは不適切であり、相互接続と無関係な番号数比のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべき
ソフトバンクテレコム株式会社			○	
ソフトバンクBB株式会社			○	
ソフトバンクモバイル株式会社			○	
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社		○		
関西コムネット	○			
KVH株式会社		○		
フリービット株式会社				未回答
株式会社アイ・ピー・エス	○			
T-Systems ジャパン株式会社	○			
東日本電信電話株式会社				
西日本電信電話株式会社				
合計		11社	14社	5社

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添5 参照

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

報告書別添1

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>負担額の規模や範囲がある程度想定できないと方針を定めるのが難しいと考えております。また、発生する災害の規模等により負担額が大きく変動しうる、という事であれば、これも判断を難しくすると考えております。</p> <p>その意味で、平常時も含めた期間で平準化された額が負担されるという形の方が対応しやすいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特にございません。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	EA
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>設置を希望する機関等が費用負担を行う事が原則と考えますが、接続事業者での負担を考える場合には、NTT東西殿のご提案にある接続料による費用負担の他、利用者（ユニバーサルサービス）による負担や特設公衆電話の設置主体であるNTT東西殿での負担があるものと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害時に無償で提供する弊社携帯電話に関する費用等</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話は災害時の通信手段確保として有効であり、また街頭公衆電話と比べ低廉な費用で設置・運用が可能なこと等からその設置の促進を第一に考えた場合、まずは今年度公衆電話ACの原価に含める形で整理されたことについて理解いたします。</p> <p>ただし、本来特設公衆電話は、公衆電話利用者のみに提供するものではなく、国民誰もが被災する可能性があり、その意味では国民全般の為に提供するものであると考えられることや、公衆電話ACは年々上昇している中、さらに本費用が公衆電話ACの原価に加算された場合、公衆電話サービス提供事業者の企業努力で吸収することが困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まることなどを考慮すると、例えば、国による費用補填や、全ての通信事業者による按分負担などの公平な費用負担ルールを早急に検討することが望ましいと考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特になし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 1/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
 開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
 開示日:2013年5月16日
 Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の事前設置については、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」(以下、「在り方(答申)」と言う。)において、「自治体等と連携しつつ、NTT東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足させるために効果的な場所への設置を進めるための取り組みが進められることが期待される」と考え方が示されており、2013年3月29日総務省公表の貴社認可料金に係る答申(以下、「2013認可(答申)」と言う。)において、特設公衆電話の事前設置に係る費用の一部を「NTT東西と接続事業者とで負担することとする」ことは、一定の合理性が認められる」とされている点について異論はございません。 ◆ 次に当該費用の負担方法について、在り方(答申)において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013認可(答申)において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、接続料又はその他の方法による接続事業者での負担方法を検討する必要があると認識するところですが、接続料として負担することは、接続事業者における精算システム等の対応費用を抑えることが可能であり現実的な負担方法であると考えます。 ◆ また、特設公衆電話が公衆性を有することを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストを公衆電話機能における接続料原価に含めるとの貴社ご提案について合理的であると考えます。 ◆ ただし、在り方(答申)では常設の公衆電話においてユーザニーズと費用の観点から踏まえた検討がなされているところ、特設公衆電話についてもユーザニーズと費用の観点から必要となる合理的な設置基準・台数を定め、接続事業者にとって過度な負担とならないことに留意することが必要であると考えます。

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について 2/2

NTT DOCOMO Highly Confidential
開示先:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社
開示日:2013年5月16日
Copyright© 2013 NTT DOCOMO Inc. All rights reserved

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆ 通話・通信の確保については通信事業者の責務であり、災害時の通話通信の確保に向けた対策について本来的には各事業者が実施すべきと考え既に各事業者が実施してきていると認識するところです。◆ 当社においても災害時の通話・通信確保に向けた対策を実施しているほか、災害時においても可能な限り通話・通信の確保に向けた取り組みを実施していますが、第一種公衆電話を貴社のみが提供していることを踏まえれば、現段階では、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきと考える当社サービスはございません。	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>審議会答申にもあるように、接続料以外の方法も含めて、その負担について検討する必要があると考えます。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(KDDI)
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none">1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備分のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc)2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。		(この部分は記載不要です)

別添1

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	弊社の考え(au)
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係るコストについて、NTT東西殿の自主的な取組として賄いきれないということであるならば、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。従来のNTT東西殿の自主的な取組という位置付けから、その取組の主体を関係事業者に広げるにあたっては、まずは、以下の4点を整理することが先決と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの範囲(※)。 (※イニシャルコストのみかランニングコストも含むのか、避難場所のみか帰宅困難者対策拠点も含むのか、事前配備分のみか事後配備分も含むのか、何年度以降発生したコストなのかetc) 2. 上記のコストの、NTT東西殿が接続料で回収しているコストとの関係性。 3. NTT東西殿が関係事業者に負担を求めるコストの金額の規模感と今後の見通し。 4. 特設公衆電話の個別の設置に関する設置可否判断主体と設置基準。 <p>街頭公衆の接続料原価に含めるかどうかも含めた、当該コストの負担の在り方については、上記について、関係事業者間でコンセンサスが得られた後に決めるべき事項と認識しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>弊社としては、これまで、被災地における連絡手段や復興活動支援を目的として、自治体などに対して、携帯電話や衛星携帯電話(イリジウム・インマルサット)の無償貸与を実施してまいりましたが、これまでは、あくまで弊社の自主的な取組として実施してきた次第です。</p> <p>仮に、上記の取組の主体を関係事業者にも広げる検討を進める際には、その進め方としては、まずは、特設公衆における議論を深めた上で、その対象範囲や設置基準などに関する議論の結果を勘案し、その後に必要なに応じて議論していくべき事項であろうと考えております。</p>	

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置の背景から、設置を希望する市町村等の行政機関による費用負担が本来のあるべき姿と考えます。行政機関以外での費用負担について検討が必要な場合、各社における同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があると考えております。本費用負担については、例として以下の方法等が想定されると認識しており、上記の通り関係者間での協議が必要と考えております。</p> <p>(1)CSR 活動の一環として設置事業者負担 (2)ユニバーサルサービスとして利用者負担 (3)接続料原価に算入し、接続事業者含めて負担(設置事業者のCSR活動としての広報活動をしない前提)</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>災害発生時に無償にて貸出を実施する弊社通信端末に関連する費用</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	特設公衆電話の必要性、また、その公共性を考慮し、接続料などを通じて各事業者が費用負担をすることには異論はありません。負担方法ですがユニバーサルサービスの一環という解釈をし、ユニバーサルサービス料に含める方法が適当かと考えます。
貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。	弊社サービスのうち、特設公衆電話と同様の取り扱いを考慮すべきものはございません。	(この部分は記載不要です)

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	当社の考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用の負担方法については、審議会答申の内容も踏まえ、NTT東西殿の考えに沿う方向で検討しております。</p>
<p>貴社サービスのうち、特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきとお考えのものがございましたら、記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべき理由、考え方について記載願います。</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法について

検討事項	当事者としての考え方	貴社のお考え
<p>NTT東西が設置する特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法</p>	<p>特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものでありますが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、NTT東日本及びNTT西日本はその事前設置を進めているところです。</p> <p>当社としては、その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする各事業者様のご理解を得にくいこと、また、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話機能の原価に含め、平時から、接続料として弊社利用部門も含めた、各事業者に応分のご負担を頂くことが適当であると考えます。</p> <p>今回、審議会答申において、「NTT東西に対し、公衆電話機能（公衆電話及びデジタル公衆電話）における特設公衆電話に係る費用について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみを転嫁されないよう留意しつつ、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省へ報告し、公表することを要請すること」との答申がなされましたことを踏まえ、貴社のお考えをご教示願います。</p>	<p>NTT東西様以外の各事業者も応分に特設公衆電話に係る費用を負担する事は適当であると考えます。</p> <p>現時点で特設公衆電話に係る費用のアナログ公衆電話発信機能に占める割合は、直ちに公衆電話ユーザー料金の値上げに結びつく水準でないなら、当面、公衆電話接続料で各事業者負担とし、その割合が増えた場合には、例えばユニバーサルサービス制度に組み入れる等の別の手段を検討することとすることが適当であると考えます。</p>
<p>弊社においては特設公衆電話に係る費用と同様の取り扱いをすべきものはございません。</p>	<p>なし</p>	<p>(この部分は記載不要です)</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話は、災害時に利用できない他の電話サービス(発信)の代替手段であり、電話サービス提供事業者としても自社のお客様がその便益を享受すると考えられることから、電話サービス提供事業者にて当該費用を負担することは一定の合理性があると考えます。</p> <p>具体的な負担方法としましては、その受益の程度を判断する一つの目安となる、各事業者の保有する発信番号数(0AB～J、0A0)をもって按分負担することが妥当と考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性がある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。</p> <p>ただし、その実現には課題(実現可能性が不透明、実現に時間を要する等)があることも理解しますので、本案の実現に向けての検討は継続しつつも、まずは特設公衆電話の設置を促進させる観点から、上記事業者による按分負担として暫定的に整理することが妥当と考えます。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特に具体的意見はありません。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>特に具体的提案や意見はありません。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項 目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>◆特設公衆に係るコストを常設の公衆電話接続料として負担することについては、従前どおり異論はございませんが、特設公衆電話と常設の公衆電話それぞれにおける接続先事業者について、明確にご説明いただくことが必要であると考えます。</p> <p>◆仮に、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先が異なるのであれば、公衆電話接続料としての負担方法を前提としつつ、特設公衆電話と常設の公衆電話の接続先に差分が生じないようにする等、何かしらの対策を講じるべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】 特に意見なし。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>◆当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の貴社認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえ、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>当社では公衆電話接続料による負担が現時点においては現実的であると考えており、公衆電話接続料以外の事業者間での負担方法について、特に意見を持ち合わせておりません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>国、自治体による負担とするには、国による決定が必須であると考えます。一方、自治体等との調整等に相当の期間が必要とされるのはやむを得ないことと理解しております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>1. において当面は接続料による事業者間での負担として運用し、ユニバーサルサービス基金による負担が現実的に可能であると認められた時期に変更されるのが望ましいと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2.のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>特設公衆電話の設置の取り組みは、災害対策の一環としての国や自治体からの要請に基づく取り組みと認識しております。このため、本質的には国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えており、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体によるコスト負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>上記の整理に相当の期間を要するというのであれば、暫定対応として、特設公衆電話設置に係るコスト負担を事業者全体で分担し、その取り組みを支えるという考え方を採用することも、やむを得ないものと考えており、その手法としては、期間限定的なコスト負担であるのであれば、接続料原価への算入という手法が仕組みの大きな変更を伴わず、現実的な方策であると考えております。</p> <p>事業者によるコスト負担となる暫定期間が例えば1～2年といった短期間であり、かつ負担額も軽微であるということなのであれば、公衆電話接続料の原価算入という手法も選択肢の一つとして採用することに対して特段異論はありません。</p> <p>しかしながら、公衆電話接続料が直近5年間でほぼ2倍の水準にまで高騰しており今後も上昇することが想定されること、および、特設公衆電話は主に避難所に設置されるものであり平時の常設公衆電話とは利用者が異なることを勘案すると、暫定対応とはいえ、事業者によるコスト負担となる期間が長期化し、負担額も軽微とはいえないボリュームとなってしまう場合には、公衆電話接続料原価に長期的に算入することは望ましくないと考えております。</p> <p>このような事態が想定される場合には、事業者によってコスト負担する期間における負担手法の最終形として、特設公衆電話と通話が可能な全事業者によって応分負担するスキームに、早期に移行することが必要と考えております。</p> <p>具体的な手法としては、特設公衆電話利用の受益者は特設公衆電話の発信通話における発信者と着信者であることを鑑み、加入者交換機階梯で接続する通話に対しての付加的な接続料として、電話サービスを提供する全事業者から広くあまねく回収するスキームが、特設公衆電話設置の取り組みを暫定的に事業者全体で支えるという趣旨にも合致するものと考えております。なお、公衆電話接続料原価への算入の手法・加入者交換機接続料原価への算入の手法のどちらの手法を採用する場合であっても、その暫定対応の期間を予め区切った上で採用することが必要であろうと考えております。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>前述のとおり、今回の事業者間での議論の結果を待たず、まずは設置主体のNTT東西殿にて、国や自治体による負担に向け、国や自治体との協議を早期に開始いただきたいと考えております。</p> <p>その後の進め方としては、暫定的にコスト負担する関係事業者の範囲が明確になった後に、その時点でのNTT東西殿と国や自治体との間の協議状況を踏まえて、国や自治体との協議主体のNTT東西殿の支援について、その支援の程度も含め、関係事業者間で協議を進めていくべきと考えております。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p style="text-align: center;">—</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p>1. 事業者間で負担する方法</p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としていますが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>【意見案】</p> <p>まずは、事業者間で負担する方法を議論する前に、特設公衆設置費用について、自治体等からの要請内容、費用負担に関するNTT東西殿のお考えおよび自治体等との費用負担に関する協議状況について、ご説明を頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿において、今後費用負担等の協議を国や自治体等と議論の予定の有無や今後の進め方のお考えがあればそれをお示し頂きたいと考えます。</p> <p>その上で、事業者間で負担する方法を議論するに当たっては、上述の議論も踏まえ、本格対応とするのか暫定対応とするのか、暫定対応とした場合、本格対応までのプロセスはどうすべきか、ということも含め整理すべきと考えます。</p> <p>また、暫定対応として事業者間での負担を求める場合、本格対応に移行するまでのプロセス案は、NTT東西殿よりご提案頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>取り纏めの方向性等については、上述のとおり</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>同上</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担としているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>現時点においては、他の負担方法等についての意見はございません。引き続き、貴社及び他社様のご意見も踏まえて検討をさせていただきたく考えております。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>現時点では特にございません。</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>現時点では特にございません。</p>

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法について

項目	貴社のお考え
<p><u>1. 事業者間で負担する方法</u></p> <p>「特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方(第1回合同協議資料・別添5参照)」において、「NTT東西と接続事業者とで当該費用を負担することには、一定の合理性が認められる」とされていることを踏まえると、下記2. のような負担方法の議論はあるものの、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても相当の期間が必要になることに鑑み、まずは、事業者間での負担方法について検討を深める必要があると考えます。</p> <p>現在の負担方法は、公衆電話接続料による負担とされているところですが、第一回合同協議等を踏まえ、公衆電話接続料による負担以外の事業者間での負担方法について、具体的なご意見を右欄に記載願います。</p> <p>(なお、具体的なご意見がいただけない場合には、当面、公衆電話接続料での負担にせざるをえないというお考えであるものとして、取り扱わせていただきます。)</p>	<p>弊社は、特設公衆電話設置、維持にかかる費用を「国・自治体」「事業者」「利用者」にて費用を負担すべきと考えます。</p> <p>数年間(期間を定める必要あり)は「公衆電話AC」で特設公衆電話を維持運営し、その間に「国・自治体」「事業者」「利用者」でどのように按分するかを取り決めるべきかと考えます。</p>
<p><u>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担とするためには、そもそも、現時点で実現の見込みが不透明であることに加え、仮に実現できるとしても、関係機関との調整等に相当の期間が必要になるものと考えます。</p> <p>本案をご提案いただいた事業者様において、本案の実現に向けた具体的な進め方(本案が実現するまでの暫定的な負担方法を含む)・本案に係る取り纏めの方向性等について、右欄でご提案願います。</p> <p>また、それ以外の事業者様においても、本案についてご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>【国、自治体による負担】</p> <p>【ユニバーサルサービス基金による負担】</p> <p>一定期間は「公衆電話AC」で維持運営し、その間に、ユニバーサルサービス関係事業者を対象に費用負担について協議すべきと考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話の設置の考え方や事業者間で負担する方法の結論を早急に得る必要があると認識するところ、特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、2011年12月総務省公表の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について(最終取りまとめ)」や、2012年9月首都直下型地震帰宅困難者対策協議会公表の「最終報告書」において考え方が示されていることを踏まえ、現段階の整理として基本的には異論はありません。 ◆ ただし、今後、特設公衆電話の設置台数が現状想定している設置台数を上回り、結果として事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には本年9月末以降においても特設公衆電話の設置の考え方及び費用負担の在り方について、改めて議論をすべきであると考えます。
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p><ユニバーサルサービス基金による負担について></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当社としては、2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることや、2013年3月総務省公表の記者認可料金に係る答申において「公衆電話の利用者のみに転嫁されないように留意」と考え方が示されていることを踏まえれば、特設公衆電話に係るコストをユニバーサルサービス基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましいものと考えます。
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACIによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者である考えます。 ◆ したがって、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは、受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理であると考えます。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえれば、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましいものと考えます。 ◆ なお、「GC(端末交換機)を利用するトラヒックによる負担」と、「電気通信番号数比での按分による負担」との考え方では、受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACIによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべきであると考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>B.都市部における帰宅困難者対策拠点への設置の考え方について</p> <p>NTT東日本様、NTT西日本様で参考としているものが、「首都圏直下地震帰宅困難者対策協議会」と「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」となっているため、主な設置対象施設が一部異なり、東日本ではコンビニエンスストアが対象となり、西日本では対象となっていないと、第3回合同協議で説明を受けた。</p> <p>特設公衆電話設置対象施設をそれぞれの協議会が指定する施設に合わせるより、東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべきと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とするのが良いと考えますが、現時点で実現するための具体的考えを持ち合わせておりません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の意見としましては、事業者負担は暫定的な措置であり、時間を要しても2. に記載のいずれかの方法とするのが良いと考えます。</p> <p>暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」にて進めることで問題ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特に意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	どの案でも結構です。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていると思われることから適当であると考えます。</p> <p>設置条件として、施設収容人数が100名以上と規定がありますが、利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべきかと思えます。</p> <p>例) 災害時帰宅支援ステーションにコンビニやファミレス等々とあるが、利用者への広報の観点から、例えば事業者を指定したり(セブンイレブン等)、特設公衆電話設置の目印など設けたほうが良いのではないかと？</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことに異論はございません。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社の費用負担における基本的な考えとしては、本設備を利用する可能性は「全国民」にあると考えており、その理由から、費用負担は当面「公衆電話AC」で賄い、ゆくゆくは「事業者」「個人」「国、自治体」であるべきと考えております。</p> <p>将来的には徴収方法は変わるかと思われませんが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当と思われれます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え	
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話の設置に係る費用については、本来に立ち返って、国・自治体などの必要とされる箇所が、他の物品と同様に負担することが適当と考えます。</p>	
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>		
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>		

特設公衆電話に係る意見について

項目	弊社の考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u> 第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方等については特に異論ございませんが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分ご配慮をお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u> 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきものであると考えますが、国、自治体と協議が整うまでの間の暫定対応という位置づけで関係事業者間で費用負担の在り方を検討していくことについては異論はございません。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u> 事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点に設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理するべきであると考えます。 避難所に設置されるものについては、全ての電話サービスを代替するものとして整理することが可能であることから、関係する全事業者で費用按分する必要があると考えますが、帰宅困難対策拠点に設置されるものについては、一部の大都市圏での設置に限定されることや街頭公衆電話や携帯電話・PHSの代替手段として考えられることを鑑みて費用負担のあり方について検討を進めていく必要があると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	当社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の考え方について 自治体からの設置要望の状況及び協議の内容から、「施設収容人員100名あたり1台」を基本となっておりますが、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分配慮されることを要望します。 ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできませんでしょうか。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要と考えます。 ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当と考えます。 現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられます。 ・実際の導入には、ユニバーサルサービス委員会での議論を経て、省令改正等の手続が必要となります。仮に導入できる場合、需要増により単金は低減傾向にありますので、次の値下げの想定期が、導入時期としては適当と考えます。 (本費用を加算することで、ユニバーサル料が値上げになると、利用者への周知費用が発生しますので、この費用は避けなければなりません。)
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者負担とする方法としては、案1(公衆電話接続料)です。 災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、当該費用を原価に含める接続料としては、案1の公衆電話機能が妥当ではないかと考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	弊社の考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>費用負担の整理結果にもよるが、仮に事業者負担が基本の考え方となる場合は、事業者が負担する額に自治体間の過度な偏りが発生しないよう、明確な設置基準を設け、公平で偏りのない設置とすべき。設置基準については総務省、関係事業者にて整理が必要と考える。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>災害時など、緊急時にも国民が通信手段を確保できるよう、特設公衆の設置が必須という整理であれば、その費用の負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担するといった整理が望ましいと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>今回整理する事業者間での負担があくまで暫定的な負担で、今後、2.に移行するという前提に立つと、事業者間の負担については、2.に移行しやすい『電気通信番号数比での按分による負担』が現実的と考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論ございません。</p> <p>実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものにならないよう十分配慮願います。</p> <p>尚、設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点(以下、帰宅困難者対策用)」の区分別に内訳をご提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出させていただきますようお願い致します。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特に意見ございません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1項にある「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の区分別にコスト負担方法を検討すべきと考えます。</p> <p>【「A. 避難所」について】</p> <p>(避難所における)特設公衆網からの通話料金が有料であるならば、料金設定事業者に受益があることから料金設定事業者が負担すべきであり、案1が適当であると考えます。しかし、今回の検討は、(NTT東西殿が検討・調整されている)ユーザ料金無料化および各社接続料(AC)の無料化が前提条件であるため、オールジャパンの体制で災害対策にあたるという主旨の下、電気通信事業者が平等に負担することが適当であると考えます。</p> <p>案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があります。但し、電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題として挙げられます。</p> <p>案2の場合、「各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する」という点と「災害時における(避難所における)特設公衆電話の通話がNTT東西の加入交換機を必ず経由する」という点の関連性が飛躍しすぎており、合理性がありません。</p> <p>【「B. 帰宅困難者対策」について】</p> <p>(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特になし。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難と思われる。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>設置台数、設置見込について弊社としての具体的な意見はございません。</p> <p>設置場所について、第三回合同協議の資料2-1にて提示された設置基準に賛同致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい。</p> <p>また、ユニバーサル基金による負担については、費用を負担する事業者が一部に制限される事から、公平性の観点から疑問が残る。</p> <p>そのため、上記いずれの案も十分に満足できる方法とは言えないと考える。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>事業者間で負担する場合、特設公衆電話の設置の趣旨を踏まえれば、特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではないと考える。</p> <p>特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同する。</p> <p>なお、案3の具体的な費用精算方法(システム化を含む)については継続して協議の必要があると考える。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよいかと思えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべきかと思えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると思えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>現行では、負担者と受益者が一致しない状況であるため、案2もしくは案3に変更すべきかと思えます。特に案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるためこの案が最良であると思えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>1. 【案3】の番号ポータビリティについて、Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない。</p> <p>注:着信課金(0ABJ番号)は相互接続約款において接続呼のみ規定し、債権債務は発生しないので除外されている。</p> <p>2. 弊社としては上記理由から、発信課金(020番号)のみ【案2】GC付加チャージによる負担でお願いしたい。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同します。</p> <p>当該費用については、自治体の負担という考え方も取りえることから、そのため、この基準内であれば事業者負担であるといった誤解等を生じないよう、今後、自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応を行うようにして頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めて頂きたいと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社共としては、事業者間で負担する方法は、自治体負担も含めた費用負担の在り方が整理されるまでの暫定措置と考えています。</p> <p>そのため、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はありません。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数としていただけますよう、お願い致します。</p> <p>また、設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供いただけますよう、お願い致します。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>特設公衆電話については、既にエンドユーザの通話料は無料であり、また、ACについても事業者間精算が無料化される状況を鑑みると、特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えます。よって、費用については国・自治体による負担が最も望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、左記整理がなされるまでの暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ないと考えます。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>「2」において記載したとおり、特設公衆電話に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であると考えますが、案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しないという懸念があります。</p> <p>受益者の一致という観点で検討した場合、平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	特段の意見はありません。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論ございません。</p> <p>・なお、設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストのご提示をお願いいたします。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべきものと考えます。</p> <p>・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ないものと考えております。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料が有料の場合は、料金設定事業者が受益者であるため、「公衆電話ACによる負担」が妥当であると考えます。</p> <p>・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当であると考えております。</p> <p>なお、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要と考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正な設置台数とし、過度なコストとならぬよう、お願いいたします。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましいと考えます。よって、事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべきと考えます。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特設公衆電話のアクセス回線コストは、トラヒックに依存しないNTSコストであることから、案1および案2における、ACへの転嫁、はなしまないと考えます。 さらに案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくないと考えます。 また案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものですが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか、議論が必要と考えます。

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>・現時点で異論はございません。</p>
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべきと考えます。しかしながら、国や自治体との調整に時間を要するとのことから、暫定措置の検討が必要であることは理解します。</p>
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>・国や自治体の予算措置により実施されるまでの暫定措置として、関係事業者で負担することについて、止むを得ないと考えます。</p> <p>・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3(電気通信番号数按分による負担)が適当と考えます。</p> <p>ただし、接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. <u>特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</u></p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<p>左記について、H28年度末の設置見込数の算定の考え方をご定量的にお示し申し上げますようお願いいたします。</p> <p>弊社といたしましては、第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西殿が設置される限りにおきましては、設置の考え方について、特段の異論はありません。</p> <p>なお、国・自治体側による防災計画の見直しなどによる変動も含め、今後、第3回合同協議にて示された範囲を超えて特設公衆電話を設置することになった場合は、関係事業者とその費用負担の在り方についての協議が再度必要になると考えております。</p>
<p>2. <u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、国や自治体によるコスト負担が望ましいと考えておりますので、NTT東西殿が総務省殿からの求めに応じ提出する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言内容を取り纏めることに対し、異論はございません。</p> <p>今後において、提言の結果として何かしらの方向性が示された際には、適宜関係事業者にフィードバックいただければと存じます。</p>
<p>3. <u>事業者間で負担する方法</u></p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<p>弊社といたしましては、これまで主張させていただきましており、短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに、特段の異論はありません。</p> <p>「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」を採用する場合は、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要することが考えられます。</p> <p>「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要であることなどが考えられます。</p> <p>これらの解決すべき課題があることから、現段階においては、当面、現行の「公衆電話ACによる負担」を継続することのみを今回の検討の結論とすることが合理的と考えております。</p> <p>その上で、並行して、より望ましい負担方法の議論を関係事業者の間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的ではないかと考えております。</p>

特設公衆電話に係るご意見について

項目	貴社のお考え
<p>1. 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込について</p> <p>第3回合同協議においてご提示させていただいた特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、関係する事業者様のご意見を踏まえつつ内容の検討を行い、本年9月末に総務省に報告して公表することとなっておりますので、ご意見等ございましたら右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の際、インターネットをベースとするメールやツイッターなどが緊急時の連絡手段として一定程度機能したと聞いております。今後、スマートフォン等の普及に伴い、より利用環境が整備されていくものと認識しており、そういう状況を踏まえた上で特設公衆電話の在り方について検討すべきと考えます。 ・電話料金の負担は、まずは発信利用者(受益者)が原則になっております。しかしながら、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合があります(被災で発信利用者が負担できない、負担させるべきでないなど)。この場合の負担者は設置の要請者が適当と考えます。したがって、この考えに沿って、特設公衆電話の設置方法や費用負担のあり方を定めていくのが望ましいと考えます。
<p>2. 国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</p> <p>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担については、NTT東西から総務省に対して本年9月末に報告する報告書の中で、「合同協議の結果として、このような意見があった」旨の提言を行うことで取り纏めることを考えておりますので、ご意見等があれば右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前述の通り、特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべきと考えます。したがって、NTT東西が自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべきと考えます。その何れもが合理的理由により適切でない場合には、その他の方法(ユニバーサルサービス基金等)も検討対象になりうると考えます。
<p>3. 事業者間で負担する方法</p> <p>事業者間での負担方法については、現行の「公衆電話ACによる負担」以外に、「GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担」、「電気通信番号数比での按分による負担」というご意見も寄せられたところであり、この3案で検討を深める必要があると考えますが、NTT東西から提示した資料および第三回合同協議における議論等を踏まえ、どの案がよいか等のご意見を右欄に記載願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な費用負担者は前述の通りと考えるため、現時点で事業者間で費用負担方法を議論するのは時期尚早と考えます。 ・今回の議論は、特設公衆電話の加入者回線維持費等の負担が対象になっていますが、これに限らず、通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要があると考えます。

貴社名:株式会社 STNet

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用すること)に合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”という理由だけで安易に採用することには強い疑問</u>を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を切り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「接続料答申」)という)において、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式(つまり案1)も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は「接続料による負担」であり、現行方式(案1)との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の(付加機能の)接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点(「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念)を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式(案1)の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということの意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案(案3)の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、(案1及び、)案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

案3による負担	賛同	賛同多数であれば受入可能	受入不可

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受入不可の理由	費用負担方法の代替案
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(情報通信審議会)においては、現状として「特設公衆電話はユニバーサルサービスではない」とし、費用負担に在り方については、ユニバーサルサービスの枠組み利用や、国等の負担、企業の負担等の考え方を例示した上で、今後も「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当」という整理がなされています。 上記の点から、現時点においては、特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではないことが一旦は整理されており、同答申上は「今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当」との記載はありますが、<u>実際に再議論を行うには相応なきっかけと相当な議論が必要な状況</u>であると考えます。 本来、ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、<u>ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在しません</u>。むしろ、一旦は異なるものとして整理されているものならば、異なる負担方法とすることが適切であると考えます。 なお、同答申は、ユニバーサルサービス制度の枠組みの将来的な活用までを否定しているわけではありませんが、その意味では、国等の負担、企業の負担も並列例示されており、その1つを恣意的に適用する(直ちにユニバーサルサービスの負担方法を準用すること)に合理性はないと考えます。 仮に、特設公衆電話にこの合理性を見出すならば、<u>本合同協議において、特設公衆電話とユニバーサルサービスとの同一性や相当な類似性を合意するという方法が考えられますが、前述の状況下において一部の事業者のみでそのような整理を行うことは事実上不可能</u>と考えます。 さらには、現状のユニバーサルサービスの費用負担方法は、様々な議論の末に、いくつかの課題について割り切った内容となっており、<u>必ずしも完全な方法ではないことも共通認識</u>であると考えます。 このような負担方法を、ユニバーサルサービスとの同一性、類似性の議論も経ないまま、<u>ただ“実績のある按分方式”という理由だけで安易に採用することには強い疑問</u>を感じます。 このような点から、弊社としては、案3の受入れは難しいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストは、国や自治体による負担が望ましいと考えておりますが、その整理には相応なきっかけと相当な議論が必要であることと理解しており、国や自治体によるコスト負担について一定の結論が得られるまでの間、事業者負担とせざるを得ない場合の負担方法について、案1によるコスト負担を継続することが仕組みの大きな変更を伴わず望ましい旨をご提案させていただいております。 これは、当面の中継ぎ的な負担方法として、暫定的であったにしても一旦は総務省殿が認可し実際に運用されている方式である点を拠り所としたご提案でした。 しかしながら、仮に、国や自治体による負担、案1による負担のどちらも採用できない場合には、適用根拠が明確な案1との親和性が高い案2(端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法)が次善策であると考えます。(詳細な理由は次項のとおり) なお、上記以外の新たな代替案のご提案は特にありません。

3. 案2を次善策として支持する理由。

代替案を支持する理由

- 現行の負担方法は、平成24年3月の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（情報通信審議会）において、「特設公衆電話は、NTT東西殿の自主的な取組である」とされたことを前提に、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に対する平成25年3月の情報通信行政・郵政行政審議会答申（以下「接続料答申」という）において、「特設公衆電話は災害時等における公衆電話の役割を補完するもの」であることを主たる理由として「これに要する費用の一部をNTT東西殿と接続事業者が負担することに一定の合理性がある」とし、暫定的ながら認可され、実際に特設公衆電話の負担方法として運用されているものです。
- 一方、同接続料答申においては、今後の負担方法について「関係事業者との間で、公衆電話機能の接続料原価に占める割合が上昇し、公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されることがないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め」検討することが適当とされています。
- このような経緯から、「接続料による負担」という方法は否定されているわけではなく、むしろ実績もあり、今後の整理方法として唯一具体的に例示されているものです。また、現行方式（つまり案1）も、「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」の懸念がないのであれば特段の議論もなかったものと認識しております。
- その意味において、案2は“接続料による負担”であり、現行方式（案1）との相違点は、原価の算入先が公衆電話機能の接続料原価なのか、上位階梯の端末系交換機の（付加機能の）接続料原価なのかという点でしかなく、案1の1バリエーションともとらえることができる上に、上記留意点（「公衆電話の利用者料金にのみ転嫁されること」への懸念）を十分に反映させた負担方法である点は、国・自治体負担や現行方式（案1）の次善策として十分な合理性を有していると考えます。
- また、公衆電話機能接続料原価へ算入する案1に各事業者の賛同が集まったという事実を踏まえると、接続料によるコスト回収に合理性を見出す事業者が多いということを意味していると考えており、支払処理も含めたスキームの運用が簡易である点も相まって、次善策としての合意性も高いのではないかと考えております。
- なお、ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについては、これまでの合同協議で大きな課題がないことが判明しており、実現性においても問題ないものと考えております。
- 前述のとおり、電気通信番号数比での按分案（案3）の採用は弊社としては受入不可ですが、仮に案3が弊社として受入可能な範囲であるとした場合にも、案2は案3と対比して、以下の2点において、より公平かつ適切な負担方法であると考えております。
 - ✓ 選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない（番号が少ない）事業者も十分に費用負担する公平なスキームである点。
 - ✓ 売上高が10億円以下の事業者が除外されないことから、広く関連事業者が支援するという趣旨にも合致する点。
- また、各社ご主張の災害時のトラヒックと平時のトラヒックの相違による費用負担のアンバランスさについては、案3でも災害時のトラヒックと番号比のアンバランスが発生するであろうことから、（案1及び、）案2・案3共通の課題であり、案2を採用したときにのみに発生する劣位項目ではないと考えております。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	受け入れ可能	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数を開示いただくことを条件に、「【案3】電気通信番号数比での按分による負担」を受け入れます。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
<p>弊社共といたしましては、特設公衆電話に係る費用については、設置の経緯を考えますと、各自治体の負担とするべきものと考えております。</p> <p>そのため、案3(電気通信番号数比での按分)については、弊社共本来の主張である将来の自治体負担への道筋からはかけ離れていることに加え、自治体負担とする代替案として、将来のユニバーサルサービス化を前提としていない現時点では、取り得る案ではないと考えております。</p>	<p>自治体負担の在り方が整理されるまでの暫定措置として、案1(公衆電話ACによる負担)を次善の案として支持して参りました。</p> <p>そのため今回整理される暫定措置案については、将来の自治体負担に結びつくような公平な事業者負担方法であるならば、弊社共といたしましては否定するものではありません。</p>

注：代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

先日の合同協議を踏まえれば、案1以外の場合、いずれの案に賛同するかを回答すべきものと認識するところ、NTT東西殿ご提示の回答書式では、当社の意見を正確に反映できないことから、当該任意書式にて回答させていただく点ご了承いただきたい。

◆2013年8月28日の合同協議の場において総務省より、平成25年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会による答申書にて、「特設公衆電話に係る費用について、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、負担の方法について検討」するよう要請があったことを踏まえ、公衆電話接続料にて負担することは、公衆電話の利用者料金へ転嫁される懸念があることから、案1以外の案を中心に関係事業者間で議論して欲しい旨の発言があったものと認識するところ、以下の通り、費用負担方法について再度当社見解を示します。



◆当社は災害時に使用される特設公衆電話は公衆電話と同一の「利用形態」になるものと認識していることから、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、基本的には公衆電話の料金設定事業者が負担すべきと考え、案1（公衆電話接続料による負担）による費用負担方法が望ましいと考えます。

◆一方で、合同協議で議論されたように、公衆電話の利用者料金へ転嫁されないよう配慮し、広く薄く関係事業者間で費用負担するという考え方については、それ自体否定できないものと考えます。

◆この点、必ずしも特設公衆電話が端末の代替性を有しているとの考え方に直ちに賛同することは出来ませんが、限られた時間の中で仮に案1以外の負担方法について、いずれかの案を選択する必要があるのであれば、そもそも今回負担する費用はNTT東西殿の設備費用であることを踏まえ、当該設備を利用する接続事業者で当該費用を広く薄く負担する（GC交換機を経由するトラフィックで費用按分する）案2の方法による負担方法がより適切な費用負担方法であると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担		○	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	<input type="radio"/>	【補足コメント】 ・接続機能の新設費用については、開発費用の透明性を確保した上で、各事業者にて過度な負担とならないような検討が必要と考えます。	

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担			○

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案
現時点で費用負担における議論がつくされていない認識であり、案3とすることについては賛同できません。	今後も案1を含めた議論をNTT東西殿及び事業者間にて進めるべきであると考えます。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	賛同 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注:代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

特設公衆電話に係る費用の具体的な負担方法に関するご意見

1. 第5回合同協議において議論した結果を踏まえ、案3(電気通信番号数比での按分)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可
案3による負担	○		

2. 上記について、受け入れ不可とのご意見の事業者様は、受け入れ不可の理由及び費用負担方法の代替案を記載願います。

受け入れ不可の理由	費用負担方法の代替案

注: 代替案記載にあたっては、実現性についても十分に考慮いただきますようお願いいたします。

貴社名:東北インテリジェント通信株式会社

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に を記載願います。

案4を採用する考え方については、以下の通りです。

- ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
- ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
- ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担				

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

案4による負担	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
			○ ※	

※なお、当社回答につき以下のとおり補足させていただきます。

◆当社としては、基本的に案1による費用負担が最も適切であると考えます。

しかし、①総務省からの関係事業者間で「接続料以外の方法も含め」検討するよう要請があること、②被災地等で携帯端末が利用できない場合に特設公衆電話を利用するというケース自体は否定し得ないこと、③限られた時間の中で一定の結論を出す必要があること、を踏まえ、今回ご提示の修正案につきましてはその考え方、負担費用の規模感を考慮した結果、当社として賛同多数であるならば受け入れ可能と判断するものですが、最終的には全事業者が合意した方法により費用負担をするべきと考えます。

◆また、今回の当社回答は、上記に加え、災害時における最低限の通信確保という背景を踏まえたものであり、今後の費用負担において、今回の整理が何ら参考となりえるものではない前提として回答させていただきます。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受入可能	受入不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○(※)		

※ 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストの負担の在り方として、案3による負担は受入不可であるというこれまでの考えに変更ないことから、その原価が、一部とはいえ案3による負担となるような案4の考え方には、弊社としては賛同いたしかねるところです。とはいえ、限られた時間の中、関係事業者間で合意形成を図ることが難しい状況、かつ本協議の内容が関係する通信事業者全体の課題として要請されていることを鑑み、弊社といたしましては、案4による負担を採用することによって妥結点を見出すという考え方に歩み寄ることも可能と考えており、「賛同多数であれば受入可能」を選択させていただいた次第です。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受入可能	受入不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○(※)		

※ 弊社といたしましては、特設公衆電話のアクセス回線の維持コストの負担の在り方として、案3による負担は受入不可であるというこれまでの考えに変更ないことから、その原価が、一部とはいえ案3による負担となるような案4の考え方には、弊社としては賛同いたしかねるところです。とはいえ、限られた時間の中、関係事業者間で合意形成を図ることが難しい状況、かつ本協議の内容が関係する通信事業者全体の課題として要請されていることを鑑み、弊社といたしましては、案4による負担を採用することによって妥結点を見出すという考え方に歩み寄ることも可能と考えており、「賛同多数であれば受入可能」を選択させていただいた次第です。

特設公衆電話に係る費用の負担方法（案4）に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4（公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案）による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担			○	<p>弊社では案3については下記(※)の理由により受入れは不可としており、対象を原価の2分の1としても受入れは困難です。</p> <p>(※)各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、NTT東西殿の特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比(案3)で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは、不適切であると考えます。</p> <p>そのため、相互接続と無関係な番号数比(案3)のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべきものと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担			○	<p>案1と案3の折衷案である案4については、以下の理由から容認することは出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案3は、電気通信番号数に応じた費用負担は電気通信番号の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない。 ・案4は、案1・案3案をそれぞれ半分の費用負担とした根拠が不明確であり、根本的な解決になっていない。 <p>また、事業者間協議で特設公衆電話の費用負担に関する意見が各事業者で分かれている現状も鑑みると、国民の最低限の通信手段を確保する観点では、既存の制度であるユニバーサルサービス制度等の範疇に含めることが妥当と考えます。あらためて、行政が主体となった検討が相応と考えます。</p> <p>なお、案1について、当社も支持していた経緯もあるため、NTT東西殿等の今回の事業者間協議の結果として進めることについてはやむを得ないものと考えます。</p>

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		本来の弊社主張とは異なる内容ではございますが、事業者合意形成が必要という観点で、多数の事業者様が支持されるということであれば、合意とさせていただきます。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		折衷案である案4には、一定の合理性が認められるものの、全事業者が賛同できる案が望ましい。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	<p style="text-align: center;">○</p> <p>ただし、以下理由から「当面の措置」としての賛同 となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特設公衆が代替する通話は、平時の固定・携帯の通話であり、当該通話が電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえれば、案3が妥当。 ・ しかし、案3は現行からの負担額変動が大きく許容できないとする事業者のご意見もあることから、事業者間の合意のための「当面の措置」としては、賛同可能。 			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○ 案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	賛同します。			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	受け入れ可能	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数を開示いただくことを条件に、【案4】を受け入れます。			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば 受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	○			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1ずつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担		○		

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	<p style="text-align: center;">○</p> <p>ただし、以下理由から「当面の措置」としての賛同となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者の一致という観点で検討した場合、平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、案3が妥当と考えること。 ・しかし、案3は現行からの負担額変動が大きく許容できないとする事業者のご意見もあることから、事業者間の合意のための「当面の措置」としては、賛同可能。 			

特設公衆電話に係る費用の負担方法(案4)に関するご意見

- これまでの協議経緯を踏まえ、案4(公衆電話トラヒック比による按分及び電気通信番号数比での按分の折衷案)による負担方法について、該当する区分に○を記載願います。
- 案4を採用する考え方については、以下の通りです。
 - ・案1は、特設公衆電話は災害時における無料化された街頭公衆電話と利用の態様が同一であることから、公衆電話トラヒックで按分して負担するという考え方です。
 - ・案3は、特設公衆電話から発信される通話は、平時の携帯電話、固定電話等の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で按分して負担するという考え方です。
 - ・案4は、案1及び案3についていずれも一定の合理性があることから、事業者間で合意する考え方としては、それぞれの方法で原価の2分の1づつを按分して負担するという考え方です。

	賛同	賛同多数であれば受け入れ可能	受け入れ不可	受入不可の場合の理由
案4による負担	賛同 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。	可能 ただし当社は平成26年2月末で電話事業の撤退を予定していることを留意いただき、費用負担の対象事業者から外していただきたい。		

第6回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録（案）

1. 日時

平成25年10月11日（金）14:00～15:00

2. 場所

電気通信事業者協会会議室

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTT-ME、NTTドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、QNet（QTN）、ケイオプティコム（KOPT）、KDDI、au、J:COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンクBB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、CTC、東京テレメッセージ（TTM）、THOKnet（TOH）、フュージョン（FCC）、STnet（ST）、ZIPテレコム（ZIP）、UCOM、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 報告書について
2. 費用負担方法（案1と案3の折衷案）について

<結論>

- ・ 費用負担方法（案4）が提案されるに至った経緯等をNTT東西から各事業者に提示。
- ・ 資料3について、各案の単価を追記したものを各事業者に提示。
- ・ 本日の議論を踏まえ、各事業者は費用負担方法（案4）の受入可否に関する意見を10/18（金）迄にNTT東西に提示。
- ・ 各事業者から提示された意見を踏まえ、10月第4週もしくは最終週に再度、協議を開催予定。

<主な対応模様>

（冒頭）NTT東西より、H25年9月末の報告書の内容について、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込については合意が得られたこと、事業者間で負担する方法については、9月末では合意ができず、10月末を目途に報告するとした点を中心に説明し、あわせて、案3での合意が得られなかった過程において、案1と案3の折衷案である案4について提案があったこと、及び関係事業者に事務レベルで本提案に関する照会を行ったことを資料3及び資料4を用いて説明。

FCC:資料4では「無回答」となっているが、案4について照会された認識はない。

N:全社に照会させていただいたように認識しているが、個別に確認させていただく。

（確認した結果、FCCへ照会が漏れていたことを確認）

eA：資料4で「不賛同」となっているが照会された認識はない。今後は個別に照会してほしい。

N：了解。

N：案1と案3をハイブリッドで組み合わせた案4に対する御意見を書面で10/18（金）迄にいただきたい。意見照会用のフォーマットを早急にお送りする。

D：案1と案3をハイブリッドで組み合わせた考え方を示してほしい。様々な選択肢がある中で、今回の案を採用した考え方や経緯を説明した資料があれば、社内で説明しやすい。

N：案4はそもそもNTT東西から提示した案ではないので、NTT東西の考えとして説明することは難しいが、案1に代わる案として、案2と案3が提案されたが合意に至らず、折衷案としての案4が提案されたという経緯等を記載することは可能と思われる。ただし、案1と案3の加重割合を50%とした部分については、両案ともに一定の理屈があるとされていたので、2案の折半としたというくらいしか理屈がない。

D：その程度でも構わない。

St：費用に関する考え方については、案4であれば社内で調整することができると思うが、実際に案4を採用した場合における具体的な精算方法についても考え方を示してほしい。

N：H23年度の特設公衆電話のコストについては、H25年度の公衆電話接続料で負担していただいているが、来年度以降の費用負担について大枠の部分を議論させていただいているところ。NTT東西の中では、具体的な精算方法もある程度考えてはいるものの、大枠が決定しないまま提示しても意味がないと考えている。大枠が決定次第、速やかに意見照会させていただきたい。

St：了解。

N：今回、最終的に事業者間で合意できなかった場合の報告書案を提示させていただいているが、半年近く関係事業者間で議論させていただき、全社合意まで後一步というところに来ているものと認識。各事業者が様々なご意見をお持ちであった中、それぞれが譲歩して歩み寄ることで、合意形成に向けての調整が進んできている。協議事務局を務めてきた立場としては、折角ここまで議論を重ねてきた以上、案4で収束させていきたいと考えている。あわせて、事務局の不手際で、案4の事前照会が漏れてしまった事業者様があった点については、お詫びさせていただきたい。現時点、案4は受入不可とされているソフトバンク様についても、引き続き、社内で調整を進めていただいているところであり、案4で合意できる可能性はまだ残っていると考えている。他の事業者様についても、事前照会が漏れていた事業者様を除き、窓口のご担当の方々からは、案4であれば概ね受入可能という感触をお示しいただいているところであるが、案4の受入可否について会社回答をお示しさせていただきたいと考えている。

T T M：資料3について、各案の単価を入れたものを共有していただきたい。

N：了解。

総務省：御議論いただき、また社内を調整いただき感謝している。特設公衆電話の費用の在り方について、本来は9月末に報告期限を設定していたが、なかなか各社の考えがまとまらず、10月末に期限を延長せざるを得なかったのは大変遺憾ではあったが、期限に向けて引き続き議論・調整をお願いしたい。総務省の中では、10月末の報告期限を更に延長することはあり得ないだろうという声が大変強いので、その点をお含みいただき、10月末までに結論が出るようなスケジュール感で協議を進めていただきたい。

N: 今後は10月18日(金)までに案4の受入可否について各社ご意見をお示しいただくこととし、その内容を踏まえ、10月第4週もしくは最終週に再度協議を開催し、最終報告書を取り纏めていけるよう進めていきたい。

以上

第7回合同協議（特設公衆電話費用の負担方法について）議事録

1. 日時

平成 25 年 10 月 28 日（月） 15 : 00～15 : 30

2. 場所

ベルサール西新宿

3. 参加者

イーアクセス（eA）、ウィルコム、NTT-C、NTT-ME、NTT ドコモ、エネルギア・コミュニケーションズ（エネコム）、KDDI、au、J：COM、ソフトバンクテレコム（SBTM）、ソフトバンク BB（SBB）、ソフトバンクモバイル（SBM）、東京テレメッセージ（TTM）、TOHKnet（TOH）、フュージョン（FCC）、ZIP テレコム（ZIP）、UCOM、NTT東日本（N）、NTT西日本（N）、総務省〔オブザーバー〕

※敬称略

<議事次第>

1. 報告書（案）について
2. その他

<結論>

- ・ 案 4 の費用負担方法は全事業者合意には至らなかった。
- ・ これまでの議論を踏まえ、事業者間での費用負担方法に関する全事業者による別段の合意が改めてなされない限り、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法（案 1）を継続という内容で報告書を提出。
- ・ NTT東西が、公衆電話の利用者料金設定事業者が設定する公衆電話利用者料金の水準に係る取りまとめ資料を作成し、当該資料を総務省に報告するとともに公表する予定。
- ・ 報告書（案）について、意見があれば 10 月 30 日までにいただきたい。また、参考資料についてもご確認いただきたい。

<主な対応模様>

（冒頭）NTT東西より、事前に照会した報告書案について、各事業者からいただいたご意見、ご意見を踏まえて修正した箇所、修正しなかった箇所について、理由等を説明。

報告書 P.7 の第 1 段落について、「特設公衆電話の取り扱いが見直されない限り」という表現について「見直されるまでの間」という修文要望を受けたが、実際、特設公衆電話の取扱いを見直す機会があるかどうか定まっている訳ではないこと、また、ニュアンスの違いはあるものの、文意には

大きな差が無いことにより、原案のままとさせていただいた。

報告書 P.7 の第 4 段落について、案 2 を否定する理由を細かく書いているが、関係事業者様よりいただいた、NTS コストを TS で回収することに係る懸念点をより具体化して書き下したものである。

報告書 P.8 の第 2 段落は、案 3 を否定する理由について、関係事業者の合意に基づいて成立する負担とする場合の課題をより詳細に書き加えたものであり、文意が分かり易くなるように、意見照会案から更に修文を加えた。

報告書 P.8 の第 3 段落については、案 4 に反対する事業者の個社名について意見照会案では本文に記載していたところ、案 3 に反対する事業者の個社名を本文に記載していないこととバランスを欠くというご意見をいただき、今回の案では案 4 でも本文から個社名を削除させていただいた。

報告書 P.9 の第 2 段落では、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法を継続せざるを得ないということは理解するものの、将来、事業者間で別段の合意が改めてなされた場合には、その合意に従うことになる旨を追記すべきとのご意見を踏まえ、修文を加えた。

報告書 P.9 の第 4 段落は、意見照会した案では、公衆電話の利用者料金について、NTT 東西がとりまとめの上、総務省に報告・公表するとしていたが、公衆電話料金設定事業者から、その報告等様式について事前に調整できるようにしてほしいとのご意見を踏まえ、修文を加えた。

報告書 P.9 の第 4 段落は、意見照会した案では、公衆電話の利用者料金について、NTT 東西がとりまとめの上、総務省に報告・公表するとしていたが、公衆電話料金設定事業者と様式等について調整等が必要になる点を、今回の案では加えているもの。

K：公衆電話の利用者料金水準の取りまとめは、国内への通話だけでなく国際通話も対象になるのか。国際通話は対地別の料金設定になるので、あまり馴染まないと思うが。

N：全ての対地別料金を対象にするのは現実的ではないと思うが、代表的な料金を取りまとめの対象とすることについて各事業者と相談していきたい。この取りまとめ結果については、最終的に審議会での議論の材料になっていくと想定しており、総務省とも相談しながらまとめていきたい。

N：事前にご送付し、個別にご意見を伺ってきているので、この場にご出席いただいている皆様については、今回ご提示している内容で報告することを基本的にご了解いただけていると認識しているが、改めて社内で確認が必要な場合もあると思うので、短期間で申し訳ないが、速やかにご対応いただき、修正等が必要という場合のみ、10 月 30 日までにご連絡をいただきたい。また、これまでの各事業者のご意見等については参考資料という形で添付しているので、それらについても改めて内容等をご確認いただきたい。なお、それらについては、報告書の別紙・別添として、ホームページで報告書を公表する際に合わせて公表する予定。また、各回の協議資料についても、参考資料としてホームページで公表する予定。

UCOM：報告書の 9 ページにおいて、「公衆電話の利用者料金の水準を自らのホームページ等においてわかりやすく情報開示していく」という記載があるが、すでに開示している料金表の内容を公衆電話の料金だけ取り出して、加工して開示することが求められているという趣旨か。

N：今回配布した資料では、「わかりやすく情報開示していく」という表現を「情報開示するとしている」という表現に見直している。すでに必要な情報が満たされていれば、現在の料金表を改め

て加工していただく必要は無いという認識。

UCOM：了解。

N：他に無ければ、協議は以上とさせていただきたい。

総務省：貴重な時間をいただいて御議論いただき感謝している。今回の報告書案について、この場では特段の意見が出ていないので、このまま、まとまることを大いに期待している。案が最後の最後まで定まらず、社内調整された方々にご苦労されたと推察するところであり、その点も感謝申し上げたい。本件は、災害に対して通信面からどのように対応していくかという点で、総合通信基盤局の幹部も含め総務省において関心が高いもの。今後、月末にかけてNTT東西から報告書が提出されたらしっかりと受け止め、最終的には平成26年度の接続料に係る接続約款の認可に関する審議会の審議において、総務省としても本合意協議の結論を説明していきたい。本当にありがとうございました。

N：紆余曲折の結果、案1の公衆電話接続料による費用回収ということに戻った訳であるが、議論の過程において、当初は議論に参加されていなかった事業者、即ち、最終的には費用負担の対象とならなかった事業者を含め、多くの事業者の方々から、特設公衆電話の仕組みを支えるための費用負担に応じてよいというお考えを積極的にお示しいただいたことに感謝申し上げたい。そのようなお考えをお示しいただいた事業者の方々の思いを我々としても真摯に受け止めさせていただき、しっかり特設公衆電話の設置・運用をやっていくことで、情報通信インフラを支えていければと考えているところ。

なお、災害対策関連ということ言えば、この他にも、街頭公衆電話や特設公衆電話の通話料の無料化などへの対応や、災害用伝言ダイヤルへの対応など、引き続き、関係事業者と調整させていただく必要がある事案も残っているので、また皆様とご相談させていただきながら検討を進めていきたいと考えているところ。引き続きよろしくお願ひしたい。

以上